

災害救助法施行令（昭和二十二年十月三十日政令第二百二十五号）

最終改正：平成二十七年一月三〇日政令第三〇号

（災害の程度）

第一条 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

- 一 当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下同じ。）内の人口に応じそれぞれ別表第一に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- 二 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第二に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第三に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- 三 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第四に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- 四 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。

2 前項第一号から第三号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は二世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は三世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

（救助の種類）

第二条 法第四条第一項第十号に規定する救助の種類は、次のとおりとする。

- 一 死体の捜索及び処理
- 二 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

（救助の程度、方法及び期間）

第三条 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事又は救助実施市の長（以下「都道府県知事等」という。）が、これを定める。

2 前項の内閣総理大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

（医療、土木建築工事及び輸送関係者の範囲）

第四条 法第七条第一項及び第二項に規定する医療、土木建築工事及び輸送関係者の範囲は、次のとおりとする。

- 一 医師、歯科医師又は薬剤師
- 二 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士
- 三 土木技術者又は建築技術者
- 四 大工、左官又はとび職
- 五 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者
- 六 鉄道事業者及びその従業者
- 七 軌道経営者及びその従業者
- 八 自動車運送事業者及びその従業者
- 九 船舶運送業者及びその従業者
- 十 港湾運送業者及びその従業者

（実費弁償）

第五条 法第七条第五項の規定による実費弁償に関して必要な事項は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事等が、これを定める。

(都道府県知事等が管理することができる施設)

第六条 法第九条第一項の規定により都道府県知事等が管理することができる施設は、次のとおりとする。

- 一 病院、診療所又は助産所
- 二 旅館又は飲食店

(扶助金の種類)

第七条 法第十二条の扶助金(以下「扶助金」という。)は、療養扶助金、休業扶助金、障害扶助金、遺族扶助金、葬祭扶助金及び打切扶助金の六種類とする。

(支給基礎額)

第八条 前条に規定する扶助金(療養扶助金を除く。)は、支給基礎額を基準として支給する。

2 前項に規定する支給基礎額は、次のとおりとする。

- 一 法第七条の規定により救助に関する業務に従事した者(以下「従事者」という。)のうち、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)に規定する労働者である者については、負傷若しくは死亡の原因である事故が発生した日又は診断によって疾病の発生が確定した日を基準として、同法第十二条の規定により算定した平均賃金の額
- 二 従事者のうち、労働基準法に規定する労働者でない者については、その者が通常得ている収入の額を基準として都道府県知事等が定める額。ただし、その者が通常得ている収入の額が、その地方で、同様の事業を営み、又は同様の業務に従事する者が通常得ている収入の額(以下「標準収入額」という。)を超えるときは、標準収入額を基準として都道府県知事等が定める額とする。
- 三 法第八条の規定により救助に関する業務に協力した者(以下「協力者」という。)については、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令(昭和二十七年政令第四百二十九号)第五条に規定する給付基礎額の例により都道府県知事等が定める額

(療養扶助金)

第九条 従事者又は協力者が負傷し、又は疾病にかかった場合においては、療養扶助金として、必要な療養に要する費用を支給する。

2 前項の療養の範囲は、次に掲げるものであって、療養上相当と認められるものとする。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 六 移送

(休業扶助金)

第十条 従事者又は協力者が負傷し、又は疾病にかかり、療養のため従前の業務に服することができない場合においては、休業扶助金として、その業務に服することができない期間一日につき、支給基礎額の百分の六十に相当する金額を支給する。

2 前項の場合において、引き続き業務上の収入の全部又は一部を受けることができる者に対しては、同項の規定にかかわらず、その受けすることができる期間中は休業扶助金を支給しない。ただし、その業務上の収入の額が休業扶助金の額より少ないときは、その差額を支給する。

(障害扶助金)

第十一条 従事者又は協力者の負傷又は疾病が治った場合において、次項に規定する障害等級に該当する程度の身体障害が存するときは、障害扶助金を支給する。

2 障害等級は、その身体障害の程度に応じて重度のものから順に、第一級から第十四級までに区分するものとする。この場合において、各障害等級に該当する身体障害は、内閣府令で定める。

3 障害扶助金の額は、次の各号に掲げる障害等級(前項に規定する障害等級をいう。以下同じ。)に応じ、支給基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。

- 一 第一級 千三百四十

- 二 第二級 千百九十
 - 三 第三級 千五十
 - 四 第四級 九百二十
 - 五 第五級 七百九十
 - 六 第六級 六百七十
 - 七 第七級 五百六十
 - 八 第八級 四百五十
 - 九 第九級 三百五十
 - 十 第十級 二百七十
 - 十一 第十一級 二百
 - 十二 第十二級 百四十
 - 十三 第十三級 九十
 - 十四 第十四級 五十
- 4 障害等級に該当する程度の身体障害が二以上ある場合の障害等級は、最も重い身体障害に応ずる障害等級による。
- 5 次に掲げる場合の障害等級は、前項の規定にかかわらず、次の各号のうち、従事者又は協力者に最も有利なものによる。
- 一 第十三級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる障害等級より一級上位の障害等級
 - 二 第八級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる障害等級より二級上位の障害等級
 - 三 第五級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる障害等級より三級上位の障害等級
- 6 前項の規定による障害扶助金の額は、それぞれの身体障害に応ずる障害等級による障害扶助金の額を合算した額を超えてはならない。
- 7 既に身体障害のある従事者又は協力者が、負傷又は疾病によって、同一部位について障害の程度を加重した場合には、その障害扶助金の額から従前の障害に応ずる障害等級による障害扶助金の額を差し引いた額をもって、障害扶助金の額とする。

(遺族扶助金)

第十二条 従事者又は協力者が死亡した場合においては、遺族扶助金として、その者の遺族に対して、支給基礎額の千倍に相当する金額を支給する。

(遺族扶助金の受給者の範囲)

- 第十三条 前条の遺族は、次の各号に掲げる者とする。
- 一 配偶者(婚姻の届出をしないが、従事者又は協力者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
 - 二 子、父母、孫及び祖父母で、従事者又は協力者の死亡当時主としてその収入により生計を維持していたもの
 - 三 前二号に掲げる者のほか、従事者又は協力者の死亡当時主としてその収入により生計を維持していた者
 - 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前二号に該当しないもの
- 2 前項に掲げる者の遺族扶助金を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第二号又は第四号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ、当該各号に掲げる順序により、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 従事者又は協力者が遺言又は都道府県知事等に対する予告で、第一項第三号及び第四号に掲げる者のうち特に指定した者があるときは、その指定された者は、同項第三号及び第四号に掲げる他の者に優先して遺族扶助金を受けるものとする。
- 4 遺族扶助金を受けるべき同順位の方が二人以上ある場合においては、遺族扶助金は、その人数によって等分して支給するものとする。

(葬祭扶助金)

第十四条 従事者又は協力者が死亡した場合においては、葬祭扶助金として、葬祭を行う者に対して、支給基礎額の六十倍に相当する金額を支給する。

(昭三〇政四・追加、平二五政二八五・旧第二十条繰上・一部改正)

(打切扶助金)

第十五条 第九条の規定によって療養扶助金の支給を受ける者が、療養扶助金の支給開始後三年を経過しても負傷又は疾病が治らない場合においては、打切扶助金として、支給基礎額の千二百倍に相当する金額を支給することができる。

2 前項の規定により打切扶助金を支給したときは、その後は扶助金を支給しない。

(他の法令による給付又は補償との調整等)

第十六条 扶助金の支給を受けるべき者が他の法令(条例を含む。)による療養その他の給付又は補償を受けたときは、同一の事故については、その給付又は補償の限度において、扶助金を支給しない。

2 扶助金の支給の原因である事故が第三者の行為によって生じた場合において、扶助金の支給を受けるべき者が当該第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、その賠償の限度において、扶助金を支給しない。

(災害発生市町村等の長による救助の実施に関する事務の実施)

第十七条 都道府県知事は、法第十三条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を災害発生市町村等の長が行うこととするときは、災害発生市町村等の長が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を災害発生市町村等の長に通知するものとする。この場合においては、当該災害発生市町村等の長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。

2 都道府県知事は、法第十三条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務(法第七条から第十条までに規定する事務に限る。)の一部を災害発生市町村等の長が行うこととし、前項前段の規定による通知をしたときは、直ちにその旨を公示しなければならない。

3 法第十三条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を災害発生市町村等の長が行うこととした場合においては、法の規定中当該事務に係る都道府県知事に関する規定は、災害発生市町村等の長に関する規定として災害発生市町村等の長に適用があるものとする。

(事務の区分)

第十八条 この政令の規定により都道府県又は救助実施市(以下「都道府県等」という。)が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 第三条、第五条並びに第八条第二項第二号及び第三号の規定により都道府県等が処理することとされている事務

二 前条第一項及び第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務

(国庫負担)

第十九条 法第二十一条第一項に規定する政令で定める額は、百万円とする。

(昭三七政二八九・追加、平一一政三九三・旧第二十三条繰下、平二五政二八五・旧第二十五条繰上・一部改正)

(災害救助基金の積立て)

第二十条 都道府県等が法第二十三条の規定により積み立てなければならない金額は、当該都道府県等の当該年度における災害救助基金の最少額の五分の一に相当する額とする。

2 前項の規定により算定した額と当該都道府県等が現に積み立てている額の合計額が、当該都道府県等の当該年度における災害救助基金の最少額を超過する場合には、当該都道府県等が積み立てなければならない金額は、同項の規定により算定した額からその超過額を控除した額とする。

別表第1

別表第3

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	30
5,000人以上 15,000人未満	40
15,000人以上 30,000人未満	50
30,000人以上 50,000人未満	60
50,000人以上 100,000人未満	80
100,000人以上 300,000人未満	100
300,000人以上	150

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	15
5,000人以上 15,000人未満	20
15,000人以上 30,000人未満	25
30,000人以上 50,000人未満	30
50,000人以上 100,000人未満	40
100,000人以上 300,000人未満	50
300,000人以上	75

別表第 2

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000人未満	1,000
1,000,000人以上 2,000,000人未満	1,500
2,000,000人以上 3,000,000人未満	2,000
3,000,000人以上	2,500

別表第 4

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000人未満	5,000
1,000,000人以上 2,000,000人未満	7,000
2,000,000人以上 3,000,000人未満	9,000
3,000,000人以上	12,000

資料 6 - 2

災害救助法による救助の実施について（抜粋）

昭和40年5月11日 社施第99号 厚生省社会局長通知

第10 救助事務の処理に必要な帳簿書式に関する事項

救助事務の処理に必要な帳簿書式は、次に定めるところによること。

- 1 救助の種目別物資受払状況（様式6）
- 2 避難所設置及び収容状況（様式7）
- 3 応急仮設住宅台帳（様式8）
- 4 炊出し給与状況（様式9）
- 5 飲料水の供給簿（様式10）
- 6 物資の給与状況（様式11）
- 7 救護班活動状況（様式12）
- 8 病院診療所医療実施状況（様式13）
- 9 助産台帳（様式14）
- 10 被災者救出状況記録簿（様式15）
- 11 住宅応急修理記録簿（様式16）
- 12 生業資金貸付台帳（様式17）
- 13 学用品の給与状況（様式18）
- 14 埋葬台帳（様式19）
- 15 死体処理台帳（様式20）
- 16 障害物除去の状況（様式21）
- 17 輸送記録簿（様式22）
- 18 令第10条第1号から第4号までに規定する者の従事状況（様式23）
- 19 令第10条第5号から第10号までに規定する者の従事状況（様式24）
- 20 扶助金の支給状況（様式25）
- 21 損失補償の状況（様式26）
- 22 法第34条の補償費の状況（様式27）
- 23 法第35条に規定する費用の求償の対象となった救助については、それぞれ該当する種目の様式に記載すること。

事業別国庫負担等一覧

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
公共土木施設災害復旧事業国庫負担法	河川	国、道、町	堤防、護岸、水制、床止等	国施行 1カ所 500万円以上 道施行 1カ所 120万円以上 町施行 1カ所 60万円以上	標準税収入と対比して算定
	海岸	〃	堤防、護岸、突堤等	〃	〃
	砂防設備	国、道	治水に施行する砂防施設等	国施行 1カ所 500万円以上 道施行 1カ所 120万円以上	〃
	林地荒廃防止施設	道	山林砂防、海岸砂防施設（防波堤を含む）	道施行 1カ所 60万円以上	〃
	地すべり防止施設	国、道	地すべり防止区域内にある排水施設、擁壁、ダム等	国その都度決定する。 道施行 1カ所 120万円以上	〃
	急傾斜地崩壊防止施設	〃	急傾斜地崩壊危険区域内にある擁壁、排水施設等	〃	〃
	道路	国、道、町	トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となってその効果を	国施行 1カ所 500万円以上 道施行 1カ所 120万円以上 町施行 1カ所 60万円以上	〃
	港湾	〃	水域施設（航路、泊地船だまり）、外かく施設（防波堤、水門、堤防）、係留施設（岸壁、浮標）等	〃	〃
	漁港	〃	水域施設、外かく施設、けい留施設、輸送施設	〃	〃
	下水道	道、町	公共下水道、流域下水道、都市下水路	道施行 1カ所 120万円以上 町施行 1カ所 60万円以上	〃
公園等	〃	都市公園及び特定地区公園（カントリーパーク）の園路・広場、修景施設、保養施設、運動施設等	〃	〃	

事業別国庫負担等一覧

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単当事業費	国庫補助率
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地	道、町、 土地改良区等	農地	1カ所 40万円以上	5/10 (通常) 8/10、9/10 (高率該当分)
	農業用施設	道、町、 土地改良区等	用排水路、ため池、頭首工、揚水施設、農業用道路農地保全施設	1カ所 40万円以上	6.5/10 (通常)、 9/10、10/10 (高率該当分)
	林業用施設	道、町、 組合	林地荒廃防止施設・林道	〃	5/10～ 6.5/10 (通常)、 7.5/10～ 10/10 (高率該当分)
	漁業用施設	道、組合	沿岸漁場整備開発施設 (消波堤、離岸堤、潜堤、護岸、道流堤、水路又は着定基質) 漁港施設(水産業協同組合の維持管理に属する外郭施設、係留施設、水域施設)	〃	6.5/10 (通常)、 10/10 (高率該当分)
	共同利用施設	組合	倉庫、加工施設、共同作業場、その他	〃	2/10

事業別国庫負担等一覧

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単当事業費	国庫負担率
土地改良法	農業用施設	開発局	土地改良事業法第85条第85条の2、第85条の3、第87条の2の規定に基づいて国が実施している土地改良事業	1カ所75万円以上	土地改良法施行令第52条第1項、第3項、第2項第3号及び第6～8項の規定に基づき算定する。
			基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第94条の規定に基づき土地改良区等に委託を了した施設	1カ所概ね2,000万円以上 工事が高度な技術を要するとき。激甚な災害を被り直轄災害復旧事業として施行する必要なとき	
公営住宅法	公営住宅	道、町	公営住宅	毎年国から示される	2/5～3/4
生活保護法	保護施設	道、町、社会福祉法人、日本赤十字社北海道支部	救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上 設備整備～災害復旧費協議額1件につき60万円以上	1/2
老人福祉法	老人福祉施設	道、町、社会福祉法人	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター等	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上 設備整備～災害復旧費協議額1件につき60万円以上	1/2 又は 1/3
身体障害者福祉法	身体障害者更正援護施設	〃	身体障害者更正施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者福祉センター等	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上 設備整備～災害復旧費協議額1件につき60万円以上	1/2

事業別国庫負担等一覧

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単当事業費	国庫負担率
知的障害者福祉法	知的障害者援護施設	道、町、社会福祉法人	知的障害者更正施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム	〃	1/2
売春防止法	婦人保護施設	〃	婦人相談所、婦人保護施設	〃	〃
児童福祉法	児童福祉施設	道、町、社会福祉法人、日本赤十字社北海道支部	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設等	施設整備～災害復旧費協議額 1 件につき 80 万円以上 (保育所については、40 万円以上) 設備整備～災害復旧費協議額 1 件につき 60 万円以上 (保育所については、30 万円以上)	1/2 又は 1/3
母子及び寡婦福祉法	母子福祉施設	道、町、社会福祉法人	母子福祉センター、母子休養ホーム	施設整備～災害復旧費協議額 1 件につき 80 万円以上	〃
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神障害者社会復帰施設	道、町、非営利法人等	精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、精神障害者福祉工場、精神障害者地域生活支援センター	〃	1/3

事業別国庫負担等一覧

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単当事業費	国庫負担率
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症指定医療機関	町	感染症指定医療機関	災害復旧所要額 1 件につき 60 万円以上	1/2
	感染症法予防事業	〃	感染症予防、ねずみ族昆虫の駆除等	各種事業による	〃
上下水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱	上下水道	町	○被災した施設を原形に復旧する事業（原形に復旧することが著しく困難な場合には、当該施設の従前の効果を復旧するための施設を設置する事業を含む） ○応急的に施設を設置する事業（応急的に共同給水装置を設置する事業を含む。）	○上下水道事業または水道用水供給事業 ①本復旧費＞現在給水人口×130 円 ②本復旧費＞	
公立学校施設災害復旧費国庫負担金	公立学校	道、町	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園の施設	施設整備 道 80 万円以上 町 40 万円以上 設備整備 道 60 万円以上 町 30 万円以上	2/3

事業別国庫負担等一覧

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫負担率
災害復旧費補助金交付要綱 公立諸学校建物其他	公立学校 施設災害 復旧事業	道、町	教員住宅、特定学校借上施設 及び校舎の新設復旧に伴う 応急仮設校舎等	施設整備 道 80 万円以上 町 40 万円以上	2/3
	都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	街路	道・町	都市計画法第 18 条、第 19 条又は第 22 条の規定によ り決定された施設道路及び 土地区画整理事業により築 造された道路(道路の附属物 のうち、道路上のさく及び駒 止を含む。)で道路法第 18 条第 2 項の規定による道路の供用 の開始の告示がなされてい ないもの	道 120 万円以上 町 60 万円以上
都市排水 施設等		道、町	都市計画区域内にある都市排 水施設で排水路、排水機、樋門 及びその付属施設都市計画区 域内にある地方公共団体の維 持管理に属する公園(自然公園 を除く。)広場、緑地、運動 場、墓地 及び公共空地	〃	〃

事業別国庫負担等一覧

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単当事業費	国庫負担率
都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	堆積土砂排除	町	一つの市町村の区域内の市街地において災害により発生した土砂等の流入、崩壊等により堆積した土砂の総量が3万㎡以上であるもの、又は2千㎡以上の一団をなす堆積土砂又は20m以内の間隔で連続する堆積土砂で、その総量が2千㎡以上であるもので、基本方針に定める条件に該当する事業等	町 60 万円以上	〃
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害廃棄物処理等	町（一部事務組合、地域連合含む）	災害その他の事由のために実施した生活環境の保全上、特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業並びに災害に伴って便槽に流出した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業等	町 40 万円以上	1/2
活動火山対策特別措置法都市局所管降灰除去事業費補助金交付要綱	1) 下水道		公共下水道ならびに都市下水道の配水管及び排水渠（これらに直接接続するポンプ場の沈砂池等を含む）内に堆積した降灰を収集し、運搬し及び処分する事業とする。	その都度決定	2/3
	2) 都市排水路		都市排水路の水路内に堆積した降灰収集し、運搬し及び処分する事業とする。		1/2
	3) 公園		公園上に堆積した降灰収集し、運搬し及び処分する事業とする。		〃
	4) 宅地		建築物の敷地である土地（これに準ずるものを含む）に堆積した降灰で、町長が指定した場所に集積されたものを運搬し及び処分する事業とする。		〃

災害報告書

様式1 (A)

通報者	住所	白老町 町 丁目 番 号			☐巡回時発見 時 分
	氏名		電話番号		
受信者氏名		受信日時	年 月 日 () 時分		
災害発生日時	☐ 年 月 日 () 時 分頃 ☐不明				
災害の種類	☐宅地崩壊 ☐がけ崩れ ☐道路被害 ☐その他 ()				
災害現場	白老町 町 丁目 番 号 【公共施設名】 字 番地				
住宅・その 敷地の場合			自宅電話		世帯人数 人
			勤務先		電話
災害の状況					
	【被害見積概算額 千円】				
災害現況					
応急措置 の内容					
	【 月 日 時 分終了】				
今後の措置等					
	【 月 日 時 分完了】				

様式1 (B)

被災世帯調査票

調査年月日		年 月 日 ()		調査員氏名			
被災世帯	住所	白老町 町 丁目 番 号 字 番地			電話番号		
	世帯主氏名	避難先又は連絡先					
住宅の種類	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 店舗併用住宅 <input type="checkbox"/> 公営住宅 (階居住) <input type="checkbox"/> 給与住宅 <input type="checkbox"/> 間借 <input type="checkbox"/> 民間アパート・マンション (階居住) <input type="checkbox"/> 工場・事務所等 <input type="checkbox"/> その他 ()						
住宅被害	<input type="checkbox"/> 全壊 (焼) 流出又は床面積の 70%以上損壊又は主要構造物の被害額 50%以上 <input type="checkbox"/> 半壊 (焼) 床面積の 20~70%未満損壊又は主要構造物の被害額 20~50%未満 <input type="checkbox"/> 一部破損 全・半壊に該当せず、一部が破損 (破損箇所) <input type="checkbox"/> 床上浸水 床上浸水又は土砂等が床上まで堆積し、一時的に居住不能の状態 <input type="checkbox"/> 床下浸水 床上浸水に達しないもの						
住宅の措置	<input type="checkbox"/> 公営住宅斡旋 <input type="checkbox"/> 仮設住宅 <input type="checkbox"/> 応急修理 <input type="checkbox"/> 障害物除去 <input type="checkbox"/> 応急危険度判定必要 <input type="checkbox"/> 措置の必要なし (居住可能) <input type="checkbox"/> その他 ()						
家財等の被害状況及び給与の要否	<input type="checkbox"/> 被 服 (特に) <input type="checkbox"/> 寝 具 (特に) <input type="checkbox"/> 生活必需品 (特に) <input type="checkbox"/> 学 用 品 (教科書 学用品)			給与措置	被服	安否	
					寝具	安否	
					生活必需品	安否	
					学用品	安否	
世帯の状況	入員	続柄	氏名	年齢	性別	勤務先又は学校名・学年	備考
	1	世帯主					
	2						
	3						
	4						
	5						
参 考	町民税課税区分		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 均等割 <input type="checkbox"/> 所得割			<input type="checkbox"/> その他	
	世帯種別	<input type="checkbox"/> 被保護世帯 <input type="checkbox"/> 要保護世帯 <input type="checkbox"/> 身障世帯 <input type="checkbox"/> 老人世帯 <input type="checkbox"/> 母子世帯					
備 考							

災害情報等報告取扱要領(町から総合振興局への報告)

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告(以下「災害情報等」という。)を所轄総合振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (7) その他特に指示があった災害

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表1の様式により速やかに報告すること。

この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。但し、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等(住家を除く)については除くものとする。

ア 速報

被害発生後直ちに別表2の様式により件数のみ報告すること。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、別表2の様式により報告すること。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。

但し、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表2の様式により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

- (1) 災害情報及び被害状況報告(速報及び中間報告)は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。

- (2) 被害状況報告のうち最終報告は、文章により報告するものとする。

総合振興局においては、管内市町村分を別表3の集計表によりとりまとめ、道(危機対策課)に報告するものとし、市町村から報告のあった別表2の写を添付するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表4のとおりとする。

別表 1

災 害 情 報				
報告時限	月 日 時現在	発受信日時	月 日 時 分	
発信機関		受信機関		
発信者		受信担当者		
発生場所				
発生日時	月 日 時 分	災害の原因		
気象等の状況	雨量 河川水位 潮位波高 風速 その他			
ライフライン関係	道路 鉄道 電話 水道 (飲料水) 電気 その他			
応急措置の状況	(1) 災害対策本部の設置	(名称) (設置日時) 月 日 時 分 設置		
	(2) 災害救助法適用の状況	地区名	被害棟数	罹災世帯
		(救助実施内容)		

応急措置の状況	(3) 避難の状況	区分	地区名	避難場所	人員	時間
		自主避難				
		避難勧告				
		避難指示				
	(4) 自衛隊派遣 要請の状況					
	(5) その他措置 の状況					
	(6) 応急対策 出動人員	(ア) 出動人数		(イ) 主な活動状況		
		市町村職員	名			
		消防職員	名			
		消防団員	名			
その他		名				
	計	名				
その他	(今後の見通し等)					

別表2

被害状況報告(速報・中間・最終)

							月 日 時 分現在		
災害発生日時			月 日 時 分		災害の原因				
発生場所									
受信	機関(市町村)名			受信	機関(市町村)名				
	職・氏名				職・氏名				
	発信日時				発信日時				
項目		件数等	被害金額(千円)		項目		件数等	被害金額(千円)	
① 人的被害	死者		人						
	行方不明		人						
	重症		人						
	軽症		人						
	計		人						
② 住家被害	全壊		棟		道工事		河川	箇所	
			世帯				海岸	箇所	
			人				砂防施設	箇所	
	半壊		棟		地すべり	箇所			
			世帯		急傾斜地	箇所			
			人		道路	箇所			
	一部破壊		棟		橋梁	箇所			
			世帯		小計	箇所			
			人		市町村工事		箇所		
	床上浸水		棟			箇所			
世帯					箇所				
人					箇所				
床下浸水		棟		港湾	箇所				
		世帯		漁港	箇所				
		人		下水道	箇所				
計		棟		公園(倒木)	箇所				
		世帯		道路(倒木)	箇所				
		人		街路灯	箇所				
③ 非住家被害		棟		計	箇所				
全壊	公共建物		棟		漁船	沈没流出	隻		
	その他		棟			破損	隻		
半壊	公共建物		棟		計	隻			
	その他		棟		⑥ 水産被害		漁港施設	箇所	
計	公共建物		棟		共同利用施設	箇所			
	その他		棟		その他施設	箇所			
④ 農業被害	農地	田	流失・埋没	Ha	道有林	林地	箇所		
			浸冠水	Ha		治山施設	箇所		
		畑	流失・埋没	Ha		林道	箇所		
			浸冠水	Ha		林産物	箇所		
	農作物	田	Ha	その他	箇所				
		畑	Ha	小計	箇所				
	農業用施設		箇所		一般民有地		林地	箇所	
	共同利用施設		箇所		治山施設	箇所			
	営産被害		箇所		林道	箇所			
	畜産被害		箇所		林産物	箇所			
その他		箇所		その他	箇所				
計				小計	箇所				

項目			件数等	被害金額(千円)	項目			件数等	被害金額(千円)
⑧ 衛生被害	水道	箇所			⑪社会教育施設被害	箇所			
	病院	公立	箇所		⑫社会福祉施設等被害	公立	箇所		
		私立	箇所			法人	箇所		
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所			計	箇所		
		し尿処理	箇所		⑬その他	鉄道不通	箇所		
	火葬場	箇所		鉄道施設		箇所			
計			被害船舶(漁船除く)	隻					
⑨ 商工被害	商業	件		空港		箇所			
	工業	件		水道		戸			
	その他	件		電話		回線			
	計	件		電気		戸			
⑩ 公立文教施設被害	小学校	箇所		ガス		戸			
	中学校	箇所		ブロック塀(倒木)等		箇所			
	高校	箇所		都市施設		箇所			
	その他文教施設	箇所		計					
計				被害総額					
公共施設被害市町村数			団体		火災発生	建物	件		
罹災世帯数			世帯			危険物	件		
罹災者数			人			その他	件		
消防職員出勤延人数			人		消防団員出勤延人数		人		
災害対策本部の設置状況	道(振興局)								
	市町村名	名称			設置日時	廃止日時			
災害救助法適用市町村名									
補足資料(※別葉で報告)									
<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生場所 ○ 災害発生年月日 ○ 災害の種類概況 ○ 人的被害(個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因)→個人情報につき取り扱い注意 ○ 応急対策の状況 ● 避難勧告・指示の状況 ● 避難場所の設置状況 ● 他の地方団体への応援要請、応援活動の状況 ● 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ● 自衛隊の派遣要請、出動状況 ● 災害ボランティアの活動状況 ほか 									

別表4

被害状況判定基準

被害区分		判定基準
人的被害	死者	<p>当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>① 当該災害により負傷した後48時間以内に死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>② C町のものが隣接のD町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、D町の死亡者として取り扱う（行方不明、重傷、軽傷についても同じ。）</p> <p>③ 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し、市町村と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所往不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>① 死者欄の②③を参照。</p>
	重傷者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>① 負傷の程度の診断は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヵ月以上に及ぶものを重傷者とする。</p> <p>② 死者欄の②③を参照。</p>
	軽傷者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>① 負傷の程度の診断は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヵ月未満であるものを軽傷者とする。</p> <p>② 死者欄の②③を参照。</p>
住家被害	住家	<p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>① 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>② 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>③ 住家は社宅、公宅（指定行政機関及び指定公共機関のもの）を問わず全てを住家とする。</p>
	世帯	<p>生活をつつにしている実際の生活単位、寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿者等を1世帯とする。</p> <p>同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>
	全壊	<p>住家がその住居のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。</p> <p>① 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価とし、家財道具の被害は含まない</p>
	半壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。</p> <p>① 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	一部破損	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには補修を要する程度のもの。</p> <p>① 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	床上浸水	<p>住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。</p> <p>① 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む。）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>
	床下浸水	<p>住家が床上浸水に達しないもの。</p> <p>① 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>

被害区分		判定基準
非住家被害	非住家	<p>非住家とは住家以外の建物で、この報告書中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</p> <p>① 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。</p> <p>② その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。</p> <p>③ 土蔵、物置等とは、生活の主体をなす主屋に附随する建物の意味であって、営業の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。</p> <p>④ 被害額の算出は、住家に準ずる。</p>
	農地	<p>農地被害は、田畑が流出、埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。</p> <p>① 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。</p> <p>② 埋没とは、粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上流入した状態をいう。</p> <p>③ 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。</p> <p>④ 被害額の算出は、農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。</p>
農地被害	農作物	<p>農作物が農地の流出、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。</p> <p>① 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>② 倒伏とは、風のため相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>③ 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。</p>
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、畜舎、サイロ倉庫、尿溜、埋肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、家畜、果樹（果実は含まない。）、草地畜産物等をいう。
土木被害	河川	<p>河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で、復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>① 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	海岸	<p>海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で、復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>① 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	砂防施設	<p>砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>① 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	地すべり防止施設	<p>地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>① 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。
	道路	<p>道路法第2条の規定により道路管理者が維持管理する道路が損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>

被害区分		判 定 基 準
土木被害	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が、流出又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 ① 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港湾	港湾法第2条第5項に基づく水域、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう
	漁港	漁港法第3条に規定する基本施設、又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。
水産被害	漁船	動力船及び無動力船の沈没、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 ① 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 ② 被害額の算出は、被害漁船の再取得価格又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で、漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設、干場、船揚場等をいう。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社を含む。）所有のものをいう。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。
林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。
衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。
	一般廃棄物処理施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火葬場	火葬場をいう。
商工被害	商業	店舗、商品、原材料等をいう。
	工業	工場等の建物、原材料、製品、生産機械器具等をいう。
公立文教被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園等をいう。（私学関係はその他の項目で扱う。）
社会教育施設		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。
社会福祉施設		老人福祉施設、身体障害者（児）福祉施設、知的障害者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障害者（児）福祉施設等をいう。
その他	都市施設	街路、公園、下水道等の都市施設をいう。
	空港	空港整備法第2条第1項第3号の規定による空港をいう。
		上記の項目以外のもので、特に報告を要すると思われるもの。

積雪・寒冷対策計画（北海道地域防災計画抜粋）

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、道、市町村及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

第1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、道、市町村及び防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要綱」（第4章第13節雪害予防計画）に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

第2 避難救出措置等

1 北海道

- (1) 災害の発生により応急対策を実施する場合は、当該市町村と緊密な連絡をとり、北海道地域防災計画の定めるところにより、避難、救出、給水、食糧、燃料供給及び防疫等に万全の措置を講ずるものとする。
- (2) 災害の状況により必要があると認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

2 北海道警察

- (1) 災害により住民の生命、身体に危険が及ぶことが予想されるときは、自主避難を勧めるとともに、急を要するときで、市町村長が避難の指示ができないと認めるとき、又は、市町村長から要請のあったときは、避難を指示して誘導するものとする。
- (2) 災害による被害者の救出、行方不明者の捜索を実施するものとする。

3 市町村

市町村は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、北海道雪害対策実施要綱に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

- (1) 積雪・寒冷期に適切な避難勧告・指示ができるようにしておくこと。
- (2) 災害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

第3 交通の確保

1 道路交通の確保

災害発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、北海道開発局、道及び市町村等道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

資料6-6

(1) 除雪体制の強化

ア 道路管理者は、一般国道、道道、市町村道及び高速自動車国道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

イ 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

(2) 積雪寒冷地に適した道路整備の推進

ア 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。

イ 道路管理者は、雪崩や地吹雪等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵や防雪柵等防雪施設の整備を推進する。

(3) 雪上交通手段の確保

関係市町村及び防災関係機関は、積雪期においては、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、救助活動や救助物資の輸送などに必要な雪上車やスノーモービル等の確保に努める。

2 航空輸送の確保

災害による道路交通の一時的なマヒにより、豪雪山間地では孤立する集落が発生することが予想される。道及び防災関係機関は、孤立集落に対するヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。

(1) 空港の除雪体制の強化

空港管理者は、空港の除雪体制を強化するため、除雪機械の整備を促進する。

(2) 緊急時ヘリポートの確保

道及び市町村は、孤立が予想される集落のヘリポート確保を促進するとともに、除雪体制の強化を図る。

第4 雪に強いまちづくりの推進

1 家屋倒壊の防止

道及び市町村は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

2 積雪期における避難所、避難路の確保

道、市町村及び防災関係機関は、積雪期における避難所、避難路の確保に努める。

第5 寒冷対策の推進

1 被災者及び避難者対策

市町村は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

2 避難所対策

市町村は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材(長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等)の備蓄に努める。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

なお、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。

3 避難所の運営

市町村は、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

4 住宅対策

道及び市町村は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるほか、積雪のため応急仮設住宅の早期着工が困難となる場合を想定し、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

第6 スキー客に対する対策

スキー場で雪崩等の災害が発生した場合、リフト、ゴンドラ施設、ロッジ等の損壊などにより多数のスキー客の被災が懸念される。

スキー場を有する市町村にあっては、市町村地域防災計画にスキー場利用客の対策について定めておくものとする。

北海道雪害対策実施要綱

第1 目的

この要綱は、北海道地域防災計画の定めるところにより、大雪、暴風雪及びなだれ等の災害(以下「雪害」という。)に対処するため、防災関係機関の実施事項を定めるとともに、市町村との連携を図り、雪害対策の総合的な推進を図ることを目的とする。

第2 防災会議の体制

1 連絡部の設置

雪害に関する予防対策及び応急対策の円滑な実施を図るため、北海道防災会議に次の機関で構成する「北海道雪害対策連絡部」(以下「連絡部」という。)を設置する。

北海道開発局、北海道農政事務所、北海道運輸局、札幌管区气象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道警察本部、北海道、公益財団法人北海道消防協会、全国消防長会北海道支部、東日本高速道路株式会社北海道支社、北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社、日本放送協会札幌放送局、東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社NTTドコモ北海道支社、KDDI株式会社北海道総支社、ソフトバンク株式会社、日本赤十字社北海道支部、北海道電力株式会社

2 設置期間

11月1日から3月31日まで

3 連絡部の任務

連絡部の任務は、次のとおりとする。

- (1) 雪害に関する各種情報の収集等
- (2) 雪害対策における関係機関相互の緊密な連絡調整及び迅速な情報の交換
- (3) 雪害に対処するための除雪機械等に関する資料の収集
- (4) 雪害時における定時報告
9時 13時 17時
- (5) その他雪害対策に必要な事項

4 連絡部の招集

連絡部の招集は、雪害に関する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等が発表され、事務局が札幌管区气象台と協議して、必要と認めたとときに行う。

また、事務局は必要に応じて、雪害による交通障害対策に迅速かつ的確に当たるため、連絡部関係機関の職員の招集を求めることができる。

5 連絡部の運営

連絡部は、連絡部を構成する機関の職員のうちから、当該機関の長が指名する職員をもって運営する。

連絡部の事務局は、北海道総務部危機対策局危機対策課内に置く。

第3 対策実施目標

雪害対策の期間及び実施目標は、次のとおりとする。

1 第一次目標

- (1) 期間 11月～12月中旬
- (2) 目標 除雪機械車両等の整備点検

2 第二次目標

- (1) 期間 12月～3月
- (2) 目標 豪雪等雪害に対処する除雪・排雪の推進

第 4 防災関係機関の予防対策

1 気象観測及び情報収集

(1) 札幌管区気象台

札幌管区気象台は、必要と認める場合は観測資料及び雪害に係る特別警報・警報・注意報並びに情報等を連絡部に通報する。

また、気象官署及びアメダスで観測した積雪について、積雪の状況を勘案し、毎日、「積雪速報」を作成し、札幌管区気象台のホームページに掲載することをもって通報に代える。

(2) 北海道開発局

北海道開発局は、事務所及び事業所等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(3) 北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社

北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社(以下「北海道旅客鉄道株式会社等」という。)は、駅等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により列車ダイヤに大きな支障が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(4) 北海道

北海道は、出張所等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により災害が予想される場合は、連絡部へ通報する。

また、関係機関及び民間企業や地域住民等から地域的な異常気象の情報等の提供を受け、その状況により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(5) 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社は、事務所及び事業所等で気象監視用カメラ等で把握した積雪状況等により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

2 交通、通信、送電及び食料の確保

(1) 北海道開発局

北海道開発局が管理する道路で冬期間 24 時間体制で除雪作業を行い交通の確保を保つ。

(2) 北海道

北海道が管理する道路で冬期間除雪を行い、除雪作業による交通確保目標は路線の区分に応じて次のとおりである。

なお、夜間除雪を実施しない区間には、看板を設置し、夜間除雪未実施についての周知に努める。

種 類	標準交通量	除 雪 目 標
第 1 種	1,000 台/日以上	2 車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、交通を確保する。 異常降雪等においては、極力 2 車線確保を図る。
第 2 種	300 台/日以上 1,000 台/日未満	2 車線(5.5m)以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。 異常降雪等においては、極力 1 車線以上の確保を図る。
第 3 種	300 台/日未満	2 車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては 1 車線(4.0m)幅員で待避所を設ける。 異常降雪時においては、一時通行止めとすることもやむを得ないものとする。

(3) 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社が管理する道路で冬期間 24 時間体制で除雪作業を行い交通の確保を保つ。

(4) 北海道警察本部

北海道警察は、雪害による交通の混乱を防ぐため、必要により道路管理者と協議のうえ通行の禁止、制限等の措置を講ずるものとする。

- (5) 北海道旅客鉄道株式会社等
北海道旅客鉄道株式会社等は、雪害による列車ダイヤに支障を来さないよう除雪に努めるものとする。
なお、雪害時においては、通勤、通学及び緊急必需物資の輸送に重点を置くものとする。
 - (6) 東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社N T T ドコモ北海道支社、K D D I 株式会社北海道総支社及びソフトバンク株式会社
東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社N T T ドコモ北海道支社、K D D I 株式会社北海道総支社及びソフトバンク株式会社（以下「東日本電信電話株式会社北海道事業部等」という。）は、雪害により電気通信に支障を来さないよう必要な措置を講ずるものとする。
 - (7) 北海道電力株式会社
北海道電力株式会社は、着氷雪、風圧及び荷重に耐える設備の増強を図り、雪害により送電に支障を来さないよう努めるものとする。
 - (8) 北海道農政事務所
北海道農政事務所は、応急用食料の調達・供給に関する連絡調整等を行うものとする。
 - (9) 北海道運輸局
北海道運輸局は、雪害時における旅客及び貨物の円滑な輸送の確保に努めるものとする。
- 3 なだれ防止策
- 住民に被害を及ぼすおそれのある、なだれの発生が予想される箇所を地域住民に周知させるため、関係機関は、自己の業務所管区域のなだれの発生が予想される箇所に、標示板による標示を行う等の措置を講ずるものとする。
- (1) 北海道開発局
北海道開発局は、なだれ発生の可能性が想定される箇所について、随時パトロールを実施するとともに、必要に応じてなだれ防止柵設置等の整備に努めるものとする。
 - (2) 北海道
北海道は、標示板による標示を行うほか、なだれの発生が予想される箇所の巡視を強化するものとする。
 - (3) 北海道旅客鉄道株式会社等
北海道旅客鉄道株式会社等は、なだれの発生が予想される地点に、防護柵を設置する等の防災設備の増加に努めるとともに、状況に応じ線路警戒運転規制を実施し、列車運転の安全を期するものとする。
- 4 排雪
- 道路管理者は、排雪に伴う雪捨場の設定に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。
- (1) 雪捨場は、交通に支障のない場所を設定すること、止むを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避場を設ける等交通の妨げにならないよう配慮するものとする。
 - (2) 河川等を利用し、雪捨場を設定する場合は、河川の流下能力の確保に努め、溢水災害等の発生防止に十分配慮するものとする。
- 5 住民への啓発
- 連絡部の各機関は、日ごろからそれぞれの立場において、又は関係機関と連携・協力して雪害による被害防止に関する情報を住民に対し周知・啓発することに努めるものとする。

第5 防災関係機関の警戒体制

1 北海道開発局

- (1) 北海道開発局は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地指定観測所の情報等を勘案し、必要と認める場合は、北海道開発局防災対策事務規程の定める体制に入るとともに、自己の管理する地域の状況の把握に努めるとともに、市町村に対し積極的な防災支援を講ずるものとする。
- (2) 雪害の発生が予想されるときは、必要により通行禁止、制限等の通行規制を行う等所要の対策を講ずるものとする。

2 北海道

- (1) 北海道は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地指定観測所の情報等を勘案し、必要と認める場合は、道地域防災計画に定める非常配備体制に入るとともに、道関係出先機関に対し警戒体制を指示するものとする。
なお、状況に応じ自己の管理する地域へ連絡員を派遣し、状況の把握に努めるとともに、市町村に対し、積極的な防災支援を講ずるものとする。
- (2) 雪害の発生が予想されるときは、必要により通行禁止、制限等の通行規制を行う等所要の対策を講ずるものとする。
- (3) 雪害の発生が予想される場合は、必要によりNHK及び関係報道機関に対して住民に向けた注意喚起等の放送要請等、所要の対策を講ずるものとする。

3 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地気象観測所の情報並びに現地巡回等の情報等を勘案し、必要と認める場合は、東日本高速道路株式会社北海道支社雪氷対策要領に定める体制に入り交通の確保に努めるものとする。

4 北海道警察本部

北海道警察は、雪害の発生が予想されるときは、北海道警察災害警備計画に定める体制を整えるものとし、必要により道路管理者と協議のうえ、通行の禁止、制限等所要の対策を講ずるものとする。

5 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、雪害の発生が予想されるときは、警備体制に入り、その状況により、除雪に要する人員の確保、運転規制等を実施するものとする。

6 東日本電信電話株式会社北海道事業部等

東日本電信電話株式会社北海道事業部等は、雪害の発生が予想されるときは、警戒体制に入り、その状況により、巡視点検、安全上必要な防護、要員の配置等を実施し、電気通信の確保に努めるものとする。

7 北海道電力株式会社

北海道電力株式会社は、雪害の発生が予想されるときは、当該管轄地域毎に警戒体制に入り、状況により臨時巡視するとともに、既に配備済の復旧資器材の点検、整備及び人員の確保等に努めるものとする。

8 NHK及び関係報道機関

NHK及び関係報道機関は、雪害に関する情報を積極的に報道し、一般住民雪害に対する注意喚起及び緊急時の避難等について所要の報道体制を整えるものとする。

9 その他の機関

その他の機関は、それぞれの立場において雪害発生時における応急措置の体制を整えるものとする。

第6 避難救出措置等

1 北海道

(1) 雪害の発生により応急対策を実施する場合は、当該市町村と緊密な連絡をとり、北海道地域防災計画の定めるところにより、避難、救出、給水、食料供給及び防疫等に万全の措置を講ずるものとする。

(2) 雪害の状況により必要があると認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

2 北海道警察本部

(1) 雪害により住民の生命身体に危険が及ぶことが予想される時は、自主避難を勧めるとともに、急を要するときで、市町村長が避難の指示ができないと認めるとき、又は、市町村長から要請のあったときは、避難を指示して誘導するものとする。

(2) 雪害による被害者の救出、行方不明者の捜索を実施するものとする。

第7 災害対策本部の設置等

雪害により防災関係機関が災害対策本部を設置したときは、連絡部にその状況を通報するものとする。

連絡部は、その状況を他の防災関係機関に連絡し、災害対策の一本化を図るものとする。

第8 総合振興局又は振興局協議会の体制

総合振興局又は振興局協議会は、本要綱に準じ、雪害対策地方連絡部を設置する等、雪害に対処する所要の措置を講ずるとともに管下市町村における雪害対策の積極的な指導を実施するものとする。

第9 市町村の体制

市町村は、雪害対策を積極的に実施するため、本要綱に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

- 1 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 雪害情報の連絡体制を確立すること。
- 3 災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。
- 4 積雪における消防体制を確立すること。
- 5 雪害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料等の供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。
- 6 孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。
 - (1) 食料、燃料等の供給対策
 - (2) 医療助産対策
 - (3) 応急教育対策
- 7 除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。
- 8 雪捨場の設定にあたっては、交通障害及び溢水災害等の発生防止について十分配慮すること。

北海道融雪災害対策実施要綱

第1 目的

この要綱は、北海道地域防災計画の定めるところにより融雪災害に対処する防災関係機関の実施事項を定めるとともに、市町村との連携を図り、融雪災害対策の総合的な推進を図ることを目的とする。

第2 防災会議の体制

1 連絡部の設置

融雪災害に関する予防対策及び応急対策の円滑な実施を図るため、北海道防災会議に次の機関で構成する「北海道融雪災害対策連絡部」(以下「連絡部」という。)を設置する。

北海道開発局、北海道運輸局、札幌管区気象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道警察本部、北海道、公益財団法人北海道消防協会、全国消防長会北海道支部、東日本高速道路株式会社北海道支社、東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社NTTドコモ北海道支社、KDDI株式会社北海道総支社、ソフトバンク株式会社、日本放送協会札幌放送局、電源開発株式会社東日本支店北海道事務所、北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社、北海道電力株式会社

2 設置期間

3月15日から6月15日まで

3 連絡部の任務

- (1) 融雪災害対策に関する各種情報の収集
- (2) 融雪災害対策に関する関係機関相互の連絡調整及び情報交換
- (3) 融雪災害時における定時報告 9時、13時、17時
- (4) その他融雪災害対策に必要な事項

4 連絡部の招集

連絡部は、北海道防災会議常任幹事である北海道総務部危機対策局危機対策課長が必要と認めた場合に招集する。

5 連絡部の運営

連絡部は、連絡部を構成する機関のうちから、当該機関の長が指名する職員をもって運営する。

連絡部の事務局は、北海道総務部危機対策局危機対策課内に置く。

第3 予防対策

1 気象情報及び積雪状況の把握

- (1) 札幌管区気象台は、積雪状況等の観測資料及び融雪災害に関する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等を連絡部及び関係機関に通報するものとする。

また、気象官署及びアメダスで観測した積雪について、積雪の状況を勘案し、毎日、積雪速報を作成し、札幌管区気象台のホームページに掲載することをもって通報に代える。

- (2) 北海道旅客鉄道株式会社は、所属の観測所が観測した積雪に関する情報等を随時気象官署に通報するものとする。

また、道路管理者は、パトロール等により確認した積雪・融雪に関する情報等について、必要に応じ気象官署に通報するものとする。

- (3) 連絡部は、積雪状況及び融雪状況を把握するため、随時現地調査を実施するほか、必要と認める場合は、航空査察を実施するものとする。

2 融雪出水対策

- (1) 北海道開発局及び北海道は、融雪出水期における警戒地域を調査して連絡部に通報するとともに、関係市町村等と事前に予防対策を樹立し、常に警戒にあたるものとし、水防用資器材及び通信機材の整備点検を行うものとする。

- (2) 河川管理者は、河川が融雪、結氷、捨雪及びじんかい等により河道が著しく狭められ出水による災害が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破碎等障害物の除去に努め、あわせて、樋門、樋管等河川管理施設の整備点検を十分行うとともに、堰、水門等河川工作物の管理者並びに河川の上流部に集積している木材の搬出等について関係者に指導を行い、流下能力の確保を図るものとする。
 - (3) ダム、貯水池等(以下「ダム等」、という。)水防上重要な施設の管理者(以下「ダム管理者等」という。)は融雪出水前に管理施設の整備点検を十分行うとともに、ダム等の放流を行う場合は、ダム等操作規則等に基づき下流に急激な水位の変動を生じないように留意し、関係機関及び地域住民への伝達が的確かつ迅速に行われるよう、通報体制の確立を図るものとする。
- 3 なだれ等対策
- (1) 道路管理者は、なだれ発生の可能性が想定される箇所について、パトロールを行うとともに、地域住民、生徒、児童及びドライバーに対し、新聞、テレビ、ラジオ等を利用して広報活動を積極的に行うものとする。
また、気象情報を把握し、なだれの発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の通行規制等の措置を講ずるものとする。
 - (2) 北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社は、常になだれの発生が予想される地点の状況の把握に努め、状況に応じ線路警戒、運転規制を実施し、列車の安全運転を期するものとする。
 - (3) 関係防災機関は、融雪期に警戒が必要ながけ崩れ及び地すべり等について、日ごろから市町村等と連携して住民に対する啓発に努めるとともに必要な措置を講ずるものとする。
- 4 交通の確保
- 道路管理者は、積雪、捨雪及びじんかい等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が発生するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図るものとする。
- 5 通信及び送電の確保
- 東日本電信電話株式会社北海道事業部等及び北海道電力株式会社は、融雪出水及びなだれにより電気通信及び送電に支障を来さないよう十分配慮するものとする。
- 6 広報活動
- (1) 防災関係機関は、融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が十分得られるよう、あらゆる広報媒体を通じ、水防思想の普及徹底に努めるものとする。
 - (2) 日本放送協会札幌放送局及び関係報道機関は、融雪に関する情報を積極的に報道し住民の融雪出水、なだれ等に関する注意を喚起し、緊急時の避難等について、所要の報道体制を整えるものとする。

第4 応急対策

1 防災関係機関の措置

防災関係機関は、融雪出水、なだれ等による災害が発生した場合は、直ちにその状況を連絡部に通報するとともに関係機関と緊密な連携を保ち、所要の措置を講ずるものとする。

2 避難・救出等の措置

- (1) 北海道は、融雪災害の発生により応急対策を実施する場合は、当該市町村と緊密な連絡をとり北海道地域防災計画の定めるところにより避難、救出、給水、食料供給及び防疫等に万全の措置を講ずるものとし、災害の態様により必要と認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。
- (2) 北海道警察本部は、融雪、なだれ、がけ崩れ及び地すべり等の災害により住民の生命、身体に危険が及ぶことが予想される時は、自主避難を勧めるとともに急を要するときで市町村長の指示ができないと認めるとき、又は市町村長からの要請があったときは避難を指示して誘導するものとする。

資料6-8

第5 災害対策本部の設置等

融雪災害により防災関係機関が災害対策本部を設置したときは、連絡部にその状況を通報するものとする。

連絡部は、その状況を他の防災関係機関に連絡し、災害対策の一本化を図るものとする。

第6 総合振興局又は振興局協議会の体制

総合振興局又は振興局協議会は、本要綱に準じ、融雪災害対策地方連絡部を設置するなど、融雪災害に対処する所要の措置を講ずるとともに、管下市町村における融雪災害対策の積極的な指導を行うものとする。

第7 市町村の体制

市町村は、融雪災害対策を積極的に実施するため、本要綱に準じ所要の措置を講ずるとともに、特に次の事項に十分留意するものとする。

- 1 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
- 3 融雪出水、なだれ、がけ崩れ、地すべり発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
- 4 融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
- 5 融雪災害時に適切な避難勧告・指示ができるようにしておくこと。
- 6 災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難・救助体制を確立すること。
- 7 水防資器材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
- 8 道路側溝及び排水溝などの流下能力確保のため、住民協力による氷割デー、河道清掃デー等の設定に努めること。
- 9 融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

北海道震災建築物応急危険度判定要綱

第1 目的

この要綱は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、全国被災建築物応急危険度判定協議会が定める「被災建築物応急危険度判定要綱」及び「北海道地域防災計画（地震防災計画編）」に基づき、被災建築物の応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

第2 定義

この要綱において、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれの次の各項に定めるところによる。

- 1 応急危険度判定（以下、「判定」という。）
余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害の発生の危険の程度の判定・表示等を行うことをいう。
- 2 応急危険度判定士
前項の判定業務に従事する者として知事が定める者をいう。
- 3 応急危険度判定コーディネーター
判定の実施にあたり、実施本部、支援地方本部、支援本部等と応急危険度判定士との連絡調整にあたる行政職員及び判定業務に精通した地域の建築関係団体等に属する者をいう。

第3 判定実施の決定

- 1 市町村長は、その区域内において地震により多くの建築物が被災した場合、応急危険度判定実施本部（以下、「実施本部」という。）の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施するものとする。
- 2 市町村長は、判定実施の決定をした場合、速やかにその旨を知事（支庁長）に報告するものとし、判定の実施後その結果を知事（支庁長）に報告するものとする。
- 3 市町村長は、判定の実施にあたり、必要であると判断する場合は、知事（支庁長）に応急危険度判定士及び応急危険度判定コーディネーター（以下、「応急危険度判定士等」という。）の支援を要請することができる。
- 4 知事（支庁長）は、市町村長から応急危険度判定士等の支援の要請を受けた場合、速やかに当該支庁内に存する北海道震災建築物応急危険度判定地区協議会（以下「地区協議会」という。）に応急危険度判定士の派遣要請を行うものとする。
- 5 支庁長は、被害が大規模で広範囲にわたることにより、応援が必要であると判断した場合、速やかに知事に報告し、応急危険度判定士等の支援を求めるものとする。
- 6 知事は、前項の要請を受けた場合、速やかに北海道震災建築物応急危険度判定連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）に応急危険度判定士の派遣要請を行うものとする。

第4 実施本部の設置

- 1 市町村長は、判定の実施を決定した場合、実施本部を設置し、指揮監督する職員の決定、応急危険度判定士等の受け入れ、判定資機材の配布、現地への輸送などを行うものとする。
- 2 実施本部の具体的な活動等については、全道的な相互支援体制を考慮し別に市町村が作成する、「応急危険度判定実施本部業務マニュアル」（以下、「実施本部業務マニュアル」という。）による。

資料6-9

第5 判定の実施に関する道と市町村の間の連絡調整等

- 1 道及び市町村は、判定調査の活動をより迅速かつ的確に実施するため、各支庁ごとの地区協議会及び連絡協議会において、事前の連絡、判定実施に必要な事項の調整等を行う。
- 2 支庁長は、経済部建設指導課に応急危険度判定支援地方本部（以下「支援地方本部」という。）を設置するとともに、市町村長が判定の実施を決定した場合又は応急危険度判定士等の派遣を要請した場合、地区協議会に支援要請を行うとともに、その協力を得て必要な支援を行うものとする。
- 3 支庁長は、支援地方本部の設置、判定調査の実施状況等の報告及び応急危険度判定士等の支援要請を知事に行うものとし、知事は、報告及び要請の内容を確認するとともに支庁長に必要な指示を行うものとする。
- 4 知事は、建設部建築指導課に応急危険度判定支援本部（以下「支援本部」という。）を設置するとともに、支庁長等から支援要請があった場合は連絡協議会等に支援要請を行うとともに、その協力を得て必要な支援を行うものとする。
- 5 支援本部及び支援地方本部の具体的活動については、別に道が作成する「応急危険度判定支援本部業務マニュアル」（以下「支援本部業務マニュアル」という。）及び「応急危険度判定支援地方本部業務マニュアル」（以下「支援地方本部業務マニュアル」という。）による。

第6 判定の基準及び震前計画の作成等

- 1 判定の基準は、全国被災建築物応急危険度判定協議会（以下、「全国協議会」という。）が作成する「被災建築物応急危険度判定マニュアル」によるほか、別に市町村が作成する「実施本部業務マニュアル」による。
- 2 市町村長は、想定される建築物の被害、実施可能な判定の内容、必要となる人員、資機材の量等を検討し、それと対応した震前判定計画を作成し、地震発生から応急危険度判定の完了までの一連の業務を把握するよう努めるものとする。
- 3 知事は、市町村長が地域防災計画等を踏まえて震前に計画する事項について必要な助言をすることができる。
- 4 知事は、市町村長が定める震前判定計画に対応できる震前支援計画を作成し、地震発生から判定の完了までの一連の業務を把握するよう努めるものとする。

第7 応急危険度判定士等の確保、判定の実施体制等

市町村は、判定が必要となった場合に応急危険度判定士等を確保できるよう必要な措置を講じるものとする。

具体的な実施体制等については、別に市町村が作成する「実施本部業務マニュアル」による。

第8 他の都府県に対する支援要請

知事は、地震規模が大規模であること等により必要であると判断する場合は、北海道・東北8道県相互応援に関する協定に基づく要請のほか、国土交通省及び全国協議会に応急危険度判定士等の支援を要請することができる。

第9 判定の方法、判定結果の表示等

判定は、被災者等への一次的な情報提供であり、判定の方法、判定結果の表示等は全国協議会が作成する「被災建築物応急危険度判定マニュアル」による。

第10 応急危険度判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定等

応急危険度判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定等は、別に市町村が作成する「実施本部業務マニュアル」、道が作成する「支援地方本部業務マニュアル」及び支援本部業務マニュアルによる。

第11 応急危険度判定士の養成、登録

道は、「北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱」に基づき、応急危険度判定士の養成及び登録を行うものとする。

資料 6 - 9

第 12 判定用資機材の調達、備蓄

- 1 市町村は、判定実施のため、次に示す資機材等を必要度に応じて備え、あらかじめ市町村内の複数の箇所への備蓄に努めるものとする。
 - (1) 判定街区マップ、判定調査表、判定ステッカー、腕章、ヘルメットシール等
 - (2) ヘルメット、クラックスケール、下げ振り、サインペン、蛍光ペン、バインダー等
 - (3) 被災街区までの移動車両、自転車等
- 2 道は、市町村と協力して資機材の備蓄に努めるものとする。

第 13 他の被災都府県に対する支援に関する事項

知事は、北海道・東北 8 道県相互応援に関する協定に基づく支援要請のほか、国土交通省又は全国協議会から応急危険度判定士等の支援の要請を受けた場合、連絡協議会及び地区協議会と協力し、必要な支援を行うものとする。

第 14 応急危険度判定活動等における補償

道は、民間の応急危険度判定士等が当該判定活動若しくは当該訓練活動により死亡し、負傷し、若しくは傷害の状態となった場合の補償を実施するため、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度に加入するものとする。

ただし、この補償制度の適用を受けるために必要な判定士等の保険加入料は、原則として訓練及び判定活動の実施主体が負担する。

第 15 その他

- 1 知事及び市町村長は、判定の円滑な実施を図るため、必要な財政上の措置、組織体制その他所要の措置を講じるものとする。
- 2 道及び市町村は、地域の建築関係団体等と連携して、判定の意義、目的について住民に普及、啓発を図るとともに、その的確な実施のため模擬訓練の計画・実施、相互の連絡網の整備等を協力して実施するものとする。

訓練の実施にあたっては、道、市町村等が実施する他の防災訓練等との連携を図るものとする。
- 3 この要綱に定めるもののほか、判定に関し必要な事項は別に定める。
- 4 この要綱は、全国的な判定体制の整備状況等を勘案し、必要があれば随時改正するものとする。

附 則

この要綱は、平成 11 年 3 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 2 月 15 日から施行する。

白老町防災会議条例

昭和 37 年 10 月 31 日

条例第 28 号

改正 昭和 46 年 9 月 28 日 条例第 37 号

平成元年 12 月 25 日 条例第 53 号

平成 8 年 10 月 1 日 条例第 20 号

平成 9 年 3 月 28 日 条例第 4 号

平成 12 年 3 月 24 日 条例第 4 号

平成 13 年 3 月 8 日 条例第 4 号

平成 24 年 9 月 28 日 条例第 21 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、白老町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 白老町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめ、その指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから町長が任命する者
 - (3) 北海道の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (4) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (5) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 教育長
 - (7) 消防長
 - (8) 消防団長
 - (9) 指定公共機関及び指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 9 号及び第 10 号の委員の定数は、それぞれ 1 人とする。
- 7 第 5 項第 9 号及び第 10 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

資料 7 - 1

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事の手続その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和37年11月1日から施行する。

附 則 (昭和46年9月28日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年12月25日条例第53号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年10月1日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年3月28日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月24日条例第4号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月8日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年9月28日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

白老町災害対策本部条例

昭和 37 年 10 月 31 日

条例第 29 号

改正 平成元年 12 月 25 日 条例第 53 号

平成 13 年 3 月 8 日 条例第 5 号

平成 24 年 9 月 28 日 条例第 21 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、白老町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を統括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれにあたる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 37 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 12 月 25 日 条例第 53 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 8 日 条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 28 日 条例第 21 号）

この条例は、公布の日から施行する。

災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 4 9 年 6 月 2 7 日

条例第 3 4 号

改正 昭和 5 0 年 6 月 3 0 日 条例第 3 0 号

昭和 5 5 年 9 月 9 日 条例第 2 3 号

昭和 5 6 年 3 月 2 6 日 条例第 1 1 号

昭和 5 6 年 9 月 3 0 日 条例第 2 9 号

昭和 5 7 年 1 2 月 2 9 日 条例第 5 3 号

昭和 6 2 年 3 月 1 9 日 条例第 7 号

平成元年 1 2 月 2 5 日 条例第 5 3 号

平成 3 年 1 2 月 2 5 日 条例第 2 4 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 4 8 年法律第 8 2 号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 4 8 年政令第 3 7 4 号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 町は、町民が令第 1 条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

資料 7 - 3

- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として、維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にあつた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他特別の事情があるため、町長が支給を不適當と認めた場合

(支給の手續)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該町民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者一人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

- 2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）

資料 7-3

があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

- ア 家財についての被害金額が、その家財の価格のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）がなく、かつ、住居の損害がない場合 150万円
- イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
- ウ 住居が半壊した場合 270万円
- エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

- ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150万円
- イ 住居が半壊した場合 170万円
- ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円
- エ 住居の全体が滅失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期限は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

（利率）

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

（償還等）

第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

第5章 補則

（委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年6月30日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年9月9日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和55年8月30日から適用する。

附 則（昭和56年3月26日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年9月30日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年8月23日から適用する。

附 則（昭和57年12月29日条例第53号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった町民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（昭和62年3月19日条例第7号）

資料 7 - 3

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年12月25日条例第53号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年12月25日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

白老町災害時備蓄方針



(平成26年 2月作成)

(平成26年12月変更)

(平成27年10月変更)

(平成28年 3月変更)

(平成30年 4月変更)

(平成31年 2月変更)

(令和 2年 1月変更)

(令和 3年10月変更)

白 老 町

1 はじめに

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）では、「災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又はその管理に属する防災に関する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。」（第 49 条）とされ、防災に必要な物資及び資材の備蓄等は災害予防責任者（指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者）の義務とされている。

また、日本海溝・千島海溝型地震の発生が予測されていることに伴い、北海道太平洋沿岸の津波浸水区域が見直され、当町市街地の大部分が津波被害の影響を受ける想定となったことや、平成 30 年 9 月 6 日には北海道胆振東部地震による大規模停電（ブラックアウト）が発生したことにより、停電対策や非常用電源の確保が重要視されている。

このことから、町では、今後起こりうる大規模災害等に備えるため、備蓄方針を策定するものである。

2 基本的な考え方

大規模な災害が発生した直後の町民の生活を確保するために必要な食糧品、その他の物資の確保や応急対策活動を円滑に実施するための資機材の整備は、防災対策の基本として重要である。

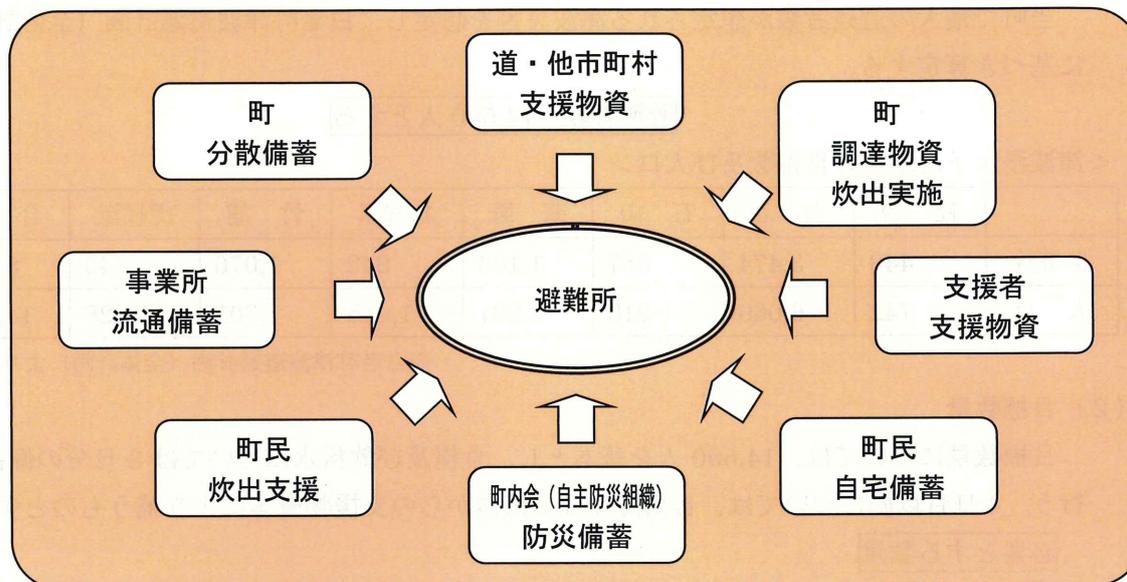
緊急物資等の備蓄・調達に関する基本的な考え方（平成 18 年 3 月総務省消防庁）では、「自然災害の種類により状況は異なるが、特に地震災害の被災地では、道路の寸断や情報の途絶、ライフラインの機能不全等から、被災地域内の物流・流通機能等が停止し、災害から 3 日間程度（広域的な地震災害においては、3 日間以上）は被災地外から孤立した状態が続くことが懸念されることから、災害発生から被災地外からの支援活動が本格化するまでの間は、被災地の地域内の備蓄物資及び地域内からの調達物資で避難生活を賄い、自立することが望ましい。」とされ、災害発生から 3 日間は、平時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、この間の物資等の確保対策を講じる必要がある。

このことから、町では、町民、事業所等と協力し、災害発生から 3 日間の避難生活に必要な物資を備蓄することを基本とする。

また、積雪・寒冷期の対策として、暖房器具等の整備について考慮することとする。

3 備蓄及び調達イメージ

<当町における備蓄及び調達イメージ>



(1) 町による分散備蓄

町は、大規模又は局地的な災害に備え、役場や地域の拠点となる避難所に分散し備蓄する。

(2) 事業所による流通備蓄

あらかじめ事業所等と食糧品等の物資を提供する協定を締結し、災害発生時に避難所へ配分する。

(3) 町民による非常用持出品

町民は、災害時に備え非常用持出品として、3日間程度の食糧や飲料水、ラジオ、懐中電灯、医薬品等の備蓄を行う。

(4) 町内会（自主防災組織）による防災備蓄

町内会（自主防災組織）において、食糧品等の備蓄を行い、避難者への提供を行う。

(5) 町による炊出し

災害時において、白老食育防災センターを炊出拠点とし、避難者へ食糧の配給を行う。

(6) 町民による炊出し

災害時において、町民や民間事業者等の協力による炊出支援を行い、避難者へおにぎり等の提供を行う。

(7) 支援物資

町は、災害時において、各種団体や民間事業者、個人から善意で寄せられる物資について避難所へ配布する。

(8) 自治体からの支援物資

町は、北海道や応援協定先自治体等から不足する食糧品等を支援物資として調達し、避難所へ配分する

4 備蓄物資目標数量

(1) 避難者数の設定

当町で最大の避難者数が想定される津波災害を想定し、白老町津波避難計画（全体計画）に基づき算定する。

避難者数＝14,500 人とする

<津波浸水予想地域の世帯数及び人口>

	社 台	白 老	石 山	萩 野	北吉原	竹 浦	虎杖浜	合 計
世帯数	440	3,474	557	1,163	842	1,076	745	8,297
人 口	742	6,060	910	2,281	1,445	1,701	1,328	14,467

※白老町津波避難計画（全体計画）より抜粋

(2) 目標数量

目標数量については、14,500 人を基本とし、食糧及び飲料水については 3 日分の備蓄を行う。4 日目以降については、自衛隊や各自治体からの支援物資等により補うものとする。

必要とする数量

食 糧：14,500 人×9 食 =130,500 食 ※1 日当り 3 食

飲料水：14,500 人×9 リットル=130,500 リットル ※1 日当り 3 リットル

町民による持出

町民による食糧等の備蓄を考慮し、非常食を持ち出せる割合を設定する。

非常食を持ち出せる割合は、「石巻市災害時備蓄計画」を参考に避難者数の 7 割とする。

(3) 町による備蓄

町が行う食糧及び飲料水の備蓄目標数量は、必要数量の 10%を基本とし、13,050 食、13,050 リットルとする。

(4) 事業所等による流通備蓄

町による備蓄で不足が予想される分として、26,100 食、26,100 リットルを目標とする。

(5) 町内会（自主防災組織）による防災備蓄

町内会（自主防災組織）において備蓄するよう、啓発に努める。

(6) 町民による非常用持出品の備蓄

町民自らが備蓄するよう啓発し、91,350 食、91,350 リットルを目標とする。

(7) 備蓄目標数量内訳

区 分	割 合	食 糧	飲料水
町	1 割	13,050 食	13,050 リットル
町 民	7 割	91,350 食	91,350 リットル
流通備蓄	2 割	26,100 食	26,100 リットル
合 計		130,500 食	130,500 リットル

5 備蓄品目

備蓄品目については、緊急性があり、避難者にとって災害発生後、町や事業者からの物資が届くまでの間、最低限必要となる食料、生活必需品などを選定する。

(1) 食料品等

アルファ米（アレルギー対応）、備蓄用パン、アルファ米（白粥）、防災用ゼリー、離乳食、液体ミルク、粉ミルク（スティックタイプ）、非常用飲料水（500mlのペットボトル）

(2) 生活必需品

毛布、簡易トイレ、カセットコンロ、カセットボンベ、生理用品、紙オムツ、ほ乳瓶

(3) 資機材

発電機、コードリール、防災用投光器、ランタン、ストーブ、ブルーシート、マット
災害用テント、ラジオ、拡声器、飲料水等保存容器類

(4) 年齢構成割合

区分	対象人口	構成割合	対象品目
総人口	16,174人		
0歳	44人	0.3%	粉ミルク、液体ミルク、紙オムツ
1～2歳	115人	0.7%	アルファ米（白粥）、防災用ゼリー 離乳食、防災用ゼリー
12～51歳女性	2,506人	15%	生理用品
要介護3以上	408人	3%	紙オムツ

※令和3年6月30日現在の人口数値を使用

(5) 備蓄目標数量 ※胆振地域防災備蓄整備方針に準ずる

品目	目標数量	数量根拠（端数切り上げ）	備考
アルファ化米（アレルギー対応）	9,790食	13,050食の75%（3食分）=9,788食	
備蓄用パン	3,270食	13,050食の25%（1食分）=3,262食	
アルファ化米（白粥）	370食	14,500人×0.7%×3食/日×3日×40% =365食	13,050食の外数 構成割合の4割
防災用ゼリー	370食	14,500人×0.7%×3食/日×3日×40% =365食	13,050食の外数 構成割合の4割
離乳食	190食	14,500人×0.7%×3食/日×3日×20% =183食	13,050食の外数 構成割合の2割
液体ミルク	140本	14,500人×0.3%×5回/日×3日×20% =131本	13,050食の外数 構成割合の2割
粉ミルク	110箱	14,500人×0.3%×10本分（130g）/日×3日 ÷10本/箱×80%=104箱	13,050食の外数 構成割合の8割
ほ乳瓶	140本	44人×3日=132本	
非常用飲料水	26,100本	13,050リットル÷0.5リットル/本=26,100本	
毛布	29,000枚	14,500人×2枚=29,000枚	

簡易トイレ	220 箱	$14,500 \text{ 人} \times 5 \text{ 回/日} \times 3 \text{ 日} \div 100 \text{ 回分/箱} \times 10\%$ =218 箱	
カセットコンロ	20 台	10 施設 \times 2 台 = 20 台	
カセットボンベ	60 箱	10 施設 \times 6 本/日 \times 3 日 \div 3 本/箱 = 60 箱	調理用
	120 箱	10 施設 \times 12 本/日 \times 3 日 \div 3 本/箱 = 120 箱	発電機用
生理用品	39,150 枚	$14,500 \text{ 人} \times 15\% \times 6 \text{ 枚/日} \times 3 \text{ 日} = 39,150 \text{ 枚}$	
紙オムツ (乳児用)	3,480 枚	$14,500 \text{ 人} \times 1\% \times 8 \text{ 回/日} \times 3 \text{ 日} = 3,480 \text{ 枚}$	
紙オムツ (大人用)	10,440 枚	$14,500 \text{ 人} \times 3\% \times 8 \text{ 枚/日} \times 3 \text{ 日} = 10,440 \text{ 枚}$	
発電機	20 台	10 施設 \times 2 台 = 20 台	ガソリン・LPG
コードリール	40 個	10 施設 \times 4 個 = 40 個	30m
防災用投光器	20 台	10 施設 \times 2 台 = 20 台	三脚含む
LED ランタン	100 個	10 施設 \times 10 個 = 100 個	
ストーブ	50 台	10 施設 \times 5 台 = 50 台	灯油・ガス
災害用テント	100 張	10 施設 \times 10 張 = 100 張	
ラジオ	20 台	10 施設 \times 2 台 = 20 台	
ブルーシート	200 枚	10 施設 \times 20 枚 = 200 枚	3.6m \times 5.4m
マット	900 枚	10 施設 \times 90 枚 = 900 枚	2000 \times 1000 \times 8mm
燃料携行缶	20 缶	10 施設 \times 2 缶 = 20 缶	10 日用
拡声器	10 個	10 施設 \times 1 個 = 10 個	
飲料水等保存容器類	8,300 枚	$8,297 \text{ 人} \times 1 \text{ 枚} = 8,297 \text{ 枚}$	世帯数/1 枚 10L 程度

6 備蓄配備計画

備蓄配備計画は、別紙のとおりとする。

(1) 町による分散備蓄

ア 非常食、非常用飲料水は、最低 13,050 食、13,050 リットルを常時、備蓄することを目標とし、地域の拠点となる避難所に分散し配備する。

なお、5 年間の保存期限を有する者を購入し、5 年目の年度内において、地域や学校等の防災訓練などで使用する。

イ 粉ミルクは、18 箇月の賞味期限を有するものを購入し、計画的に配備する。

ウ 液体ミルク、離乳食は賞味期限が短いため、計画的に購入する。

エ 生理用品は消費期限が定められてないが、備蓄期限を 5 年間とする。

オ 生活必需品、資機材は、避難所等において使用した場合や不足が生じると予想される場合に随時、補充する。

カ 発電機等の資機材は、1 年に 1 回程度点検を行い、維持管理を図るものとする。

(2) 事業所による流通備蓄

現在、数社と災害協定を締結し、物資等の調達を行うこととしている。今後も備蓄品目

及び数量を確保するため、随時、協定締結を推進するものとする。

なお、現在の流通備蓄に関する協定先は、別表のとおりとなっている。

(3) 備蓄品の保管について

防災備蓄品の保管については、町内各避難所の敷地内に設置されている防災倉庫にて保管し、入りきらない備蓄品は、避難所内の空きスペースを利用し保管する。

また、備蓄品の数量増加に伴い、空きスペースが不足した場合は、新たな防災倉庫を設置し、備蓄品の整備を行うこととする。

発災時、避難所備蓄に不足が生じた場合は、防災備蓄倉庫や他の避難所の備蓄品を融通して輸送することで、避難者に対して迅速に備蓄品を提供する。

7 町民・事業所への啓発

町の備蓄だけでは備蓄目標数量に達しないため、町民、町内会、事業所における備蓄を促進させる必要がある。

そのため、次のとおり備蓄の考え方の目安を整理し、啓発活動を行うものとする。

(1) 町民・町内会への啓発

ア 非常用持出品の備蓄

各家庭では、次のものを非常用持出品として備えることが必要です。また、非常用持出品は、直ちに持ち出せるようリュックサックなど持ち運びしやすいものに収納することが大切である。

【最低限必ず備蓄するもの】

- ・食料（下記に示すものが適している）
- ・飲料水（長期（3～5年）保存可能なもの）
- ・ラジオ
- ・懐中電灯

【その他の備蓄品】

- ・毛布、タオル、ティッシュ、救急医薬品、常備薬（メモでもよい）、老眼鏡
- ・携帯電話充電器、ライター、軍手など

イ 備蓄食料の条件

次の条件を満たしたものが備蓄食糧として適している。

- ・日常生活にも使え、なおかつ長期間保存に耐えられるもの（乾物類は日本の伝統食品で保存日数も長く栄養がある）
- ・調理にあまり手間のかからないもの
- ・持ち運びに便利なもの
- ・必要最小限のエネルギーや栄養素が確保できるもの

ウ 家庭での備蓄に適した食料・飲料水

特別に非常用食料を用意しなくても、普段購入しているものを上手に活用することでまかなうことができる。

栄養バランスを考慮し、かつ家族の好みに合うものを普段から購入するよう、心がけることが必要である。飲料水は、1人1日3リットルが目安になる。

例) レトルト主食(白米、五目御飯、白粥)、米、冷凍おにぎり、冷凍めん、個包装もち、粉類(小麦粉、ホットケーキミックス)、乾パン、即席めん、ビスケット、クラッカー、せんべい、乾めん、詰缶、レトルト副食

(2) 事業所への啓発

企業等は、管理する施設の耐震性・耐火性の強化や事業所内収容物の転倒防止などに取り組み、従業員や来場者の安全確保を図るとともに、地震が発生した場合に応急処置を迅速かつ的確に講じることができるよう、資機材を備蓄し防災訓練を実施する必要がある。

また、大規模災害時における従業員との連絡方法を定め、3日分以上の備蓄等を推進し、地震が発生した場合には、住民と協力し、周辺地域における防災活動を行うことが求められることから、事業所等と行政による相互連携による防災対策の構築を図ることが重要である。

また、近隣住民等と連携することも防災力の向上に欠かせないため、保有する施設、資機材、組織力等の防災能力や資源を提供することも必要と考えられる。

ア 事業所等で用意することが望ましいもの

- ・食糧、飲料水 ※3日分以上
- ・医薬品、携帯トイレ、防水シート、テント、ラジオ、乾電池、ヘルメット、軍手、長靴、自転車など

※保管場所は、取り出すときの容易さ、耐震性、分散化を考慮する

※食糧、飲料水、乾電池等は、定期的な更新が必要である

イ 従業員(個人)で用意することが望ましいもの

- ・地図、懐中電灯、防寒着、手袋、歩きやすい靴、携帯食糧、飲料水、携帯ラジオなど

8 支援物資について

支援物資は大量に届けられ、受入れ・仕分けには多くのマンパワーを要し、速やかに避難所に搬送できないことが予想される。その要因のひとつとして、一つの送付物に多種多様の物資が梱包されてくるため、開封・仕分けに時間を要することが考えられる。

そのため、被害の状況に応じて、適切に支援物資受入のコントロールを行う必要があることから、災害ボランティアセンターと協力を密にし、いち早く避難所へ物資の供給を行う必要がある。

また、必要な物資を円滑に供給するには、物流のノウハウが必要になることから、物流企業と連携し効率的な物流システムの構築に努める必要がある。

＜流通備蓄に関する協定一覧＞

協定名	協定内容	締結年月日	協定先
水道事業災害時の相互応援に関する協定	応急対策及び復旧対策	平成10年12月1日	日本水道協会道南地区協議会（4市6町）
災害対応型自動販売機による協働事業の協定	対象自動販売機内在庫飲料水の無償提供	平成22年9月10日	北海道コココーラボトリング
災害等の発生時における応急・復旧活動の支援に関する協定	LPガスの応急・復旧工事及び避難場所へのLPガスの供給	平成23年10月11日	北海道LPガス協会
災害時における応急生活支援に関する協定書	応急生活物資の提供及び災害応急対策の支援	平成24年1月30日	白老町商工会
災害時における石油類燃料の供給に関する協定書	石油燃料の優先的・安定的供給	平成24年2月21日	白老石油事業協同組合
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	発電機、ストーブ、仮設トイレ、仮設ハウス等の提供	平成24年11月14日	株式会社共成レンテム白老営業所
災害時における応急物資の供給の協力に関する協定	医薬品、食料品、日用品等の応急物資の提供	平成27年1月16日	株式会社ツルハ
災害時における応急生活物資供給に関する協定書	食料品、日用品、その他供給可能な物資の供給	平成27年3月4日	生活協同組合コープさっぽろ
災害時における応急生活物資供給の協力に関する協定	衣料、日用品等の応急生活物資の提供	平成27年12月3日	株式会社ホームマックニコット
災害時における応急生活物資供給の協力に関する協定	衣料、日用品等の応急生活物資の提供	平成27年12月3日	株式会社テーオー小笠原
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	発電機、ストーブ、仮設トイレ、仮設ハウス等の供給	平成28年7月21日	株式会社ナガワ
災害時における応急物資の供給の協力に関する協定	食料品、飲料品、日用品、その他応急措置に必要な物資	平成28年10月26日	株式会社セコマ
災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	食料品、飲料、日用品、その他甲が指定する物資	平成29年1月12日	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	福祉用具等物資の優先供給及び運搬	平成29年3月2日	一般社団法人日本福祉用具供給協会
災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定	レンタル機材の供給	平成29年10月11日	株式会社アクティオ
大規模災害時等における炊き出し業務の協力に関する協定書	避難者等への炊き出しの供給	平成30年4月1日	株式会社日総
災害時における物資供給に関する協定書	段ボール製簡易ベッド、段ボール製間仕切り、その他段ボール製品の供給	平成30年9月25日	王子コンテナ株式会社札幌工場
災害時におけるエルピーガス等供給の協力に関する協定書	エルピーガスの供給、エルピーガスを燃料として使用するために必要な関連機器等の供給	平成30年9月28日	白老ガス株式会社

白 老 町
避難所運営マニュアル

—開設と運営の手順—

平成28年4月

令和2年4月改正

「開設と運営の手順」 目次

1. 白老町の避難所に関する考え方	1
2. 避難所運営に関わる組織・人の役割	2
3. 避難所開設までの流れ	3
4. 避難所運営委員会	4
5. 避難所運営の流れ	6
6. 活動班の活動	7
▶名簿班	7
▶総務班	8
▶救護班	13
▶情報広報班	15
▶食料物資班	16
7. 避難所感染防止対策	18
＜参考＞備蓄物資配備時の状況	27
感染予防必要物品	28

1. 白老町の避難所に関する考え方

◆避難所は、「避難を必要とする方」を受け入れる施設です。

- ▶避難所は、「災害時に緊急的に住民等の安全を守り、または、災害により住家を失った住民等の生活の場を確保するための施設」です。
- ▶次のような、「避難を必要とする方」を受入れの対象としています。
 - ⇒住居が被害を受け、居住の場を失った方
 - ⇒ライフラインの被害により、日常生活が著しく困難な方
 - ⇒避難勧告等が発令されるなど、緊急避難の必要がある方 など

◆避難所は、避難者を一時的に受け入れる施設です。

- ▶避難所となる施設は、本来別の用途があります。避難者の受入れは一時的なものであり、自宅に戻ることでできる方や仮設住宅などへの受入れが決まった方には退所を促し、施設本来の用途の回復を目指します。

◆避難所は、避難者の「必要最低限の生活」を支援する施設です。

- ▶災害時に避難所で支援できることには限界があるため、避難者の要望すべてに応じるのではなく、避難者の「必要最低限の生活」のために必要なことから優先して対応します。
- ▶ただし、できる限り普段の生活との落差を少なくする「配慮」（特に高齢の方や障がいのある方などへの配慮やプライバシーの配慮）を適切に行うことが必要です。

◆自助・共助・公助の取り組みにより、円滑な避難所運営を目指します。

- ▶自助・共助・公助それぞれの活動が活発に行われ、それぞれの取り組みと相互の協力により、円滑な避難所運営を目指します。

◆避難所は、「町内会・避難者」、「町」、「施設」が協働し運営します。

- ▶避難所運営に必要な様々な活動を円滑に行うため、避難所では、町内会及び避難者、町の避難所担当職員、施設の管理者や職員からなる「避難所運営委員会」を立ち上げ、組織的な活動を実施します。
- ▶避難所では、そこにいる方全員が世代や性別に関係なく、それぞれの役割を果たすとともに情報を共有しながら、相互に連携して各種活動を実施します。

2. 避難所運営に関わる組織・人の役割

◆町内会の役割

- ▶避難所運営の中心となって各種活動を行います。
- ▶特に、避難所の組織である「避難所運営委員会」の立ち上げ当初については、委員会の中心メンバーとして活動します。

◆避難者の役割

- ▶町内会と連携して、避難所運営の各種活動を積極的に行います。
- ▶避難所が長期化する場合など、避難所運営の時間経過とともに、避難所運営の中心的役割を担うとともに、最終的に避難者による自主運営を行います。
- ▶また、避難者が少数の場合も、避難所担当職員と連携し、自立した避難所運営を行います。

◆避難所担当職員の役割

- ▶町内会、避難者、施設管理者等と連携しながら、避難所運営の全般に携わります。
- ▶特に、町災害対策本部との情報伝達により、避難所内の課題解決に向けた要請や調整を行います。

◆施設管理者・職員の役割（施設管理者がいる場合：学校など）

- ▶避難者の居住スペースや共有スペースの設置の調整など、避難所の施設利用に関することを中心に、避難所運営の各種活動に携わります。

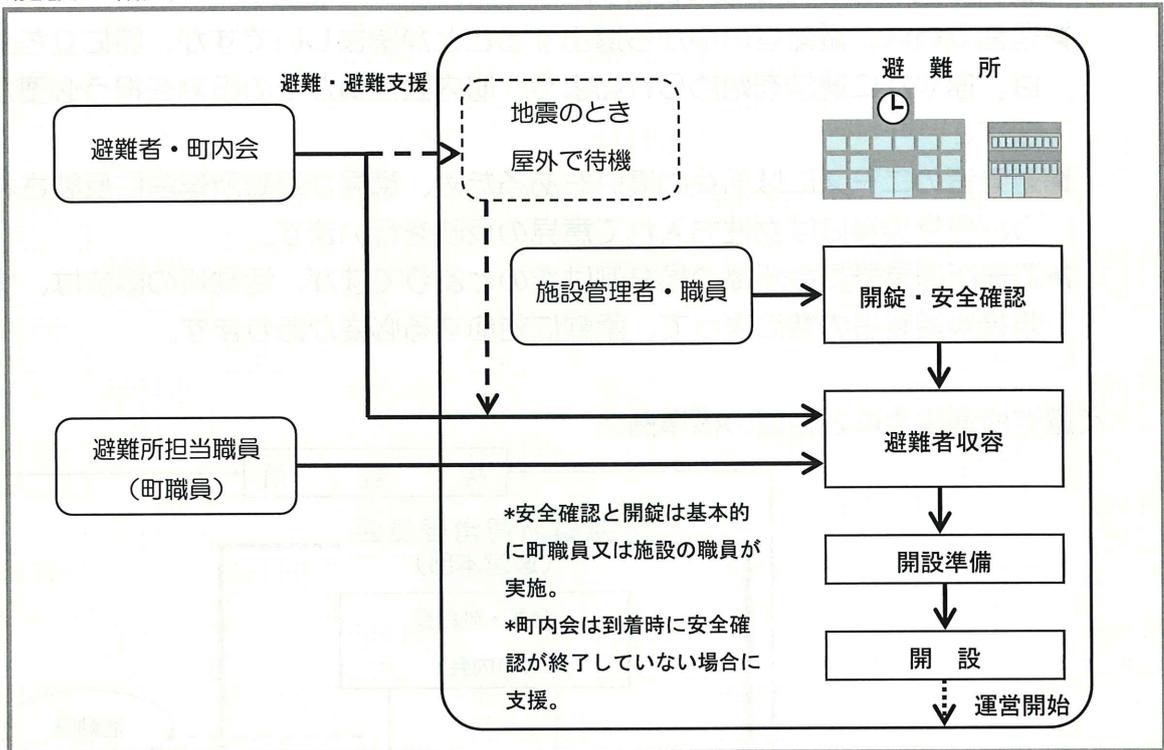
◆町災害対策本部の役割

- ▶避難所からの報告により、町内の避難所の状況を把握し、避難所の連絡体制の確保、情報提供、必要物資の手配など、町内の避難所運営のバックアップを図ります。

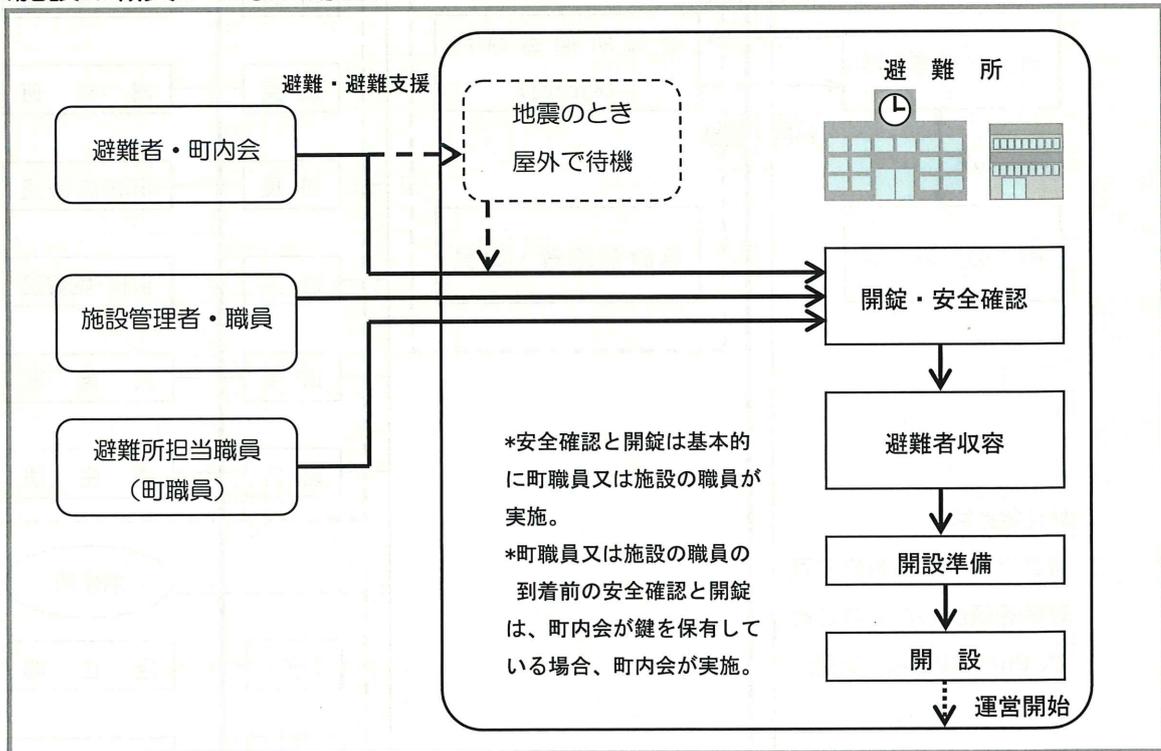
3. 避難所開設までの流れ

◆避難開始から避難所を開設するまでの基本的な流れを記載しています。

<施設の職員がいる場合>



<施設の職員がいない場合>



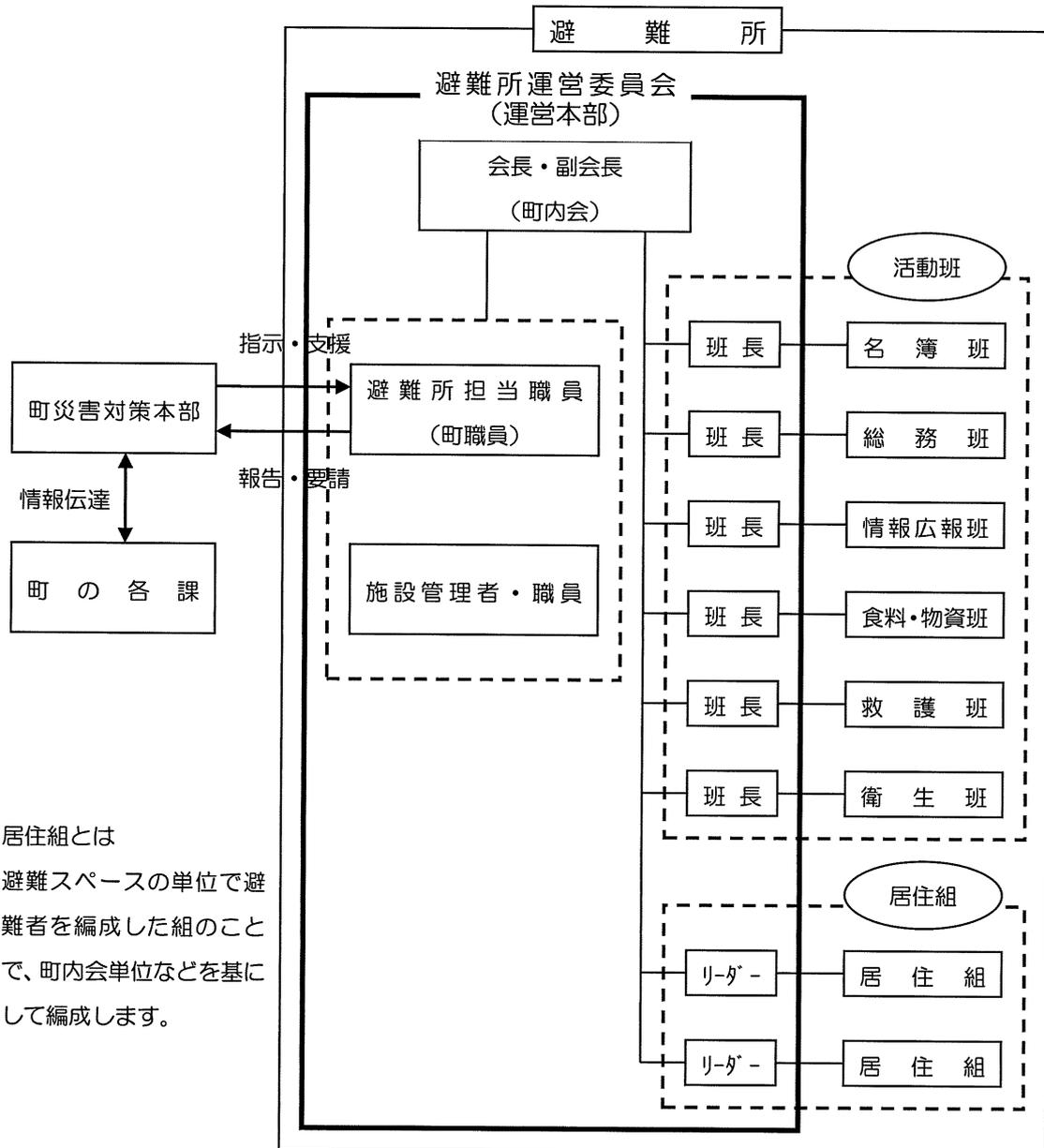
◆施設の安全確認は、様式集にある「目視による安全確認チェック表」を使用します。ただし、施設が明らかに危険な場合は実施しないでください。

4. 避難所運営委員会

◆避難所運営委員会は、避難所運営を円滑に行うための組織です。

- ▶ 会長、副会長、活動班の班長、居住組のリーダーに避難所担当職員、施設管理者（職員）を加えて構成します。
- ▶ 運営委員は、避難者の中から選出することが望ましいですが、特に立ち上げ時は、速やかに運営を始められるよう、町内会役員がその役割を担う必要があります。
- ▶ 避難者のニーズには男女の違いもあるため、意見が避難所運営に反映されるよう、運営委員には女性も入れて意見の反映を行います。
- ▶ 避難所運営委員会組織の標準例は次のとおりですが、活動班の編成は、災害の規模や避難者の数によって、柔軟に対応する必要があります。

<避難所運営委員会組織の標準例>



◆避難所運営委員会の立ち上げ「前は」・・・

避難所開設当初は、避難所運営委員会の立ち上げが困難なことが予想されます。運営委員会を立ち上げるまでは、避難スペースの割り振りや人数、ライフラインの確認など、必要な活動を町内会役員が中心に実施し、できるだけ早期に運営委員会の立ち上げができる体制を整えます。

◆避難所運営委員会の立ち上げた「後は」・・・

会長を中心に、各活動班で運営に必要な活動を分担して実施します。活動をスムーズに始めるために、当初は、会長・班長は町内会役員から選出しますが、時間の経過にあわせて入れ替えを行い、町内会役員にかかわらず、避難者が中心となって運営する委員会へと移行します。

◆避難所運営委員会の役割

▶活動班の設置

- 各居住組から、各班の構成員を選出させ、活動班を編成します。
- 班長を決め、班長を中心に各班員に活動してもらいます。
- 班長・班員の選出については、特定の人に負担が集中しないよう、交代制にするなど工夫します。

▶運営全般の調整

- 活動班への指示、避難者への周知など、避難所運営全体を取り仕切ります。
- 各種活動において、要配慮者への配慮が行われるよう調整します。
- 各種活動において、男女のニーズの違いや、プライバシーへの配慮が行われるよう調整します。
- 避難者のニーズ・意見の取りまとめを行います。
- 町災害対策本部や関係機関との連絡や調整を行います。

▶運営会議の開催

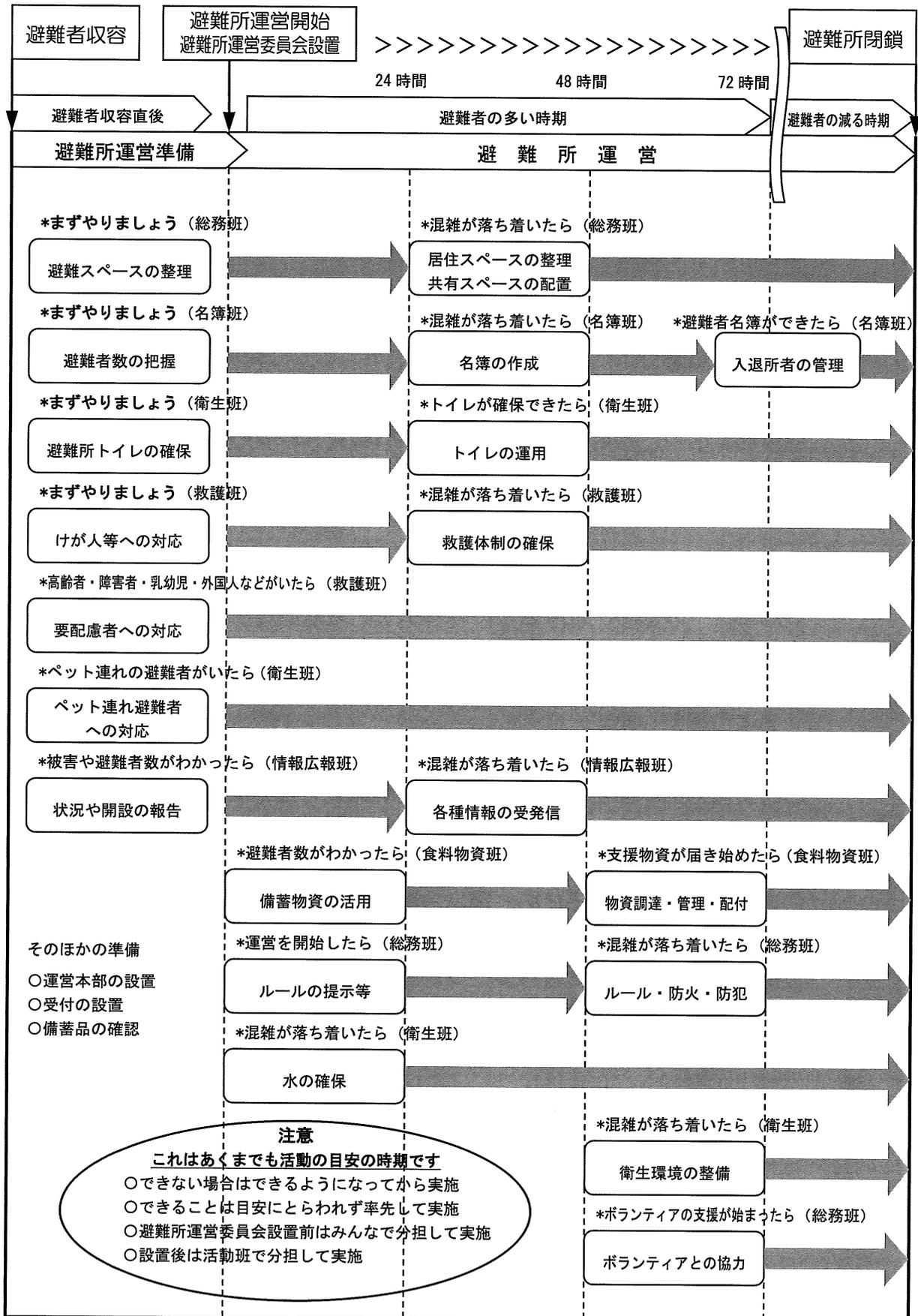
- 運営を円滑に進めるため、運営会議を毎日1回以上開催します。
 - ・避難所内での方針やルールの決定、変更を行います。
 - ・活動班の活動状況を共有し、今後の活動を決定します。
 - ・避難者の増減に合わせて、避難スペースの変更などを決定します。
 - ・避難所内での問題や課題について、対処方法を決定します。

▶避難所運営委員会の円滑な引継ぎ

- 会長、副会長の退所に備えて、補助を務める人を確保するなど、円滑な引継ぎの工夫をします。
- 活動班班長の退所に備えて、定期的に交代するなど、円滑な引継ぎの工夫をします。

5. 避難所運営の流れ

◆下表の時間を目安に、避難所の状況に応じて各活動を実施します。



6. 活動班の活動

◆活動班の標準的な活動内容は次のとおりです。

▶名簿班

- ★避難所に誰が避難しているかを把握します。次の目的があります。
 - 安否の確認（家族などの安否確認に訪れた方へ対応する）
 - 食料の確保（必要な物や必要な量を適正に把握する）
 - 避難者支援（全ての避難者に行政などの支援を行き届かせる） など
- ★最終的には名簿を作成して避難者の入退所を管理します。

<混乱期>

- 人数を集計しやすいよう、避難所内では町内会単位などにまとめてもらいます。
- 避難数の人数の確認を行います。
*おおむねの人数でかまいません。確認方法は町内会の代表者などに報告してもらうなど、できる方法でかまいません。詳しい調査は落ち着いてから行います。
- 人数の確認にあわせて、けが人や病人などの情報を確認します。
*けが人などは早急に対応が必要な場合もありますので、呼びかけにより把握します。
- 避難者数は、「避難所状況報告書」にまとめ、町災害対策本部へ報告します。
*避難者名簿作成前は、把握したおおむねの人数と記載可能な内容を報告します。 様式 1

<落ち着いたら>

- 避難者に「避難者カード」を記入してもらいます。
*避難所にとどまる人には、記入し提出してもらいます。（避難者）
*帰宅する方が食料などの支援を申し出た場合も、記入してもらいます。（在宅被災者）
*避難者カードは、1家族で1枚記入してもらいます。 様式 2
- 避難者カードを回収し、名簿に記載します。
*避難者と在宅被災者のカードは、分けて整理します。
*避難者は、「避難者名簿」に、在宅被災者は、「在宅被災者名簿」に記載します。 様式 3-1
様式 3-2
- 避難者数は、「避難所状況報告書」にまとめ、町災害対策本部へ報告します。
*名簿作成中も、把握している人数と記載できる内容は、定期的に報告します。 様式 1

<入退所者の管理>

名簿作成後は、以下に留意して避難者の把握を継続してください。

避難者の入退所を管理します。

様式 3-1

*入所者には、「避難者カード」に記入してもらいます。1世帯1枚

*退所者には、必ず申し出てもらい、退所したことを名簿に記載します。

*退所者の避難カードは、別に整理します。

在宅被災者の状況を整理します。

様式 3-2

*支援が必要な在宅被災者は、「避難者カード」に記入してもらいます。1世帯で1枚

*支援が不要となった場合には、必ず申し出てもらい、支援終了したことを名簿に記載します。

避難者数は、「避難所状況報告書」にまとめ、定期的に町災害対策本部へ報告します。

様式 1

▶ 総務班

★避難所の空間配置

○避難者の居住・共有スペースを設置します。

○避難者の数や要配慮者の有無など、避難所の状況に応じて、レイアウトの変更や他の施設の活用などを検討します。

★避難所のルール・防火・防犯

○避難所のルールを掲示し、避難者に周知徹底します。

○防火、防犯の徹底のため、当直者や見回りの割振りなどを行います。

★ボランティアとの協力

○避難所内での活動に必要なボランティアの要請を担当します。

○ボランティアの受入れと、活動の調整を行います。

★その他の調整

○運営会議開催の調整や、運営会議の記録を担当します。

○各町内会などで実施する在宅避難者（避難所へ避難できない方）への支援などの対応を実施します。

＜避難スペースの整理：避難直後＞

★避難所を円滑に運営するためには、居住・共有スペースを決めて周知する必要があります。

★各スペースは、それぞれの用途を明確にするとともに、ルールを周知し守ってもらいます。

○居住スペース：避難直後に行うこと

避難者を収容後、居住スペースを割り振るとともに通路を確保します。
*町内会単位などにまとってもらいます。

居住スペースが広い場合（体育館など）、トイレに近いスペースは、足腰が悪い方、支援が必要な方などに優先的に割り当てます。

部屋が多数ある場合（学校など）、大勢の中での生活が困難な方は、別の部屋を使用します。

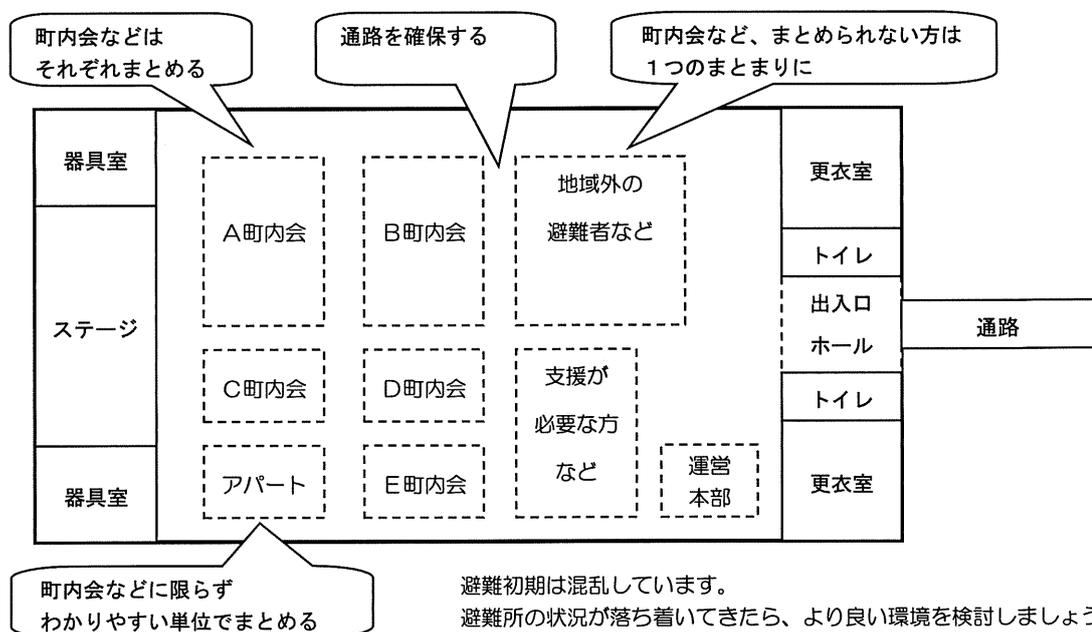
○共有スペース：避難直後に行うこと

避難直後から必要となる「トイレ」、「ペットスペース」、「調理設備」などの使用の可否を早めに確認して対応します。

*トイレ、ペットの対応は、衛生班のページへ

*調理設備の対応は、食料物資班のページへ

避難初期の空間配置（例：体育館）



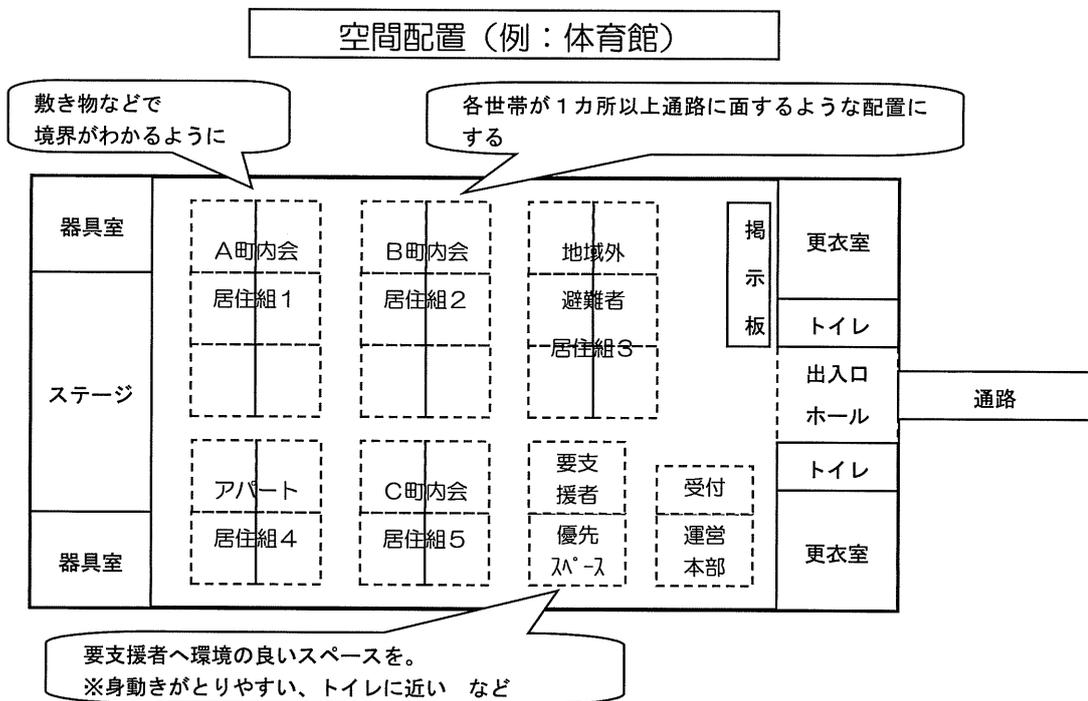
<居住スペースの配置：落ち着いたら>

町内会など、まとまりごとに「居住組」を編成し、リーダーを決めてもらいます。

要支援者への、より良い環境の配慮を検討します。
*避難所内での生活が困難な方は、福祉施設などへの移動を検討。

★居住組を編成した以降は、以下に留意して居住スペースの整理を続けます。

居住スペースを整理します。
*各居住スペースは、荷物や敷き物で世帯同士の区画の境界を明確にします。
*通路は、各世帯の区画が1カ所以上面するように設定します。
*要支援者へは、引き続き生活しやすい場所の提供に配慮します。
*ダンボールや仕切り板が用意されたら、可能な範囲でプライバシーを確保します。
*避難者が減少したら、規模に応じて居住組の再編や居室の移動を実施します。



★要支援者へのより良い環境の配慮

- 他の避難者と同じ場所で支援が可能な場合、要支援者優先スペースへ。
- 他の避難者と同じ場所で支援が難しい場合、別の部屋を配慮。
*施設管理者との調整が必要。
- 避難所内で生活が困難な方は、福祉施設などへの移動を配慮。
*町災害対策本部との調整が必要。
- 乳幼児のいる世帯にも、別の部屋を配慮。
*施設管理者との調整が必要。

＜共有スペースの配置：落ち着いたら＞



避難所の共有スペースを整理します。

*避難者の日常生活を保つために必要な機能を、共有スペースとして確保します。

(下表の項目をはじめ、対応が可能になったものから順に確保します。)

*確保した共有スペースとルールは、掲示し避難者に周知します。

★共有スペースの例

○施設の規模など避難所の実情にあわせて、共有スペースを確保してください。

チェック	施設	設置場所	チェック	施設	設置場所
	居住スペース			風呂	
	居住スペース			更衣室（男性）	
	居住スペース			更衣室（女性）	
	居住スペース			洗濯場	
	運営本部			物干し場（男性）	
	情報掲示板			物干し場（女性）	
	ごみ集積場所			授乳室	
	仮設トイレ設置場所			調理室	
	救援物資集積場所			喫煙場所	
	救援物資配付場所			ペットスペース	
	仮設電話設置場所			医務室	
	相談室				

★共有スペースを配置するうえでの参考

○プライバシーの配慮

- ・トイレ・更衣室・物干し場は男女別。授乳室の確保など。

○衛生面の配慮

- ・トイレやごみ集積場所は、悪臭が居住スペースに届かない場所に設置。
- ・ペットスペースは、アレルギーの方に配慮し、居住スペースとは離れた場所に設置。

○設置場所とルールを明確にしましょう

- ・共有スペースの設置場所を掲示して、避難者に周知しましょう。
- ・利用する際のルールを掲示して、避難者に厳守してもらいましょう。

＜ルール の 掲 示、防 火・防 犯＞

- ★避難所での共同生活は、ルールを明確にし、一定の規律のもとで行います。
- ★災害後の混乱の中では、防火・防犯にも注意が必要です。避難所内部に限らず、外部からの危険を排除する意味でも、防火・防犯は不可欠です。

- 避難所のルールを掲示し、避難者に周知します。
 - *共通ルール、共有スペースごとのルールなど、決定したルールを掲示し周知します。
 - *ルールは、避難所の状況の変化に合わせて変更します。避難所運営委員会で決定します。
 - *変更されたルールは、その都度、避難者に周知徹底します。
- 防火のため、火気の取扱い場所を制限し取扱いのルール・注意を周知します。
 - *避難所内は禁煙とし、定められた喫煙場所でのみ許可します。
 - *ストーブなど室内で使用する火気は、使用箇所や使用時間を決めて使用します。
 - *個人所有のカセットコンロなども使用場所を決めるなど、注意を促します。
 - *定期的に避難所内を見回り、火気の取扱いが適切に行われているか確認します。
- 防犯について、以下のとおり実施します。
 - *避難所運営委員会から夜間の交代制の当直者（複数名ずつ）を決めます。
 - *夜間は、建物の出入り口の施錠を徹底し、当直者のいる出入口のみ開錠します。
 - *当直者は出入り口付近で人の出入りを確認し、不審者の侵入を防ぎます。
 - *当直者は夜間の避難所内のパトロールを行い、防火防犯に努めます。

＜ボランティアとの協力＞

- ★大規模な災害時には、災害ボランティアセンターが開設されます。

- 災害ボランティアセンターの開設状況を確認します。
 - *町災害対策本部から開設状況や場所、連絡先の情報を収集しましょう。
- 避難所の活動に人手が足りない場合、災害ボランティアセンターにボランティアの派遣を依頼します。
- ボランティアを受け入れる場合は、運営委員会が中心となって、活動内容の説明やボランティアの活動管理を行います。
 - *どのような活動にボランティアが必要か、どのくらいの人数が必要かなど、あらかじめ運営委員会で検討してから依頼しましょう。

▶ 救護班

★ 救護・支援に関すること

○ けが人への応急手当や、緊急時の救急要請などを行います。

★ 要配慮者への対応

○ 高齢者や障がい者、妊産婦や乳幼児、外国人など、避難所で手助けが必要な方への支援を行います。

< けが人等への対応 >

★ 避難所へは、災害で負傷した方や、病気を抱えた方も避難しますので、状況に応じて適切な対応を行う必要があります。

○ 避難直後の救護活動（まず行うこと）

呼びかけで、けが人、病人、妊婦など早急に対応が必要な方を把握します。
* 避難者数の確認をする際などに、呼びかけて早期に把握しましょう。

避難所にあるものや、近隣から「救急セット」を調達し、けが人などへ応急的な手当てを行います。
* 避難者の中に医療従事者がいないか確認し、いる場合は協力を要請します。

対応が困難なけがや病気は、救急車の手配を行います。
* 「119」番通報を行い、施設名・住所・けが人や病人の様態を伝えてください。

○ 避難直後の応急対応が落ち着いたら

避難所の疾病者（対応困難な持病のある避難者）や妊婦を把握します。
* 緊急時に備え、持病や薬の持参の有無などは「避難者カード」に記入してもらいます。

けが人や病人の情報は、町災害対策本部へ報告します。
* 必要に応じて、医療機関への移動や医師の派遣、物資の支援などの対応を決定しますので、把握している状況を随時報告してください。

様式 1

緊急時には、第1に119番通報により救急車を手配します。
* 事前に把握している持病や常用薬の情報は、通報時や救急隊に提供しましょう。

<要配慮者への対応>

★高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児・外国人など災害時に支援が必要となる可能性の高い方は、特に留意した対応が必要となります。

○高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児への対応

- 避難者の障がい・体力などを考慮し、環境の良い居住スペースを配置します。
*トイレに行きやすい場所やなるべく広いスペースを配慮
*別の部屋が使用できる場合は、優先的に確保する など
- 避難所での生活が困難な場合は、より良い環境への移動について調整します。
*福祉施設などへの移動を町災害対策本部と調整する。
- 食料などが全員に配付できない場合は、体力的な面を考慮して要配慮者に優先的に配付します。
- 粉ミルクなど避難所にない食料や物資は、必要数を把握して町災害対策本部に要請します。 様式 1
- 介護については、原則、家族が行うものとしますが、家族がいない人は、避難者に協力者（介護経験者・看護師等）がいれば、交代で看護します。
- 災害ボランティアセンターの開設後、ボランティアの依頼を検討します。
*介添えなどの支援が必要な場合は、災害ボランティアセンターに派遣を依頼します。

○外国人への対応

- 通訳が必要な場合、町災害対策本部へ要請します。 様式 1
*町災害対策本部で通訳の派遣や外国人を集約するなど検討し対応します。
- 食事など文化や習慣にできる範囲で配慮します。
*宗教などにより食べられないものなどがある場合は、できる範囲で配慮します。

○在宅被災者への対応

- 避難所に避難できず自宅で生活する要配慮者については、町内会などで把握している情報をまとめ、町災害対策本部へ報告します。 様式 1
*町災害対策本部で福祉施設への移動など検討し対応します。

▶情報広報班

★各種情報の発信

- 町災害対策本部への報告や要請など、情報の発信を行います。
- 町災害対策本部から受信した災害や支援の情報を避難者へ伝達します。
- 避難所への安否確認の窓口となります。
- 避難者への郵便物の取り次ぎを実施します。

<状況や開設の報告>

- 避難所の被害状況や避難者の状況などをまとめます。
*避難所の被害や避難者の有無、概ねの人数等を分かる範囲でまとめます。

- 電話、FAXなどで町災害対策本部に報告します。
*可能であれば様式をFAXし、できない場合は電話により口頭で報告します。

様式 1

	電話番号	FAX番号
役場代表電話	82-2121	82-4391
総務課直通電話	82-4277	

<各種情報の受発信>

○町災害対策本部との連絡（電話回線が使える場合）

- 町災害対策本部への報告や要請は、様式集の各様式をFAXします。
*報告した様式は、様式の種別ごとに整理しておきましょう。

- 簡易な報告や問い合わせは、施設の電話を使って行います。
*一般回線が使えず、携帯電話が使用できる場合は、個人の携帯電話を使用してください。

○避難所内での情報伝達

- 避難所内の情報提供には、掲示板（なければ内壁）を使用しましょう。
掲示板は、入口付近で目に止まる場所に設置します。
- テレビやラジオが使用できる場合は、みんなが見聞きできる場所に設置し、避難者に情報を提供します。
- 安否確認があった場合は、避難者名簿を活用して対応します。
プライバシーを守るためにも受付窓口を一本化します。

▶食料物資班

★食料・物資に関すること

- 食料、物資の必要数を把握します。
- 食料、物資の要請などにより調達を行います。
- 食料、物資の管理と配付を行います。

<備蓄物資の活用>

備蓄物資と調理設備の確認を行います。

- *避難所に備蓄物資を保管している場合は、品目と数量を確認します。
- *避難所に備蓄物資を保管していない場合は、近隣の備蓄物資を保管している避難所と連絡調整します。
- *調理設備は、調理室や給湯室などの状況を確認します。

配付する数を確認します。

- あわせて、備蓄品以外に必要な物（粉ミルクなど）の数を確認します。
- *正確な避難者数が分かるまでは「数が足りるか否か」が分かる程度まで把握します。

避難所の備蓄物資で足りる場合は、調理した備蓄食料や毛布などを避難者に配布します

- *食料や物資は、原則として避難者に平等に配ります。

避難所の備蓄物資で足りない場合は、「物資配送依頼票」に数や種類をまとめ、町災害対策本部に要請します。

様式 5

要請したものが到着した後、避難者に配付します。

- *届くまでに時間がかかる場合は、子供、妊産婦、高齢者、障がい者などに優先して配付しましょう。

避難所周辺のお店などから食料等の提供が可能な場合は、避難所担当職員がお店などに直接依頼することを可とします。

- *お店に依頼する場合、日付・品目・数量について納品書やメモなど記録を残してください。

★備蓄物資配備状況は、最終ページに記載しています。

★備蓄品以外に必要なものとは？

○粉ミルク、哺乳瓶、紙オムツは備蓄物資にありません。

- *お粥・生理用品は、備蓄品として保管しています。
- *アルファ米は、アレルギー対応のものを備蓄しています。

★備蓄物資は、保管している避難所だけのものではありません。近隣の備蓄物資を保管していない避難所と連絡調整し、備蓄物資を活用してください。

＜物資調達・管理・配付＞

★物資の支援が始まった後は、次の要領で物資の調達・提供を継続します。

食料や物資の調達について

*人数確認や避難者名簿で確認し、必要な食料・物資の数を把握します。

*粉ミルクやアレルギー対応食など特定のものは、名簿のほか居住組ごとに聴取するなどし、必要数を把握します。

*必要な食料や物資は、「物資配送依頼票」で町災害対策本部に要請します。

様式 5

食料や物資の管理について

*届いたものは、場所を決めて保管し、「避難所用品管理票」に記載して在庫管理を行います。

*食料は、消費期限・賞味期限を確認し、適した保管方法を心がけます。

*古くなった食料は処分します。計画的に配付できるように整理整頓します。

様式 6

食料や物資の配付について

*食料・物資は、避難者に公平に配付します。

*食料の配付するルールを決めて、避難者に周知します。

*不足する物資などは、子供・妊産婦・高齢者・障がい者に優先的に配付します。

*在宅被災者に登録した方には、避難所に受取に来てもらい、配付します。

*避難者の協力やボランティアの協力を得て、炊き出しを実施して配付します。

7. 避難所感染防止対策

◆避難所という空間での感染防止や衛生面の確保のため、下記の対策や確認を実施します。

<環境衛生の整備>

★多くの方が生活する避難所では、衛生環境に注意する必要があります。特にライフライン停止状況下では十分な注意が必要です。

◆管理全般

- ▶避難所の感染対策の啓発のため、“感染予防のための8 カ条”等の掲示を、避難所の入口、各部屋の入り口、避難者の目につく所、手洗い・トイレ場などに貼り感染予防を促しましょう。
- ▶職員は避難所の感染管理上のリスクを定期的に評価し、感染管理上の問題点を把握しましょう。
- ▶感染管理に日常的に用いるアルコール手指消毒薬、マスク、使い捨ての手袋、石鹸、ペーパータオル、使い捨ての食器類、清掃用の消毒薬や、体温計や血圧計を確保しましょう。

◆居住区域

- ▶避難所の居住区では、個人間（もしくは少なくとも家族間）の距離を十分（1～2m 程度）保つよう居住区を設定します。（特に換気が不良な場合）。
- ▶個人や家族間の距離を十分に保てない場合は、段ボールやパーティションなどを用いて区分けをして下さい。
- ▶施設として可能な場合は、定期的（午前と午後に1 回など）に窓あるいはドアを開け、換気を行う。
- ▶インフルエンザや嘔吐下痢症患者が発生した場合に、個別に収容する場所を確保しましょう。

◆環境整備

- ▶内履き（スリッパ、靴下など）と外履きを区別し、生活区域へは土足で入らないようにしましょう。
- ▶基本的な清潔を保つために、定期的に居住区域およびトイレの清掃を行いましょう。
- ▶トイレを清掃する際は、マスクと使い捨ての手袋、汚染度に応じて使い捨てのエプロンを着用し、次亜塩素酸ナトリウム（トイレハイターなど）を用いて、トイレ周りを中心に清掃しましょう。

- ▶ トイレ清掃を行った際は、その都度マスクと手袋は廃棄し、流水と石鹸を用いて手を洗う。手に便や汚物が着いて流水と石鹸が利用できない場合、アルコール消毒剤をしみ込ませたティッシュなどで良く拭きとりましょう。
- ▶ 手袋を着けたまま他の作業はしない。作業終了後に廃棄する場合には、自分の手を汚染しないように、注意して外しましょう。
- ▶ オムツは専用の容器に廃棄し、手指衛生を励行しましょう。
- ▶ 避難所の屋内外にごみ集積場所を設置し、清潔な使用を徹底します。居住組を単位として当番を設け、各共有スペースを交代で清掃します。
 - ・ トイレなど衛生的な使用が必要な共有部分を中心に、各場所に清掃当番を設けます。
 - ・ 一部の方に負担が集中しないよう工夫し、避難者全員の協力で清掃を行います。
 - ・ ペットスペースは、ペット連れ避難者が清掃を行います。
- ▶ 風呂は、知人宅での奨励や入浴施設の情報提供により対応します。

◆ 体調管理

- ▶ 各人それぞれが、発熱や下痢など体調の変化が見られた際には、必ず周囲もしくは体調管理を行う係に連絡しましょう。
- ▶ 職員、ボランティアなどのスタッフは、手指衛生とマスク着用しましょう。
- ▶ 職員、ボランティアなどのスタッフは、感冒様症状を含め、感染症の症状がある際には避難所に行かないようにしましょう。

◆ 手指衛生

- ▶ 感染対策の基本である手洗いをすべての職員、ボランティア、避難者が積極的に実施します。
- ▶ アルコール手指消毒薬もしくは可能であれば流水と石鹸を用いた手洗いを実施します。
- ▶ 糞便などで目に見える汚れが手に付いた際には、可能な限り流水と石鹸を用いた手洗いを実施します。
- ▶ 手を拭く際はタオルの共用はせず、個人用タオルかペーパータオルを使用します。
- ▶ 定期的に手指衛生の実施を促します。
- ▶ 具体的方法
 - 食べたり、飲んだり、顔や口に触れたあと
 - 食事の準備の前後
 - トイレのあと
 - 気道分泌物（訳者註：鼻汁や痰）とそれらで汚れたティッシュに触れたあと
 - 創部に触れる前後

- 汚れた衣類や寝具類に触れたあと
- 吐物、便、他の身体から出てきた物質を片つけたあと
- 環境面の洗浄や消毒を行ったあと
- 手袋を脱いだあと
- ファイルシールドやゴーグルを外したあと
- マスクを取り外す前後
- 多数の子供が利用するプレイエリア（遊戯室）への入退室時
- ペット用避難所を訪問したあとやペットに触れたあと
- ペットフードに触れたあと
- 手が肉眼的に汚染される行為を行ったあと
- 共有されているおもちゃで遊んだあと

◆手指消毒薬は、以下の場所に設置する必要があります。

- 隔離区域の中あるいはすぐ外
- トイレの近く
- 食事を準備する場所あるいは台所の近く
- 食事を行う場所の近く
- 避難所内の必要箇所

◆手指衛生の種類

▶擦式消毒用アルコール製剤

- 手が肉眼的に汚染されていない場合は、望ましい手指衛生法である。
- クロストリジウム・ディフィシル感染症が疑われる場合や炭疽菌との接触後は、擦式消毒用アルコール製剤が効かないため、石鹸と流水による手洗いが必要である。
- 液状タイプは10 円玉大、泡状タイプは鶏卵大を手に取り、手をこすり合わせ、手と指の全ての面に乾燥するまで擦り込む。

▶手洗い

- 石鹸と流水を用いる。
- きれいな流水で手をぬらし、石鹸を手取る（非抗菌性石鹸でよい）。手をこすり合わせて石鹸を泡だて、手と指のすべての表面を15～20 秒かけてこすり洗ひする。爪先、手首、指の間も忘れずに洗う。流水で十分に手を洗い流し、ペーパータオルか乾燥器で手を乾燥させる。可能ならペーパータオルで蛇口を閉める。可能なら、トイレの戸をあけるときはペーパータオルを使う。ペーパータオルを捨てる。
- 固形石鹸を使う場合は、水につからない方法で管理する。液体せっけんを使う場合は、容器は詰め替える前に洗浄する必要がある。

<避難所トイレの確保>

◆避難所に避難したら、施設のトイレが使用可能か確認します。

▶施設のトイレが使用できない場合は、町災害対策本部に仮設トイレの要請を行います。

様式 1

*屋外に仮設トイレの設置場所を決めておいてください。

▶仮設トイレが設置されるまでの間は、備蓄品の「携帯型簡易トイレ」を使用します。

トイレットペーパー、手洗い用の水を確保します。

▶トイレットペーパーは、施設にあるものを使用し、物資の支援が始まった後は町災害対策本部に要請します。

▶手洗い用の水が確保できない場合、施設の消毒液やペットボトルの飲料水を活用してください。

◆トイレの清掃は当番を決めるなど、避難者が協力して衛生を保ちます。

<ペット連れ避難者への対応>

★ペットと一緒に避難する方については、避難所に入所するにあたり、ペットの対応について説明して理解を得る必要があります。

ペット連れ避難者の受付を行い、「ペット登録台帳」に記載します。

様式 4

ペットスペースを決定します。

*衛生面やアレルギー対策として、居住スペースにペットは入れません。

*原則、屋外としますが、屋外で飼育困難なペットで施設内に利用できる部屋がある場合は、屋内のスペース確保を検討します。

ペットの飼育についてルールを決め、飼育者に徹底してもらいます。

*飼育管理と飼育場所の清掃は、飼い主に責任をもってしてもらいます。

<感染症予防策>

別紙「避難所における感染評価用紙」により、職員やボランティアスタッフ、避難者を評価して感染予防に努める。

◆標準予防策

全ての被災者との接触時に実施する

- ▶血液、体液、分泌物、排泄物への曝露が予想される場合、適切な個人用防護具（マスク、手袋等）を着用する。
- ▶全ての個人用防護具は、使用した部屋/区域内で脱ぐ
- ▶各被災者との接触前後に手指衛生を行う
- ▶咳エチケットを行う
 - ・咳をしている人にはマスクを着用してもらいましょう。
 - ・咳をしている人にはティッシュを提供しましょう。
 - ・咳やくしゃみをするときは、腕あるいは袖で押さえるように指導しましょう。
 - ・感染性をもつ可能性のある人は、他の被災者から1 m以上離しましょう。
- ▶感染症の伝播を予防するために、布団/ベッドの間隔を1 m以上空け、寝る向きは互い違い（お互いの足が見えるよう）にするのが望ましい。

◆空気感染予防策

避難所で空気予防策を実施するのは非常に困難であることから、空気感染症が疑われた場合には、可能な限り早急に避難所から医療機関に搬送することが必要である。主な空気感染症は麻疹、水ぼうそう、結核など。

空気感染予防策は標準予防策に追加して、以下の対策を実施する。

- ▶空気感染症の兆候・症状のある人を個室に収容する。
- ▶隔離区域が壁で閉鎖されていない場合は、何らかの方法で仕切りを設けること。

仕切りを作る為に使用する素材は、それぞれの透過性をもとに選ぶこと。

望ましい順にドライウォール、パーティクルボードあるいは他の木材、プラスチック、パーティションやスクリーン、カーテン、ベッドシーツ。

バリア素材は天井から床までできるだけ届くように据え付ける。

- ▶隔離区域のドアは常時閉め、空気感染症のある被災者は隔離室/領域内で過ごしてもらう
- ▶同じ兆候・症状のある人々を同室にする。
- ▶空気感染症のある被災者と1 m以内で接する人は、N95微粒子用マスクを着用する。
- ▶空気感染症のある被災者に接する前後は、手指衛生を行う。

◆飛沫感染予防策

飛沫感染症はインフルエンザやマイコプラズマ、溶連菌感染症などがある。

標準予防策に追加して以下の予防策を実施する。

- ▶ 飛沫感染症の症状・兆候のある被災者を他の被災者から離す。
 - ・ 個室あるいは隔離室/区域に収容する。
 - ・ 他の被災者からは空間的に分離する。
- ▶ 症状のある被災者は隔離区域/部屋にいてもらう
- ▶ マスクを着用する
- ▶ 同じ兆候・症状のある人々を同室にする。
- ▶ 飛沫予防策を行っている被災者との接触前後に手指衛生を行う

◆ 接触感染予防策

接触予防策の適応となるのはロタやノロウイルスによる感染性胃腸炎やRSウイルスなどがある。

標準予防策に追加して以下の予防策を実施する。

- ▶ 接触予防策を要する症状・兆候のある被災者を他の被災者から離す。
- ▶ 個室あるいは隔離室/区域に収容する。
- ▶ 他の被災者からは空間的に分離する。（他の被災者と1 m以上離す）
- ▶ 症状のある被災者は隔離区域/部屋にいてもらう。
- ▶ 隔離室/区域内にいる人のケアを行う人は、隔離室/区域に入る際にPPEを着用する。（ガウン、未滅菌手袋）
- ▶ 同じ兆候・症状のある人々を同室にする。
- ▶ 接触予防策を行っている被災者との接触前後に手指衛生を行う。

上記のほか、都度、関係部局や医療関係者などに相談し、対応を図ること。

〈隔離区域の設定〉

避難所内には、感染症が疑われる被災者を収容するための隔離区域を設ける。隔離区域を設置する場合は、以下の点に留意する。

- ◆ 壁とドアで避難所内の他の区域から物理的に区切られたエリアを設ける。
 - ▶ 隔離区域は、避難所の近くにある別の建物あるいは同一棟の別エリアに設置することが望ましい。
- ◆ 隔離区域として使える場所が存在しない場合は、パーティションやビニルや他のなり得る素材を用いて、新たに避難所内に隔離区域を設けることも可能である。
 - ▶ 可能であれば、床から天井までを区切る一時的な壁を作る。

▶ 隔離区域の出入り口には、ポスターなどを貼りだし、適切な個人用防護具（手袋やマスク等）を着用してから入室すると分かるようにする。

◆ パーテーション等で隔離ができない場合は、十分な距離（おおむね2m以上）をとるか。可能であれば隔離ができる別の施設へ移動する。

◆ 被災地スタッフは、可能な限り隔離区域内外で担当者を分ける。

◆ 感染症を発症した被災者のケアを行う専属の避難所スタッフを任命する。（彼らは、その他の被災者のケアは行わない。）

▶ 可能であれば、感染症を発症した被災者専用の入口や通路を確保する。これにより、感染症を発症した被災者だけでなく、これらの人々のケアを行っていたスタッフも分離することが可能になる。

〈食品管理方法〉

◆ 食品の取り扱い

▶ 乾燥した冷暗所に、袋や箱に入れて保管する（害虫、害獣から守る）

▶ ヒト用の食料とペットフードは分けて保管する

▶ 床から10cm 以上の高さに保管する

▶ 感染兆候・症状のある避難所職員は食事の準備や供給に携わらない

▶ 可能な限り腐敗しやすい食品は冷蔵する

▶ 冷蔵庫の温度をモニターする（冷蔵庫3~4℃、冷凍庫-18℃ \geq ）

▶ 熱い食品は60℃に保つ

▶ 冷たい食品は7℃以下に保つ

▶ 残った食品は4 日以内に使用し、廃棄する

▶ 冷蔵すべき食品で、2 時間以上室温におかれたものは廃棄する（32℃以上の室温に1 時間以上放置された食品は破棄する）

▶ 作業台や食器類は、食事の準備前や使用後に適切な洗浄・消毒を行う

◆ 食品衛生面

▶ 調理が必要なものは十分に加熱するなど、清潔な食品管理を行う。

▶ 調理者、盛り付けや配膳をする人は、発熱や咳、嘔吐、下痢など症状がある場合、調理を担当してはならない。

▶ 調理者の手指衛生を励行するとともに、料理を盛る際も手洗いや、使い捨ての手袋を着用するなど、手指衛生を保つことが必要である。

▶ 食器類は可能な限り共用せず、水道が確保できれば洗って使用し、水道が確保できない場合、使い捨て食器類を用いる。

▶ 給水車などからの水を保管（汲み置き）して飲用したり、食材や食器、調

理器具の洗浄に使用する場合は、あらかじめ煮沸する。

- ▶ 乳児の哺乳瓶などは、次亜塩素酸ナトリウム(ミルトンやミルクポンなど)もしくは熱湯を用いて消毒し、衛生的な環境で調乳する。

◆水の確保・管理

- ★避難所では飲料水を確保することや、衛生的な避難所生活(手洗い、うがいなど)のために生活用水を確保することが必要です。
- ★避難所の水道が出るか確認し、出ない場合は水の確保が必要です。

水の貯蔵：古い容器(空き缶、ビン、ボトル、グラス)を使う場合は、以下に留意すること。

- ▶使用前に容器の表面を洗剤と水であらう。
- ▶容器の中は、塩素溶液(有効塩素濃度5.25%家庭用漂白剤の原液小さじ1杯=5mL+水250mL)で消毒する(訳者註：約1,000ppm=0.1%の塩素濃度)
- ▶容器に蓋をして、よく振り、塩素溶液が内面と接触させる。30分ほど置いて、飲水可能な水で流す。
- ▶容器に「飲料水」と明記する。
- ▶容器は熱や直射日光を避け、有害物質(ガソリンや殺虫剤)から離れたところに室温で保管する。
- ▶水の代わりに溶かした氷、果物や野菜ジュースを使う場合は微生物汚染を避けること。
 - ・溶かした氷を使う場合は、製氷器や冷凍庫で作られた氷を使用する(つららなど自然の氷を用いない)。
 - ・缶入りの果物、野菜ジュースを使用する。
 - ・トイレの貯水タンク(便器の中ではなく)の水も化学物質(ブルーレット®)が含まれていない限りは使用可能である。

◆水の除染方法

非飲料水は使用前に除染する。除染する方法として、煮沸処理と化学的処理がある。可能な限り煮沸処理を選ぶ。

▶煮沸

- ・水を大きめのやかんかポットに入れる
- ・ぶくぶく沸騰しはじめたら、1分間そのまま沸騰させる
- ・蓋つきの容器に入れて冷ます

※ 煮沸処理をしても化学物質は取り除かれないため、化学物質を含む水は飲料用に用いない。

▶化学的処理

資料 7-5

- 塩素（有効塩素濃度5.25-6%）タブレットやヨウ素タブレット
- 家庭用漂白剤（有効塩素濃度5.25%）
- 透き通った水：原文では、約2mL（大さじ1/8 杯）+水3.78L をよく混ぜ、30 分放置してから飲む（訳者註：約30ppm=0.003%程度の塩素濃度となる。汚染して有機物が入っているという前提でやや高い濃度に設定していると思われる。緊急時には池の水などはこれで飲用可能となる）

避難勧告等の判断・伝達マニュアル
(土砂災害編)

(平成27年 3月作成)

白 老 町

～改正作業中～

白老町津波避難計画

(全体計画)

(平成 25 年 8 月作成)
(平成 26 年 10 月変更)
(平成 27 年 3 月変更)
(令和 4 年 12 月変更)

白 老 町

目 次

第1章 総 則	1
1 目 的	
2 計画の修正	
3 用語の意味	
4 気象庁等が収集する津波情報	
第2章 津波の想定	2
1 白老町で想定される津波	
2 津波到達予想地域	
3 被害想定	
第3章 避難計画	5
1 火案対象地域の指定	
2 避難計画	
3 津波避難ビルの設定	
4 避難路等	
5 緊急避難場所や避難路等の管理	
第4章 職員参集等	11
1 職員の参集、配備体制	
第5章 避難指示等	13
1 避難指示の対象とする津波災害	
2 避難指示等により立ち退き避難が必要な場合の行動	
3 伝達方法	
4 発令時期及び発令手順	
5 助言を求めることのできる機関	
第6章 津波対策の教育・啓発	15
1 職員に対する教育	
2 町民等に対する教育と啓発	
3 児童・生徒等に対する教育	
第7章 津波避難訓練の実施	15
1 避難訓練の実施	
2 避難訓練の内容	
第8章 積雪・寒冷地対策	16
1 冬季道路交通の確保	
2 避難生活環境の確保	
第9章 その他留意点	16
1 観光客等の避難対策	
2 避難行動要支援者の避難対策	

第1章 総則

1 目的

この計画は、白老町地域防災計画に基づき、津波避難にかかる対策について定めるもので、津波発生時に円滑な避難が行えるよう、津波からの避難方法や避難情報の伝達方法、平時からの津波防災への取り組み等について定め、適切に実施することにより、津波による被害を軽減し、住民等の生命及び身体の安全を確保することを目的とする。

2 計画の修正

この計画について、修正の必要があると認められる場合に修正する。

3 用語の意味

この計画において、使用する用語の意味は次のとおりである。

用語	用語の意味等	
津波浸水想定区域	想定した津波が陸上に遡上した場合に浸水する範囲	
避難対象地域	津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域に基づき、町が指定するものをいう。	
避難困難地域	津波の到達予想時間までに津波浸水予想地域の外、又は津波一時避難場所まで避難することが困難な地域をいう。	
避難路	避難する場合の「道路」で、市町村が指定に努める。	※避難路及び避難経路を総称して「避難経路等」と表す。
避難経路	避難する場合の経路で、町内会や自主防災組織、住民等が設定する。	
緊急避難場所	津波の危険から緊急に避難するための高台や施設などをいう。原則として避難対象地域外に定める。	
津波避難ビル	緊急避難場所の一つで、避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物で、避難対象地域に町が指定する。	
避難所	住宅が損壊した被災者等が仮設住宅などに移転できるまでの間など一定の期間、避難生活を行う施設で町が指定する。	

4、気象庁等が収集する津波情報

(1) 津波情報等の種類

種類	内容
津波注意報 津波警報、大津波警報	日本近海で地震に伴う津波の発生がある場合には、地震発生から約3分後に津波注意報、津波警報、大津波警報が発表される。
津波予報（海面変動）	津波注意報の基準に満たない0.2m未満の海面変動や、海面変動の継続について予報が発表される。

予想される津波の高さ	地震発生後、約 15 分後に予想される津波の高さが発表される。
各地の津波到達予想時刻と満潮時刻の情報	主な地点の満潮時刻及び津波の到達予想時間が発表される。
沖合と沿岸部における津波の観測情報	沖合の海底津波計等による観測情報のほか、沿岸の観測点における津波の到達時刻や高さが発表される。

(2) 発表基準

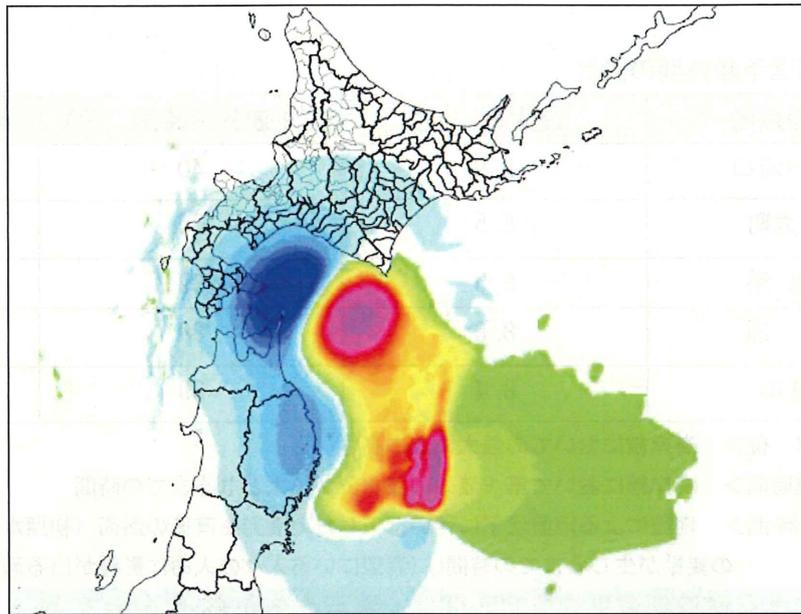
気象庁発表の種類	高さの予想区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
		数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	10m < 高さ	10m 超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまでの安全
	5m < 高さ ≤ 10m	10m		
	3m < 高さ ≤ 5m	5m		
津波警報	1m < 高さ ≤ 3m	3m	高い	
津波注意報	20cm < 高さ ≤ 1m	1m	(表記しない)	陸域では避難の必要はない。 海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり近づいた

- ① 当町の津波予報区は「北海道太平洋沿岸西部」として発表。
 ② 津波による災害の発生が予想される場合には、地震発生から約 3 分後に予想される津波の高さが「巨大」、「高い」の定性的表現のみで発表。

第 2 章 津波の想定

1、白老町で想定される津波

令和 2 年の内閣府による巨大地震モデル公表を受け、令和 3 年 7 月に北海道より公表された津波浸水域をモデルにより策定したもので、当町においては、日本海溝型の三陸・日高沖地震を想定したものの。



(北海道防災会議地震専門委員会 令和3年7月)

2 津波浸水予想地域

(1) 津波浸水予測地域 (別図参照)

地区名	地区名
社台	社台1～3区
白老	〈白老鉄南〉 日の出1～5丁目、東町1～5丁目、大町1～6丁目、高砂町1～4丁目
	〈白老鉄北〉 若草町1、2丁目、本町1～3丁目、末広1～5丁目、栄町1～3丁目、 緑丘1～3丁目、川沿1～3丁目
石山	石山1区、2区、石山青葉、萩野石山区、萩の里、石山新生、東萩野区、 石山港区、石山東区
萩野	萩野大町1～5区、萩野前浜1～3区、昭和区、朝霧区、旭区、緑泉郷区
北吉原	本町1～8区、大昭和区、大昭和西区、あけぼの区、緑泉郷1区、2区
竹浦	本町区、中央区1区、2区、栄区、緑区、日の出区、浜竹浦区、幌内区、 温泉区、若鷺区、クラウン、東区
虎杖浜	虎杖浜1～8区

(2) 津波浸水予想地域人口

浸水域内における時間帯人口		
昼	夕	深夜
13,892人	12,709人	10,683人

2、津波到達予想時間の設定

代表地点名	最大位 (m)	第 1 波到達時間 (分)	影響開始時間 (分)
社台川河口	8.9	40	10
白老大町	8.5	39	10
白老港	8.5	39	11
竹 浦	8.6	39	9
虎杖浜	8.4	39	9

<最大水位> 海岸線においての最大津波の高さ

<第 1 波到達時間> 海岸線において第 1 波の津波水位が最大となるまでの時間

<影響開始時間> 地震による地盤沈下に伴い低下した地震発生直後の海面（初期水位）から、±20cm の変動が生じるまでの時間。（海辺にいる人々の人命に影響が出る恐れのある水位変化）

当町における津波到達平均予想時間は、津波発生から 39 分とする。

3、被害想定

当町の被害想定は、令和 4 年 7 月に北海道より公表された市町村別「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定」によるものとし、下記のとおりとする。

(1) 建物被害（全棟数）（棟）

	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
揺れ	-	-	-
液状化	250	250	250
津波	8,300	8,300	8,300
急傾斜地崩壊	-	-	-
計	8,600	8,600	8,600

(2) 人的被害（死者数）（人）

	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
建物崩壊	-	-	-
津波【早期避難率高+呼びかけ】	1,900	4,900	4,000
津波【早期避難率低】	7,300	8,700	6,800
急傾斜地崩壊	-	-	-

※早期避難率高+呼びかけ（すぐに避難する割合が 70%、津波避難ビルを考慮した場合）

早期避難率低（すぐに避難する割合が 20%、津波避難ビルを考慮しない場合）

(3) 負傷者（人）

	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
避難意識高+呼びかけ	10	20	20
避難意識低	70	90	130

(4) 低体温症要対処者数 (人)

	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
低体温症要対処者			900

(5) 避難者数 (人)

	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
避難者		4,100	

※浸水域内人口から死者と重傷者を除いた者を避難者として推計。なお、浸水域内全員が避難に（内閣府公表ベース）については、別途推計する。

第3章 避難計画

1 避難対象地域の指定

避難対象地域は、津波浸水予想地域とする。

2 避難計画

避難方法は、原則、徒歩避難とし、徒歩で避難することが困難な要配慮者等の避難については、地域の実情を踏まえ、町内会や自主防災組織と連携を図り避難を実施する。

また、避難困難地域からの避難については、自動車の利用を含めた避難を検討する。

(1) 避難可能距離の設定

津波到達予想時間と避難する際の歩行速度等に基づき、避難開始から津波到達予想時間までの間に避難が可能な距離（範囲）を設定し、基準となる測定値は、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキングの被害想定報告書（令和3年12月21日公表）を参照とし、下記のとおりとする。

- ① 歩行速度は、非積雪期の平均徒歩避難時速（健常者、要配慮者を含めた平均値）2.24Km/h（37.3m/min、0.62m/s）をベースとする。
- ② 避難開始時間は下表のとおりとする。

避難開始時間（東日本大震災の被災地域での調査結果）

	避難する	
	すぐに避難する（直接避難）	避難するがすぐには避難しない（用事後避難）
昼	5分	15分
夜	10分	20分

上記の4パターンの平均値により、避難開始までの時間は地震発生後13分と設定。
津波到達平均時間が39分であるため、当町の**有効避難時間は26分**とする。

- ③ 上記①、②から避難可能距離（範囲）を計算。

$$37.3\text{m/min} \times 26\text{分} = 969\text{m}$$

となる。これにより、当町の**避難可能距離は950m**と設定する。

(2) 避難困難地域の抽出（別図参照）

避難困難地域は、避難対象地域のうち上記で算出した距離（950m以内）に緊急避難場所などがなく、避難することが困難な地域を抽出するものとした結果、下記の地域を避難困難地域とする。

地区名	町内会等
社台地区	社台1区 社台2区
白老地区	大町1丁目 大町3丁目 大町4丁目 大町5丁目 大町6丁目
石山地区	石山2区 石山東萩野区 石山港区
萩野地区	萩野大町第4区 萩野大町第5区 萩野前浜3区

北吉原地区	本町1区 本町2区 本町3区 本町4区 本町5区 本町6区
竹浦地区	竹浦東区 竹浦本町 竹浦温泉区
虎杖浜地区	虎杖浜1区 虎杖浜2区

(3) 自動車による避難

自動車による避難は、やむを得ずの場合を想定したものであり、自動車の使用を推奨しているものではない。また、自動車による避難には限界があることを認識し、抑制するよう努めるものとする。

- ・ 要支援者の避難
- ・ 避難困難地域の方の避難

※自動車による避難の注意事項

自動車による避難には、道路の損傷や建物の倒壊による交通渋滞の危険性が高いことを認識するとともに、徒歩による避難者の円滑かつ安全な避難の妨げとならないよう注意すること。

3 津波避難ビルの設定

津波浸水予想地域の外に逃げ遅れた人が緊急避難する建物で、施設所有者又は管理者と協議して指定するものとする。

なお、津波避難ビルの指定においては、安全性や機能性が確保できる建物として、原則、耐震性を有する（昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強済みの建物）鉄筋コンクリート（RC）構造又は鉄骨鉄筋コンクリート（SRC）構造とし、基準水位以上の場所を指定する。

番号	施設名	住所	基準水位(m)	避難する階層	収容可能人数(人)
1	白老東高校	日の出5丁17-2	4.6	3階、屋上	1,001
2	町有住宅サンコーポラス 2棟	川沿2丁目448-9	3.1	3階以上の通路	252
3	萩野小学校	字萩野286	1.1	3階	270
4	白翔中学校	字萩野286	1.4	3階	553
5	白老高齢者複合施設	東町2丁目4-12	2.9	3階以上	583

6	北海道栄高校栄華寮	東町2丁目1-5	2.7	3階以上の通路	52
7	介護付き有料老人ホーム悠悠	高砂町3丁目1-6	2.1	3階、屋上	898
8	ケアハウス暖炉	字竹浦101-33	2.4	3階以上	298
9	北海道庁庁舎（旧）そよ風の里	字竹浦133	2.3	3階以上	1,126

※1、収容可能人数は、1人当たり1㎡として算出。

2、基準水位は地盤面からの浸水高

4 避難路等

津波警報や大津波警報の発表によって、津波浸水予想地域外に避難する人や避難車両は、橋梁等での通行規制を最小限に止め、短時間で目標である緊急避難場所まで避難できるよう、以下の点に考慮して避難路を指定する。

- 避難路は、原則として津波の進行方向と同方向へ避難する道路を指定する。（海岸の施設の方へは避難しない。）
- 沿道の建物の倒壊や緊急車両の通行、避難車両の乗り捨てを考慮して、できるだけ幅員の広い、歩道を有する道路を指定する。
- 冬期間にも除雪がいきわたる路線を指定する。
- 徒歩避難者や避難車両が、短時間かつ安全に高台や津波浸水区域外まで到達できるよう、地形等を考慮して、国道・道道・町道に避難路を指定する。

(1) 緊急避難場所及び避難路は下表のとおりとする。

地区	避難対象地域	緊急避難場所	避難路
社台地区	社台1～3区	社台墓地 横須戸踏切裏山 二股線の道央自動車道以北 白老東学校	国道36号線 社台北通り 二股線 社台神社通り 社台3番通 ヨコスト線
白老地区	日の出1～5丁目 東町1～5丁目 大町1～6丁目 高砂町1～4丁目 若草町1、2丁目 本町1～3丁目 末広町1～5丁目 栄町1～3丁目 緑丘1～3丁目 川沿1～3丁目	白老東高校 白老高齢者複合施設 栄高校栄華寮 介護付き有料老人ホーム悠悠 ウポポイ慰霊施設 北海道栄高校付近 白老小学校 陸上競技場 カンポポ 白老2棟	中央通り 日の出通り ポロト線 ポロト社台線 道道白老停車場線 西通 高砂2号通り 公園通 末広1丁目通り 末広通り 桜ヶ丘通 陣屋通り 北中央通 緑ヶ丘小学校通り 桜ヶ丘公園1番通り
石山地区	石山1区、2区 石山青葉 萩野石山区	石山青葉団地高台 萩の里公園 萩野パークエリア付近	国道36号線 石山大通 萩野石山線

	萩の里 石山新生 東萩野区 石山港区 石山東区		ブウベツ線 青葉団地 1 番通り
萩野地区	萩野大町 1～5 区 萩野前浜 1～3 区 昭和区 朝霧区 旭区 緑泉郷区	萩野小学校 白翔中学校 萩の里公園 萩の里会館 萩野荘 萩野太平洋団地 北吉原ゆうかり、泉、パーテン団地 萩野パークングエリア付近 白老滑空場	国道 36 号線 石山大通 萩野駅前通 萩野昭和通 萩野昭和中通 昭和朝霧通 萩野 12 間線 萩野 19 番通
北吉原地区	本町 1～8 区 大昭和区 大昭和西区 あけぼの区 緑泉郷 1 区、2 区	萩の里公園 北吉原ゆうかり、泉、パーテン団地 天理教龍白山分教会教職舎 北吉原神社 柏洋団地高台	国道 36 号線 萩野 12 間通 萩野 19 番通 北吉原西通 柏洋団地中央通 柏洋団地東通
竹浦地区	本町区 中央区 1 区、2 区 栄区 緑区 日の出区 浜竹浦区 幌内区 温泉区 若鷺区 クラウン 東区	竹浦高速バス停付近 竹浦神社 竹浦小裏山 本陣団地 元和や 合田踏切裏山 今野踏切裏山 竹浦ふ化場線の道央自動車道以北 リハビリセンターそよ風の里 介護付き有料老人ホーム暖炉	国道 36 号線 竹浦 2 番通り 竹浦日の出 2 番線 竹浦飛生線 竹浦 2 条通 竹浦東 1 号通り 竹浦 6 番通り 竹浦神社通り 竹浦 3 番通り 竹浦東 2 号通り 竹浦虎杖浜通 竹浦ふ化場線 竹浦西通り 竹浦温泉通り クッタリウス通り
虎杖浜地区	虎杖浜 1～8 区	虎杖浜温泉ホテル 海の別邸ふる川 (株)スイコウ ホテルいずみ 虎杖浜海外通り高台 今野踏切北側裏山 虎杖浜駅北側裏山 虎杖浜第 2 配水池 ナチュラルサイエンス 虎杖浜臨海区	国道 36 号線 竹浦虎杖浜通 クッタリウス通 虎杖浜駅前通 虎杖浜海岸通 虎杖浜西 1 号通 虎杖浜登別線 虎杖浜北 1 番線

(2) 自動車避難の緊急避難場所は下表のとおりとする。

地区	避難先	避難路
社台	二股線の道央自動車道以北	社台北通り 二股線 社台神社通り

白 老	道道白老大滝線の道央自動車道以北 (ホロケナン駐車公園、白老霊園) 陣屋線道央自動車道以北 恵和園エルテルハイム駐車場	道道白老大滝線 陣屋線
石 山	白老滑空場 萩野太平洋団地 北吉原ゆうかり、泉、ガーデン団地	萩野石山線 石山北吉原線 白老滑空場線
萩 野		萩野12間線 白老滑空場線
北吉原		北吉原西通り 白老滑空場線
竹 浦	飛生地区 飛生福祉館	竹浦飛生線
虎杖浜	虎杖浜海岸通り高台 虎杖浜第2配水池 虎杖浜臨海区	国道36号線 虎杖浜海岸通り 虎杖浜登別線

(3) 避難経路等

各地区の避難経路等は、別の地区別避難計画に示すものとする。

5 緊急避難場所や避難路等の管理

町及び町内会は、いざという時に使用することが困難とならないよう、緊急避難場所及び避難路等を日頃から点検し、草刈等の管理を行うものとする。

第4章 職員参集等

1 職員の参集、配備体制

(1) 配備基準

職員の招集・配備基準は次のとおりとする。

区 分	基 準	活動内容	配備人員
災害連絡本部	<ul style="list-style-type: none"> ●町内で震度3の地震を観測したとき (参集場所) 各所属	<ul style="list-style-type: none"> ・情報連絡 ・被害状況の伝達 	防災交通室 消防本部(署) 建設課
災害警戒本部	<ul style="list-style-type: none"> ●津波注意報が発表されたとき ●町内で震度4の地震が発生したとき (参集場所) 各所属	<ul style="list-style-type: none"> ・情報連絡 ・被害状況の伝達 ・津波情報の伝達 ・海岸部の警戒 	防災交通室 消防本部(署) 建設課 産業経済課 企画財政課
災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ●津波警報または大津波警報が発表されたとき ●町内で震度5弱以上の地震が発生したとき ●地震による土砂崩れなどの発生や津波による局地的な被害が発生したとき (参集場所) 1、各所属 2、代替庁舎 ①大津波警報が発表された場合 ②町内で震度6弱以上の地震が発生した場合、または庁舎が地震等により被災した場合 3、最寄りの緊急避難場所	<ul style="list-style-type: none"> ・情報連絡 ・被害状況の伝達 ・災害の警戒 ・応急復旧 	全職員

※ 消防職員の参集範囲は、消防の定めによること。

(2) 勤務時間内における災害対応

- ① 職員は、勤務時間内に、津波注意報や津波警報が発表された場合は、速やかに配備基準に基づき災害対応業務に従事するものとする。
- ② 各課長は、直ちに所属職員に対して指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査そ

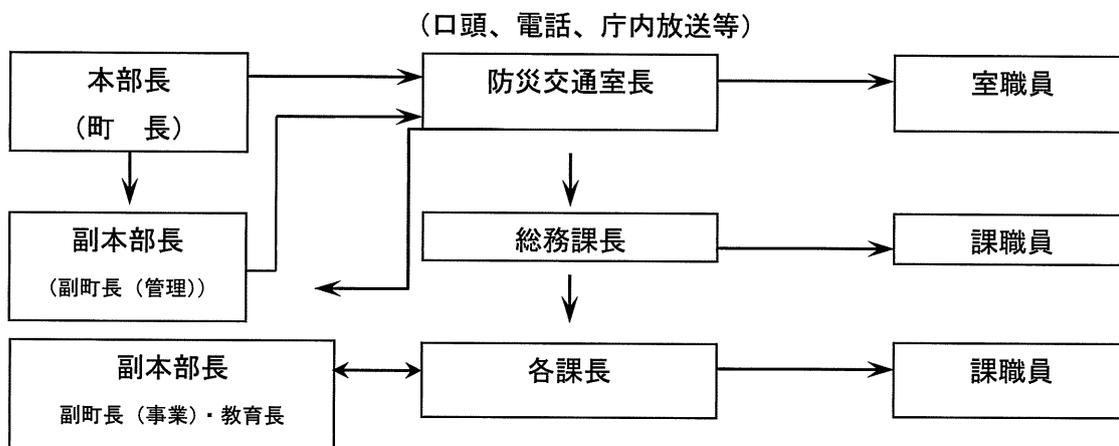
の他所掌事務の業務分担表に基づき応急措置を実施する体制を確立すること。

- ③ 職員は、大津波警報が発表や町内で震度 6 弱以上の地震または地震等により役場庁舎に被害が確認された場合は、業務継続に必要な資機材や物品を携行し速やかに代替庁舎（白老小学校）へ避難を実施すること。

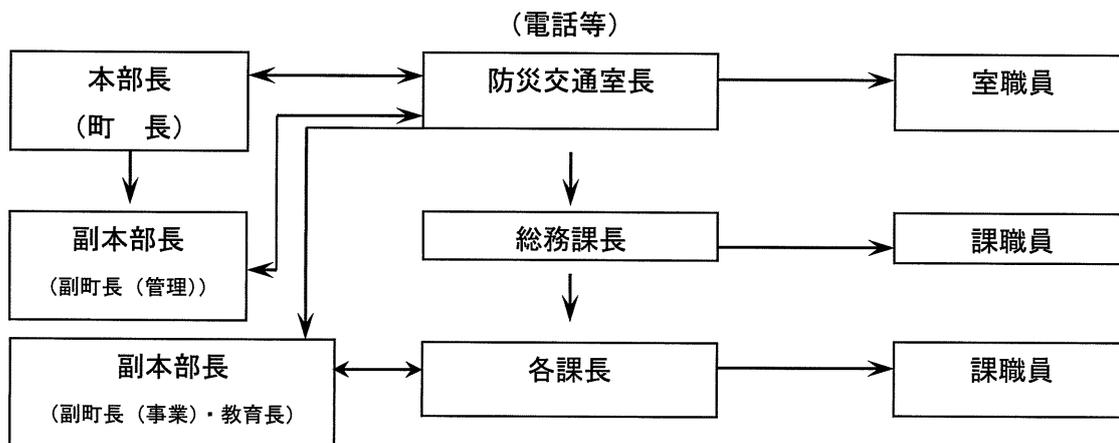
(3) 勤務時間外における参集

- ① 職員は、勤務時間外に津波注意報や津波警報が発表された場合は、その情報を覚知後、速やかに配備基準に基づき所定の場所に参集し、災害対応業務に従事するもの。
- ② 職員は、大津波警報発表時に津波避難対象地域内にいた場合は、自身の安全を確保するために、最寄りの緊急避難場所に避難し、住民の避難誘導等に従事するものとする。
- また、大津波警報が解除され移動可能な状態となった場合は、速やかに参集するものとする。また、参集途上の状況を、目視のわかる範囲で把握し、参集後、早急に課長等に報告を行うこと。

<勤務時間内>



<勤務時間外>



第 5 章 避難指示等

津波警報や大津波警報が発表され、津波来襲の切迫した危険から住民を安全な場所へ避難させるため、避難指示等に関する計画については、次のとおりとする。

1 避難指示の対象とする津波災害

- ・ 大津波警報・津波警報のいずれかが発表された場合
- ・ 津波警報等を適時に受けることができない状況において、1分程度以上ゆっくりとした揺れを感じた場合

2 避難指示等により立ち退き避難が必要な場合の行動

区 分	立ち退き避難が必要な住民等に求める行動
避難指示	津波災害の危険地域から、立ち退き避難を実施

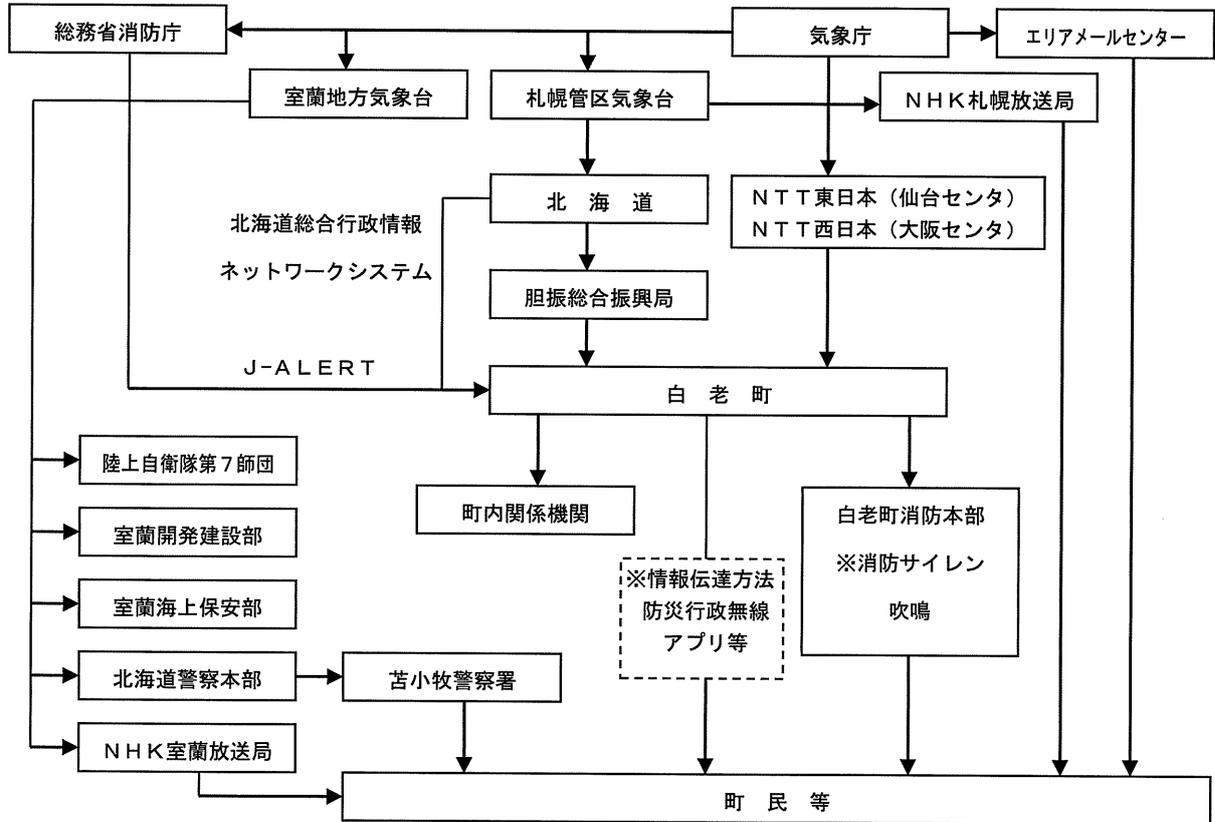
※ 津波災害は、危険地域から一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。

3 伝達方法

(1) 津波警報・大津波警報の発表時

町・消防広報車や防災登録制メール、アプリ等を活用して周知徹底を図り防災行政無線、緊急速報メールにより広報を実施し、消防施設のサイレンを吹鳴して周知に努める。

また、町長は、広域にわたって避難指示等を行う必要があるとき、又は他の方法によって伝達が困難な場合には、テレビ・ラジオ放送により避難指示の周知を図るため、放送機関に対し協力を求めるものとする。



(2) 津波注意報の発表時

避難指示は発令しないが、漁業関係者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者や釣り人等に、海外や堤防から離れ近づかないよう注意喚起を行うものとする。

4 発令時期及び発令手順

避難指示の発令は、町長が発令基準に基づき行う。また、避難の解除は、津波警報・大津波警報が解除された時とし、町長が発令する。

なお、町長不在又は連絡がとれない場合は、次の順位でこれを委任する。

委任順位	職名
第1位	副町長（管理）
第2位	副町長（事業）
第3位	教育長

5 助言を求めることのできる機関

機関名	助言を求めることができる事項
室蘭地方気象台	・ 気象、地象、水象に関すること。
胆振総合振興局 地域創生部地域政策課	・ 災害情報及び被害情報に関すること。 ・ 避難対策に関すること。

第6章 津波対策の教育・啓発

1 職員に対する教育

町は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、町職員として必要な防災知識・技術を習得させる機会として防災研修を実施する。

2 町民等に対する教育と啓発

自然災害に対しては、町民自らが「自分の命は自分で守る」という意識が重要であり、「津波からは避難する」という行動が基本となる。

そのため、出前講座や町民防災講座などを通じ、津波に対する防災知識を提供するとともに防災マップを配布し、津波に関する啓発に努めるものとする。

3 児童・生徒等に対する教育

教育委員会は、児童・生徒に対し、学校教育を通じて、学年に応じた津波に関する知識や避難の方法等、津波防災教育の推進を図るものとする。

第7章 津波避難訓練の実施

1 避難訓練の実施

津波避難訓練は、円滑な避難と津波防災対策の課題の検証を行うため、年1回を基本とし実施するよう努めるものとする。

また、避難に支障をきたすと考えられる冬期の実施についても配慮する。

2 避難訓練の内容

町は、防災関係機関、町内会（自主防災組織）、事業所等と連携して、次のような訓練を実施する。

(1) 情報収集・伝達訓練

津波情報の収集や伝達方法の確認、防災行政無線等防災機器の操作方法の確認、町民等への広報内容を検証する。

(2) 津波避難訓練

津波避難計画において設定した津波緊急避難場所へ実際に避難することで、避難経路の確認、避難の際に発生し得る危険性等の把握に努める。

第 8 章 積雪・寒冷地対策

1 冬期道路交通の確保

各関係機関が所管する道路の除雪体制を確認し、積雪期における避難路及び道路上の津波緊急避難場所の確保に努める。

2 避難生活環境の確保

町は、避難所を開設した場合、速やかに備蓄倉庫の暖房器具を準備するほか、燃料の確保に努める。また、停電が発生した場合においても速やかに発電機等により電力を確保し、寒冷対策に努める。

第 9 章 その他の留意点

1 観光客等の避難対策

観光客等の避難対策については、観光協会等を通じて観光事業者に防災マップを配布するなど複数の手段を用いて観光客等への周知を図る。また、事業所等の自衛消防組織は、避難の勧告又は指示があった場合には、予め定めた避難計画及び災害対策本部等の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

2 避難行動要支援者の避難対策

町は、「白老町避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、避難行動要支援者の現状把握に努めるとともに、避難支援者の安全確保を含めた避難対策を講じるものとする。

(1) 避難支援

避難行動要支援者の避難支援にあたっては、津波到達予想時間等を考慮しながら、安全かつ迅速に避難できるよう努める。

(2) 安否の確認

避難行動要支援者の安否の確認については、避難支援者や町内会（自主防災組織）、民生委員・児童委員及びボランティアの協力のもと速やかに行うよう努める。

白老町業務継続計画 (BCP)

北海道 白老町

目次

第1章 業務継続計画策定の目的と方針

- 1 業務継続計画策定の目的 1
- 2 業務継続計画の効果 2
- 3 地域防災計画と業務継続計画の関係 2
- 4 業務継続の基本方針 3
- 5 業務継続計画の発動と終結 4

第2章 前提とする災害と被害想定

- 1 被害想定 4
- 2 本庁舎及び公共施設の事業継続と災害対策本部機能の確保 6
- 3 ライフラインの状況 6

第3章 職員体制

- 1 職員の勤務体制の考え方 7
- 2 指揮命令システムの確保 8
- 3 職員の参集 8
- 4 参集職員の把握及び安否確認 15
- 5 職員の家族の安否確認 15

第4章 非常時優先業務の選定

- 1 非常時優先業務選定の共通基準 15
- 2 業務着手時期の設定における留意点 16
- 3 非常時優先業務の選定 16
- 4 非常時優先業務の選定結果 17

第5章 非常時優先業務実施のための業務執行環境の整備

- 1 各種情報システムの維持、復旧 19
- 2 通信手段の確保と情報収集及び共有化 19
- 3 職員の非常用食料、飲料水等の確保 20
- 4 資機材等の確保 20
- 5 電力の確保 20
- 6 協定等による物資等の調達 20

第6章 今後の取り組み

- 1 計画の見直し・更新 21
- 2 研修及び訓練の実施 22
- 3 職員への教育 22
- 4 非常時優先業務のマニュアル整備 22
- 5 自治体間支援と受援の重要性 23
- 6 指定管理者等への周知と連携 23
- 7 計画の見直し 23

別表 非常時優先業務一覧表

はじめに（BCP 策定の背景）

白老町業務継続計画（BCP）の策定

本町では、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、災害の予防、災害応急対策及び復旧・復興に関する総合的な防災計画として「白老町地域防災計画」を定めている。しかしながら、近年に発生した大規模災害時の災害対応の教訓から、大規模災害時には、膨大な災害対応業務が発生する一方で、町庁舎や職員など行政自身も被災し、業務の中断など行政機能が低下する状況も想定される。町が被災した場合でも町としての責務を果たすため、地域防災計画を補完し、災害対応能力を強化する対策を講じる必要がある。

本町は、町民生活への影響を最小限に抑え、発災時にも必要な業務を継続できるようにするため、「白老町業務継続計画」及び各課における「非常時優先業務マニュアル」の策定を進めます。

第 1 章 業務継続計画策定の目的と方針

1 業務継続計画策定の目的

白老町において、大規模災害が発生した際には、町役場自体も被災し、業務実施に必要な資源（職員、資機材、情報及びライフライン等）に大きな被害を受け、行政機能が低下するおそれがある。そのような状況下にあっても、町は、住民の生命を守るための災害対策業務や中断すれば住民生活に重大な影響を与えるおそれのある重要な業務について、継続して実施する必要がある。

業務継続計画(BCP(Business Continuity Plan))は、利用できる資源に制約がある状況下における非常時優先業務をあらかじめ特定し、業務中断による混乱を最小限にとどめ、行政機能の継続性の確保と早期の機能回復を図ることを目的として策定する計画である。

非常時優先業務とは

大規模災害時にあっても優先して実施すべき業務のこと。具体的には、地域防災計画に定める「災害応急対策業務」及び「早期実施の優先度が高い復旧・復興業務」（以下「応急業務」という。）と「業務継続の優先度の高い通常業務」とで構成される。

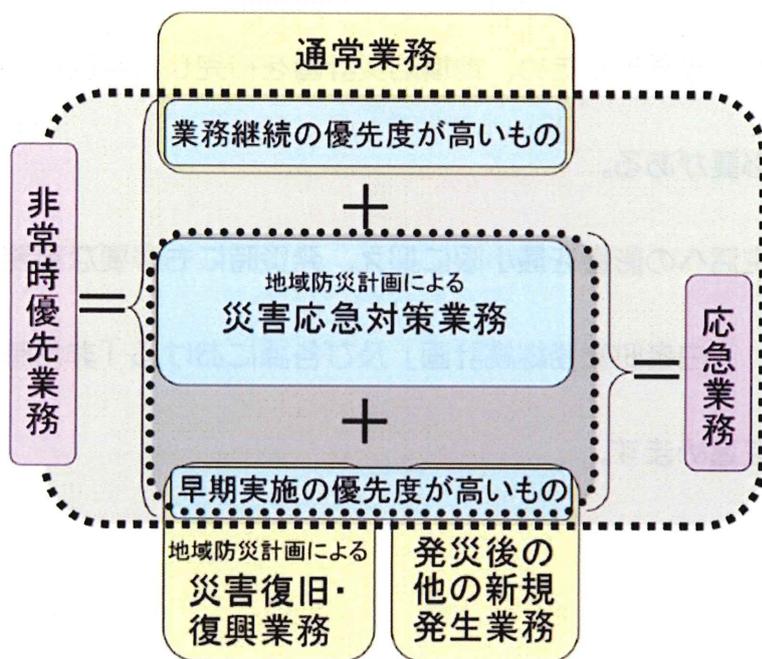


図 1 非常時優先業務のイメージ

2 業務継続計画の効果

災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなるが、業務継続計画を策定し、あらかじめ職員へ周知しておくことで、非常時優先業務を迅速かつ適切に実施することが可能となり、災害発生直後の混乱で行政が機能不全になることが避けられる。

また、非常時優先業務へ集中して資源を投入することで、災害発災直後の業務レベルの向上が期待できる。

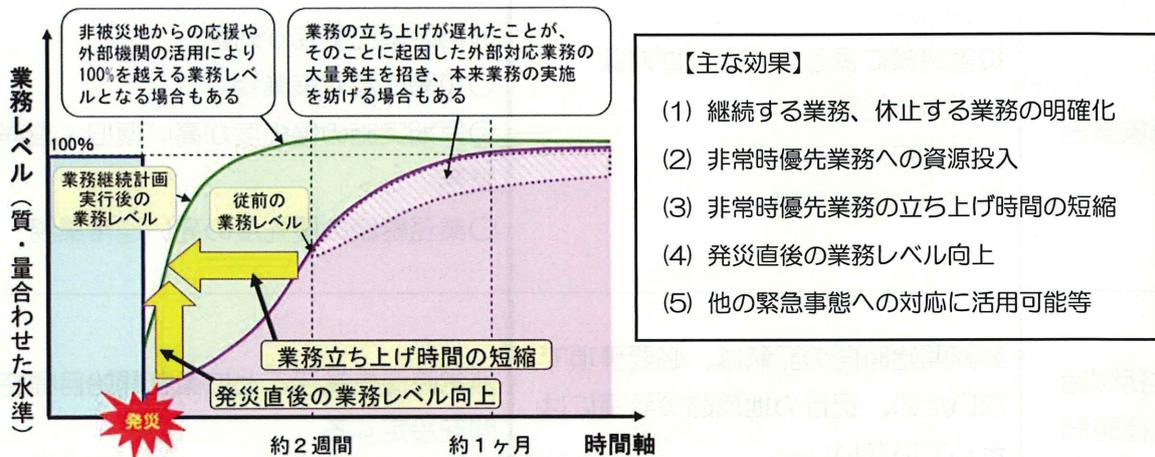


図2 業務継続計画の効果

3 地域防災計画と業務継続計画の関係

地域防災計画が、災害予防や災害応急対策、復旧・復興対策など災害対策全般の業務を定めていることに対し、業務継続計画は、地域防災計画に記載のある業務に限らず業務継続の優先度の高い通常業務を含んでおり、地域防災計画を補完しその実効性を高める機能を有している。

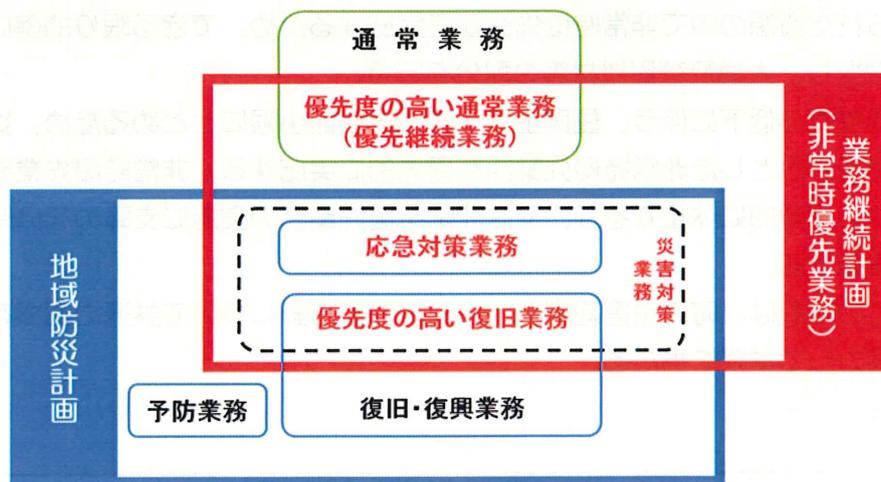


図3 地域防災計画と業務継続計画の関係

〈地域防災計画と業務継続計画との比較〉

区 分	地域防災計画	業務継続計画
目 的	町、道、指定地方行政機関等	町
対象業務	災害対策に係る業務全般が対象 ○災害予防業務 ○災害応急対策業務 ○復旧・復興業務	非常時優先業務が対象 ○災害応急対策業務 ○早期実施の優先度が高い復旧・復興業務 ○業務継続の優先度の高い通常業務
業務開始 目標時間	業務開始時間の記載は、必要事項でないため、現行の地域防災計画には示していない。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を設定する。

4 業務継続の基本方針

大規模災害時には、町全体で意思統一を図り、連携・協力して災害対策業務に取り組むことが重要であるため、業務継続に当たっての基本方針を次のとおり定める。

- (1) 住民の生命・身体の保護を最優先する。
- (2) 限られた資源の中で非常時優先業務を実施するため、できる限りの確に災害の状況を把握し、人員及び資機材等の配分を行う。
- (3) 行政機能の低下に伴う、住民生活への影響を最小限にとどめるため、災害応急対策業務を中心とした非常時優先業務を優先的に実施する。非常時優先業務以外の通常業務は積極的に休止するか、又は非常時優先業務の実施に支障のない範囲で縮小して実施する。
- (4) 全ての職員は、町の災害対応の目標及び対応方針について共通の認識を持ち、連携・協力して業務に当たる。

5 業務継続計画の発動と終結

(1) 計画の発動基準

本計画は、次の災害等が発生した場合に発動することとする。

- 地震・津波・町内に震度6強以上の地震が発生した場合、本計画を自動発動する。
 - ・町内に津波による被害が広範囲に発生した場合、本計画を自動発動する。
- 上記以外の自然災害
 - ・次の基準を目安に、本計画の発動について判断する。
なお、計画の発動が必要と判断したときは、災害対策本部長宣言により、本計画を発動する。

(計画発動の基準)

- ①町役場本庁舎に甚大な被害が生じている。
 - ②町域の広範囲で被害が発生し、町職員の大半が、長期間災害対応業務を実施する必要がある。
- その他緊急事態(武力攻撃事態等)
- ・被害状況等に応じ、対策本部長宣言により、本計画を発動する。

(2) 計画の終結

災害応急対策が概ね完了したと災害対策本部長が認めたときは、本計画の終結を宣言する。

第2章 前提とする災害と被害想定

1 被害想定

業務継続体制の検討は、利用できる資源が災害により制約される中での体制を検討する必要がある。本町において、町域全体に同時発生するおそれのある災害は、地震、津波災害が挙げられる。

(1) 想定する地震

石狩低地東縁断層体南部で地震が発生し、町内で震度6強の揺れを観測する。

(北海道防災会議地震火山対策部会地震専門委員会平成25年度地震被害想定等調査結果を参考)

(2) 被害状況の想定

想定する危機事象は、次の表1「危機事象想定表」のとおりとする。

表1 危機事象想定表

	想定	出典
想定地震	石狩低地東縁断層体南部 深さ3km	道の想定
発災条件	冬の早朝	道の想定

(3) 想定事象による被害状況

想定事象による被害状況は、次の表2「被害状況想定表」のとおりとする。

表2 被害状況想定表

	被害状況（復旧予想）		出典
震度	<ul style="list-style-type: none"> ・町内で震度6強の地震が発生する。 ・本庁舎は震度6強の揺れが想定される。 		道の想定
人的被害	死者	1人未満	道の想定
	負傷者	22人	
	合計	22人	
	・建物の全半壊のため多数の死者・負傷者が出る。		
避難状況	避難者数	585人	道の想定
	・建物の全半壊のため多数の人が長期間の避難所生活を余儀なくされる。		
建物被害・火災	建物全壊	14棟	道の想定
	建物半壊	91棟	
	火災建物	1棟未満	
	合計	105棟	
ライフライン被害	水道 断水戸数（ピーク時）	3,245戸	道の想定
	下水道 利用困難（ピーク時）	548戸	
	<ul style="list-style-type: none"> ・電力は、町内の約6割の世帯で停電し、半数程度の復旧に3日程度要する。 ・上水道は、町内の約3割の世帯で断水し、半数程度の復旧に1週間程度要する。 ・下水道は、町内の約5%の世帯で利用困難となり、当面の間は復旧しない。（上水道の復旧より長期化） 		道の想定を参考に町独自に想定
交通機能障害	<ul style="list-style-type: none"> ・震度6強のエリアを中心に交通障害が発生する。（自動車での参集はできない） ・鉄道は、被害や安全確認等により、当面の間（1週間以上）は利用困難となる。 		道の想定を参考に町独自に想定
庁舎の被害	<ul style="list-style-type: none"> ・電力は、3日程度の停電が見込まれるが非常用発電設備により燃料供給が継続できる限り停電を排除できる。 ・上水道は、断水の回復までに1週間程度要する。 		町独自の想定

(2) 想定する津波

本計画において想定する津波は、北海道防災会議地震専門委員会の「北海道に津波被害をもたらす想定地震の再検討のためのワーキンググループ（H24.6報告）」で予測した、過去の津波堆積物等の最新調査データを基に、北海道海域での海溝型地震で根室沖から三陸沖北部に至る断層を震源域とした地震による津波で、北海道が行った「太平洋沿岸に係る津波浸水予測図」の結果から「最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波」と想定する。

想定される津波の沿岸最大水位

地 点	沿岸最大水位（沿岸部に達した時の津波水位の最大値）	沿岸水深 10m地点で予測される最大水位・影響開始時間及び第1波到達時間	
		影響開始時間	第1波到達時間
白老大町	8.8m	18分	47分
白老港	8.7m	17分	46分
竹 浦	7.0m	17分	45分

※北海道が行った「太平洋沿岸に係る津波浸水予測図」を資料編に掲載

2 本庁舎及び公共施設の事業継続と災害対策本部機能の確保想定される地震において、町役場本庁舎が使用不能となることを想定し、役場機能代替拠点施設や災害対策本部機能は、白老小学校とする。

このことから、災害対策本部機能と業務継続を維持するための非常電源や業務の継続を行うための整備を進めなければならない。

津波災害の場合は、白老小学校内に置くものとするが、被害状況によっては各出先機関、公共施設等の安全やライフライン等の機能を確保できた公共施設を代替拠点として構える分散型とする場合もある。

業務継続性の確保を行うため計画的に本庁舎の耐震補強等の施策を検討・実施する。

なお、本庁舎のあり方は将来のまちづくりにも関わることから、その耐震性能の確保については、まちづくりに関する計画などと整合性をとりながら検討を進めることとする。

3 ライフラインの状況

〔電 力〕 復旧まで、1週間程度かかるものとする。

〔通 信〕 固定電話・携帯電話ともに復旧まで、1週間程度かかるものとする。

〔上水道〕 復旧まで、30日程度かかるものとする。

〔下水道〕 復旧まで、30日程度かかるものとする。

第3章 職員体制

1 職員の勤務体制の考え方

(1) 職員の健康管理

業務継続計画の発動直後の期間は長時間の勤務も想定されるため、睡眠、休憩、食事といった時間が不規則になるなど、健康面について負担が通常以上にかかることから、災害対策本部の指示に沿って、勤務の交代も適宜行うように心掛ける。

過去の大規模災害の例を踏まえ、職員のメンタルヘルスクエアを含む健康管理についても、本人や周囲の者が相互に心身の健康のチェックを行うこととする。また、家族との連絡についても配慮する。

(2) 職員の弾力的な配備の考え方

各部署ごとに非常時優先業務を定めているが、非常時優先業務の規模や必要人員等は被災規模や状況によって変化する。職員の応援や人員配備については、非常時優先業務を見極めた上で、適切に行わなければならない。

また、災害に対応する業務は長期間にわたるため、職員の交代により業務を実施する必要がある。

(3) 応援体制について

- ① 非常時優先業務に必要な人員が確保できない場合は、担当部署内で応援職員の配置を行うものとする。
- ② 非常時優先業務に必要な人員の確保・配置は、必要に応じて部署を越えて、全庁横断的に調整する。
- ③ 非常時優先業務のうち、資格・業務経験が必要な業務については、当該担部署の参集状況によって、過去に在籍した職員の応援も考慮する。
- ④ 非常時優先業務の中には、他自治体からの応援職員や災害ボランティアを受け入れて業務を実施することも想定しておくこと。

2 指揮命令系統の確保

発災時においても組織を維持し、業務継続を適切に行うには、指揮命令系統の確立が重要であるため、発災時における意思決定権者の不在等の事態を想定し、あらかじめ職務代行体制を定めておく必要がある。

〈地域防災計画に定める災害対策本部の職務代行〉

職務代行の対象者	職務代行者		
	第1順位	第2順位	第3順位
本部長(町長)	副町長(管理)	副町長(事業)	教育長

3 職員の参集

(1) 配備体制

〈白老町地域防災計画の配備体制(震災対策)〉

配備体制	配備基準	本部員
警戒配備 (連絡本部)	町内で震度3の地震が発生したとき	危機管理室長(本部長) 建設課長、施設所管課長、消防署長 事務局：危機管理室
第1非常配備 (警戒本部)	町内で震度4の地震発生	副町長(本部長) 危機管理室長、総務課長、 建設課長、施設所管課長、消防署長 事務局：危機管理室
	津波注意報	副町長(本部長) 危機管理室長、総務課、企画課、農林水産課長、 経済振興課長、港湾室、消防長 事務局：危機管理室
第2非常配備 (災害対策本部)	震度5弱以上の地震発生	町長(本部長) 副町長、教育長(副本部長) 危機管理室長、総務課長、財政課長、会計室長、 税務課長、生活環境課長、健康福祉課長、 子育て支援室長、高齢者介護課長、町民課長、 消防長、病院事務長、議会事務局長、企画課長、 象徴空間整備統括監、アイヌ総合政策課長、 象徴空間周辺整備推進課長、農林水産課長、 経済振興課長、港湾室長、建設課長、上下水道課長、 学校教育課長、食育防災センター長、生涯学習課長 事務局：危機管理室・総務課総務情報G
	大津波(特別警報) 津波警報	

(2) 職員の配備基準

- ① 警戒配備、第1・第2非常配備体制については、構成課課長職並びにあらかじめ構成課長職が指名した職員をもって配備に当たる。
- ② 交通災害、産業災害等が発生した場合は、警戒本部長（副町長）、当該災害の対策主管部署をもって第1非常配備体制に入るものとする。なお、災害の状況によっては、町長は、災害対策本部設置を命ずることがある。
- ③ 非常配備職員の注意事項
 - ア 職員は、あらかじめ定められた災害時における非常配備体制及び自己の任務を十分習熟し、自己の任務に関連した災害が発生するおそれがあり、又は災害の発生を察知したときは、非常配備命令がない場合であっても、速やかに定められた部署へ参集し、災害応急活動を行うものとする。
 - イ 職員は、防災関連情報を入手するため、北海道防災対策支援システム等の防災情報を積極的に登録するものとする。

また、職員は、異常天候等の場合においては、非常配備命令のない場合であっても、ラジオ・テレビ・インターネット等の気象情報等に注意し、状況に応じ電話等の方法をもって所属長との連絡をとり、指示を仰ぐものとする。
 - ウ 非常配備命令を受けた職員は、最も短時間で参集し、非常配備に就くものとする。
 - オ 交通機関が途絶した場合にあっては、徒歩等可能な限りの方法をもって参集し、非常配備に就くものとする。
 - カ 参集した職員は、速やかに所属長に参集した旨を報告するものとする。
 - キ 災害の状況等により参集に危険があると判断した職員は、その旨を所属長に報告し指示を受けるものとする。
 - ク 職員の参集率の低い発災直後の初動期において、組織内の業務が円滑に進むよう指揮命令系統が確立されていることが重要であるため各対策部・対策班においては、課長職、主幹職が不在の場合にも、適切に意思決定を行うことができる体制を確保するため、委任権限の順序を事前に定め、意思決定権者と連絡の取れない場合には、あらかじめ定めた順序で自動的に権限が委任されるものとする。

また、管理職が勤務地に参集できない状況下では、連絡が取れ次第指示を仰ぐことが可能な場合であっても、権限を委任する。

(3) 情報収集

職員は参集する際、災害状況等を把握し、情報を災害対策本部に伝えるものとする。

(4) 応急活動に必要なマニュアルの作成等

各部署は、必要に応じて応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知、定期的に訓練を実施するなどして、使用する資機材や装備の取扱の習熟、他の職員や関係機関等との連携等について徹底するものとする。

(5) 発災時の対応

被害想定に合わせ、本計画では「休日夜間の0時」に発生した場合を想定し、「配備体制」に基づき、全職員が参集する災害対策本部体制となる。

なお、職員又はその家族が死傷する場合や休日であるため遠方へ旅行中の場合などが考えられ、参集できない者、参集が遅れる者が多数生じることが想定される。

(6) 参集予測人数の算定

災害時における道路事情、交通機関の運行状況を詳細に想定することは困難なため、交通機関が全面ストップしていることを想定する。

より現実的な職員参集者数の推計を行うためには、歩行距離だけでなく、参集困難者も考慮する必要がある。

参集困難者とは、本人又はその家族の死傷、自宅の被害、自宅近隣又は参集途中における救出・救助活動への従事等のため、参集場所に向かうことができない職員とする。

また、休日であるため遠方へ旅行中であるなど、自宅以外の場所で被災する場合も考えられるため、次のとおり参集困難者の人数を算定し、非常時優先業務の遂行上、必要な人員の検討資料とした。

- ① 災害対策本部代替施設（白老小学校）に参集する。参集方法は、原則徒歩とする。
- ② すぐに参集はできないため、発災時から1時間を準備時間で計算する。
- ③ 歩行速度は、時速3kmで計算する。なお、1日の連続走行には限界があることから、最大12時間で20kmまでとする。
- ④ 参集率を概ね、発災から6時間は30%、6時間を超え1日目は40%とする。2日目は60%、3日目は80%と想定する。
- ⑤ 通勤距離等により参集時間(各時間・1日・2日・3日・7日)を想定して職員参集人数を決めておく。
- ⑥ 7日目以降は職員数の10%が参集できない状況を想定して、166人と算定する。
- ⑦ 消防本部及び町立病院は別に業務継続計画又はこれに準じる初動活動計画を策定する。

(7) 地震発生時の参集予測人数

地震発生時の職員参集予測人数は次のとおりとする。

【職員参集予測人数算出集計表】

部署	対象 職員数	項目	2H	3H	6H	12H	1D	2D	3D
全職員	186	参集人数	43	44	50	68	73	110	110
		参集率	23%	24%	27%	37%	39%	59%	59%

【各課別職員参集予測人数算出集計表】

部署	対象 職員数	項目	2H	3H	6H	12H	1D	2D	3D
総務課	16	参集人数	4	4	4	6	6	9	13
		参集率	25%	25%	25%	38%	38%	56%	81%
危機管理室	2	参集人数	0	0	1	1	1	1	1
		参集率	0%	0%	50%	50%	50%	50%	50%
財政課	7	参集人数	2	2	2	2	3	4	6
		参集率	29%	29%	29%	29%	43%	57%	86%
会計室	4	参集人数	1	1	1	1	2	2	3
		参集率	25%	25%	25%	25%	50%	50%	75%
税務課	13	参集人数	3	3	4	5	5	8	10
		参集率	23%	23%	31%	38%	38%	62%	77%
生活環境課	8	参集人数	2	2	2	3	3	5	6
		参集率	25%	25%	25%	38%	38%	63%	75%
健康福祉課	13	参集人数	3	3	4	5	5	8	10
		参集率	23%	23%	31%	38%	38%	62%	77%
高齢者介護課	12	参集人数	3	3	4	5	5	7	10
		参集率	25%	25%	33%	42%	42%	58%	83%
子育て支援室	15	参集人数	2	3	4	6	6	9	10
		参集率	13%	20%	27%	40%	40%	60%	67%
町民課	12	参集人数	2	3	3	5	5	7	10
		参集率	17%	25%	25%	42%	42%	58%	83%
議会事務局	3	参集人数	1	1	1	1	1	2	2
		参集率	33%	33%	33%	33%	33%	67%	67%
企画課	6	参集人数	2	2	2	2	2	4	5
		参集率	33%	33%	33%	33%	33%	67%	83%

アイヌ総合政策課	4	参集人数	1	1	1	1	2	2	3
		参集率	25%	25%	25%	25%	50%	50%	75%
象徴空間周辺整備推進課	6	参集人数	2	2	2	2	2	4	5
		参集率	33%	33%	33%	33%	33%	67%	83%
農林水産課	7	参集人数	2	2	2	3	3	4	6
		参集率	29%	29%	29%	43%	43%	57%	86%
経済振興課	9	参集人数	2	2	3	4	4	5	7
		参集率	22%	22%	33%	44%	44%	56%	78%
港湾室	3	参集人数	1	1	1	1	1	2	2
		参集率	33%	33%	33%	33%	33%	67%	67%
建設課	17	参集人数	3	3	4	5	7	10	14
		参集率	18%	18%	24%	29%	41%	59%	82%
上下水道課	13	参集人数	4	4	4	5	5	8	10
		参集率	31%	31%	31%	38%	38%	62%	77%
学校教育課	7	参集人数	2	2	2	2	3	4	6
		参集率	29%	29%	29%	29%	43%	57%	86%
食育防災センター	3	参集人数	1	1	1	1	1	2	2
		参集率	33%	33%	33%	33%	33%	67%	67%
生涯学習課	6	参集人数	2	2	2	2	2	4	5
		参集率	33%	33%	33%	33%	33%	67%	83%

(8) 大津波警報発表時の参集の考え方

- ① 大津波警報発表時は、町内の広範囲が津波浸水想定区域となることから、想定浸水区域内に居住している職員は、各自で直ちに高台避難場所等へ避難し、大津波警報解除後に地域防災計画の非常配備体制に基づき参集する。
- ② 白老地区以外に居住している職員で想定浸水区域内に居住している職員は大津波警報解除後に参集することから、発災後1日目は参集できないと想定する。
- ③ 津波災害時には職員の参集が困難になることが想定されることから、参集率はおおむね、1日目は30%、2日目は40%、3日目は50%とする。
- ④ 7日目以降は、職員数の30%が参集できない状況を想定して、129人と算定する。
- ⑤ 消防本部及び町立病院は別に業務継続計画又はこれに準じる初動活動計画を策定する。

象徴空間周辺整備推進課	6	参集人数	2	2	2	2	2	2	3
		参集率	33%	33%	33%	33%	33%	33%	50%
農林水産課	7	参集人数	2	2	2	2	2	3	4
		参集率	29%	29%	29%	29%	29%	43%	57%
経済振興課	9	参集人数	2	2	2	2	2	4	5
		参集率	22%	22%	22%	22%	22%	44%	56%
港湾室	3	参集人数	1	1	1	1	1	1	2
		参集率	33%	33%	33%	33%	33%	33%	67%
建設課	17	参集人数	3	3	3	3	3	6	9
		参集率	18%	18%	18%	18%	18%	35%	53%
上下水道課	13	参集人数	3	3	3	3	3	5	7
		参集率	23%	23%	23%	23%	23%	38%	54%
学校教育課	7	参集人数	2	2	2	2	2	2	4
		参集率	29%	29%	29%	29%	29%	29%	57%
食育防災センター	3	参集人数	1	1	1	1	1	1	2
		参集率	33%	33%	33%	33%	33%	33%	67%
生涯学習課	6	参集人数	2	2	2	2	2	2	3
		参集率	33%	33%	33%	33%	33%	33%	50%

(10) 自宅待機する職員の要件

次のいずれかに該当する職員については、参集の対象とせず、原則自宅待機とする。

なお、自宅待機する場合は、必ず所属部署の上司に報告のうえ、承諾を得ることとする。

- ① 同居している職員の家族等が死亡したとき
- ② 職員または同居している家族等が負傷し、入院する必要があるとき
- ③ 同居する家族の安否確認が取れないとき
- ④ 自宅から参集場所までの距離が40km以上あり、徒歩で2日間以内に参集することが困難なとき
- ⑤ その他、必然的かつ合理的で所属部署の上司が認めるとき

(11) 参集人数が不足した場合の応急対策要員の確保

職員の被災等により参集人数の確保が困難であると認められる場合は、参集可能な嘱託員および臨時職員に参集を要請するほか、関係機関に必要人員の派遣を依頼し、応急対策要員を確保する。

4 参集職員の把握及び安否確認

地震発生時の初動体制が確立できたとしても、非常時優先業務を迅速かつ的確に行うためには、その業務に実際に従事できる人員の確保が必要である。

このため、いち早く参集可能な人員の把握と職員の安否確認をすることが重要である。

(1) 現状

各職員は、参集できない場合、所属長等に報告する。

(2) 課題

参集困難者との連絡は、電話やメールなどが考えられるが、電話は輻輳が予想されるうえ、メールについても着信まで時間がかかることが想定される。

5 職員の家族の安否確認

勤務時間内に発災した場合には、職員は各職場において非常時優先業務に従事することになるが、安心して職務に専念するには家族の安否や自宅の被害状況等を知ることが重要となる。そのため、普段から家族でメールや災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の連絡方法を確認しておくことが必要となる。

また、職種や部署によっては、例えば家族との連絡が取れない状態であっても、非常時優先業務に従事しなければならない職員が発生することも予想される。

そのような場合には、他の職員が代わって安否確認を行う体制整備の検討を行う必要もある。

第4章 非常時優先業務の選定

1 非常時優先業務選定の共通基準

非常時優先業務の選定にあたっては、次の共通基準に基づき選定している。

- (1) 災害発生時は、嘱託員・臨時職員を含む職員の安否確認を最優先で実施する。
- (2) 災害発生直後は、職員参集後、地域防災計画に位置付けられた災害応急対策業務を最優先する。
- (3) 災害発生から3日間は、災害応急対策業務に重点を置き、町民生活に著しい影響を与える業務を除いた業務は停止する。
- (4) 通常業務の再開は、町民の生活維持に係る重要度をもって災害対策本部と協議の上、判断する。
- (5) 避難所等の災害応急対策業務に使用していない公共施設の一般利用は休止する。
- (6) イベント・会議等は原則として中止・延期する。
- (7) 災害復旧・復興業務は、災害応急対策業務と並行し、早期に実施すべき基本的な業務を対象とする
- (8) 優先度の高い通常業務は、災害応急対策業務に影響を与えない範囲で、災害対策本部と協議の上、順次再開する

2 業務着手時期の設定における留意点

非常時優先業務は、次の点に留意して着手時期を設定している。

- (1) 地域社会の影響や法令の適正な執行の観点から検討する。
- (2) 条件により業務着手時期が大きく変わる場合は、最も早い時期を業務着手時期とする。
- (3) 被災していない地域がある場合は、その地域に対する通常業務の再開を検討する。
- (4) 発災後1～2週間経過後に実際の被害状況を受けて業務が多くなることに留意する。

3 非常時優先業務の選定

非常時優先業務は、地域防災計画に定める白老町組織規則等に定める通常業務から、次の基準により選定する。

なお、業務開始目標時間は、業務開始のための準備を開始する時間とする。

業務	業務開始 目標時間	選 定 基 準
非常時 優先 業務	発災～ 24時間以内	○町民の生命・身体を守るための初動体制の確立、町役場機能の維持・復旧、避難所開設・運営に係る業務
	24時間～ 3日以内	○遅くとも3日以内に業務に着手しないと、町民生活や地域社会に相当の影響を与えるため、早期に対策を講ずべき業務
	3日～ 1週間以内	○被災者の通常生活復帰に係る業務 ○非常時優先業務以外で優先度が比較的高い通常業務
	1週間～ 1ヶ月以内	○業務開始に相応の準備が必要となる復旧・復興業務 ○発災後、1週間以内に実施しなくても、町民生活や地域社会に直ちに影響を与えないと見込まれる業務
その他 業務	1ヶ月～	○発災後、1か月以内に実施しなくても、町民生活や地域社会に直ちに影響を与えないと見込まれる業務

4 非常時優先業務の選定結果

選定基準により選定した結果、各部署の非常時優先業務及びその他業務は、次のとおりとなる。

なお、部署ごとの一覧は別表に記載する。

部署名	業務開始目標時間							合計数
	非常時優先業務						その他業務	
課名	3時間以内	12時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	1カ月以内	1カ月後	
共通	7	0	0	0	0	0	0	7
	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%
総務課	3	0	0	0	0	15	3	21
	14%	0%	0%	0%	0%	71%	14%	100%
危機管理室	2	0	0	0	0	0	6	8
	25%	0%	0%	0%	0%	0%	75%	100%
財政課	4	4	2	0	2	2	5	19
	21%	21%	11%	0%	11%	11%	26%	100%
税務課	1	0	0	2	7	3	5	18
	6%	0%	0%	11%	39%	17%	28%	100%
町民課	2	5	6	3	4	3	2	25
	8%	20%	24%	12%	16%	12%	8%	100%
健康福祉課	0	0	0	0	2	2	20	24
	0%	0%	0%	0%	8%	8%	83%	100%
子育て支援室	4	2	0	0	0	0	9	15
	27%	13%	0%	0%	0%	0%	60%	100%
高齢者介護課	0	0	0	1	2	1	0	4
	0%	0%	0%	25%	50%	25%	0%	100%
生活環境課	0	0	6	10	9	6	7	38
	0%	0%	16%	26%	24%	16%	18%	100%
企画課	3	0	0	2	0	0	23	28
	11%	0%	0%	7%	0%	0%	82%	100%
アイヌ総合政策課	1	0	0	0	0	4	0	5
	20%	0%	0%	0%	0%	80%	0%	100%

資料7-8

象徴空間周辺整備推進課	0	0	0	0	1	6	1	8
	0%	0%	0%	0%	13%	75%	13%	100%
農 林 水 産 課	0	0	0	0	0	25	0	25
	0%	0%	0%	0%	0%	100%	0%	100%
經 濟 振 興 課	0	0	0	0	0	0	26	26
	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%	100%
港 灣 室	0	0	0	1	0	0	13	14
	0%	0%	0%	7%	0%	0%	93%	100%
建 設 課	3	1	0	3	5	0	17	29
	10%	3%	0%	10%	17%	0%	59%	100%
上 下 水 道 課	2	0	0	1	0	2	6	11
	18%	0%	0%	9%	0%	18%	55%	100%
白 老 町 水 道 事 業	6	0	0	1	0	4	16	27
	22%	0%	0%	4%	0%	15%	59%	100%
学 校 教 育 課	7	0	2	2	0	19	8	38
	18%	0%	5%	5%	0%	50%	21%	100%
生 涯 学 習 課	0	0	0	1	4	9	12	26
	0%	0%	0%	4%	15%	35%	46%	100%
会 計 室	0	0	2	2	0	2	6	12
	0%	0%	17%	17%	0%	17%	50%	100%
議 会 事 務 局	0	0	0	0	7	11	4	22
	0%	0%	0%	0%	32%	50%	18%	100%
監 査 委 員 室	2	0	0	0	8	0	0	10
	20%	0%	0%	0%	80%	0%	0%	100%

第5章 非常時優先業務実施のための業務執行環境の整備

1 各種情報システムの維持、復旧

本庁舎の住民情報システムは、各業務を支える重要なシステムである。庁舎電算室の住民情報システムサーバ及び各部署に設置している住民情報システム端末は、停電時においても非常用発電機からの電力供給により使用可能である。

また、住民情報システム端末以外の業務端末へは非常用発電機からの電源供給により使用可能となるが、非常時優先業務の継続的な実施のため、既に策定済みであるICT-BCP(情報システム業務継続計画)については、常にシステムが正常に使用できるよう見直しを行うこととする。

2 通信手段の確保と情報収集及び共有化

(1) 通信手段の確保

各種通信手段は、回線数・所有数が限られているほか、通信設備そのものの損壊等により使用できなくなる可能性があるため、発災後速やかに設備の使用可否を確認し、災害対策本部に報告する。使用可能な回線の本数が不足した場合、充足するまでの間は災害対策本部の指示の下、柔軟に対応する。

(2) 北海道総合防災情報ネットワークシステム

現在、道出先機関・防災関係機関・町は、インターネット回線及び衛星系の防災無線回線で結ばれている。この二重化された防災情報ネットワークを通じて、防災対応体制の確立及び情報発信を実施する。

(3) 情報収集

町内の被害状況や震度、雨量、河川水位などの情報収集は、国、道、町などの情報を最大限利用し情報収集する。また、北海道総合防災情報ネットワークシステムを始めとする防災関連システムも活用していく。

(4) 情報の共有

発災直後からの被害情報や避難情報等については、原則として北海道総合防災情報システムを用いることとし、防災関係機関との災害情報の共有化を図る。また、庁内の情報共有についても、充実及び迅速化を図る。

(5) 情報の発信

町内の被害状況に関する情報や避難に関する情報の発信は、住民の安全の確保や避難行動への誘導などの面において、極めて重要である。そのため、情報発信には白老町防災メール、防災行政無線(同報系)、町ホームページ、町広報車、消防車両による広報など、あらゆる手段を用いて多角的に情報発信を行う。

(6) 情報の伝達手段の多角化

町内の被害状況に関する情報や避難に関する情報の発信は、町民の安全の確保や避難行動への誘導などの面で極めて重要である。防災情報を町民に効率的に伝達するため、既存の情報伝達手段の普及促進と併せ、新たな技術の導入も視野に入れた効果的な情報伝達手段について調査・検討を行い、情報伝達の多角化を推進する。

3 職員の非常用食料、飲料水等の確保

応急復旧の期間に、職員が業務に専念するための食料、飲料水、その他生活必需品の備蓄に努める。備蓄する非常用食料は3日間分を目安とし、被害状況によっては長期化も想定されるので、勤務時間外に参集する場合は、各職員が可能な限り、飲食物等を持参するよう啓発する。

また、平常時から個人レベルで、非常用食料、飲料水などを備蓄するなど個人備蓄も推奨する。特に、持病薬など必要なものは職員自ら確保しておくようにする。

4 資機材等の確保

発災時に非常時優先業務を継続する上で、不可欠な資機材や用品等の確保に努める。

さらに、災害により破損したり、不足したりする場合に備え、発災時に調達する手段を普段から確保する。

業務継続に必要不可欠な資機材や用品等と、その保有状況を定期的に把握し、適切な在庫管理に努める。

5 電力の確保

大規模災害時には本庁舎の停電する可能性が高いが、本庁舎に整備してある非常用自家発電機は電力供給率100%を賄う能力があるが、さらに電力が必要な場合、必要な機能設備に限定して使用することとする。

また、協定に基づき燃料の補給が途切れることがないように実効性の確保に努める。

6 協定等による物資等の調達

大規模災害時には、町の備蓄だけでは十分対応できないため、関係機関・各種団体・企業等からの調達により補完する必要があるが、これらの調達を迅速に行うため、協定等の締結を推進している。

協定締結の検討に際しては、協定の実行可能性や限界について締結先と十分協議するとともに、協定等の実効性の確保に努める。

なお、既に協定を締結しているものについても、適宜、締結先と実効性の確保について検討し、内容の見直しなどを行う。

第6章 今後の取り組み

業務継続計画の策定や維持・更新、業務継続を実現するための予算・資源の確保、事前対策の実施、取り組みを浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善などを行う平常時からのマネジメント活動は、業務継続マネジメント(Business Continuity Management、以下「BCM」という。)と呼ばれる。

業務継続計画は、最初から完全に構築できるものではなく、その後の継続的改善により徐々に業務継続能力を向上させていくことが重要である。

BCMは組織の業務継続能力を継続的に維持・改善するためのプロセスであり、組織全体のマネジメントとして継続的・体系的に取り組むこととする。

1 計画の見直し・更新

社会的な外部環境の変化や人事異動、機構改革に伴う組織の変化などにより、行うべき業務や必要な資源は絶えず変化している。今後、PDCAの手法を用いて継続的に計画の見直し・更新を行い、変化に対応できるBCMに取り組むこととする。

なお、主に見直し・更新は、次の場合をとらえて実施する。

- ① 被害想定の変更時
- ② 地域防災計画の更新内容が業務継続計画に影響を及ぼすとき
- ③ 事務事業の見直しなど大幅な組織改編が業務継続計画に影響を及ぼすとき
- ④ 小規模災害の対応の中でボトルネック(課題)が明らかとなったとき

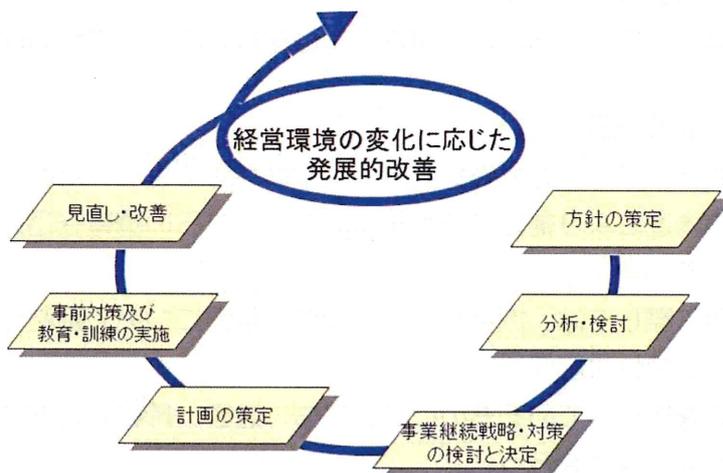


図4 業務継続の取り組みの流れ

2 研修及び訓練の実施

職員一人ひとりが、業務継続の重要性や自らが果たすべき役割を認識することを目的として、本計画の前提となる限られた資源を有効利用し、優先的に着手する業務や休止する業務の判断と実施手順等を検証するため、必要に応じて研修や訓練を実施する。

3 職員への教育

職員の意識を高めるために各所属長等は、職員に対して次の事項に関する教育を行う。また、職員は次の事項について家族とも共有し、準備をしておかなければならない。

- ① 災害時には、公務員として災害時の業務に当たる責務があること。
- ② 過去の災害時に起きた様々な問題について、職員自身が自らの問題として考え、対応できるようにすること。
- ③ 各家庭においては、非常持出品や最低3日間(1週間が望ましい)の食料、飲料水等を常備しておくこと。
- ④ 災害業務に従事するための3日間程度の宿泊に必要な飲食物等をまとめておくこと。
- ⑤ 家族との安否確認が行えるよう、連絡方法について決めておくこと。
- ⑥ 地震が発生した時に、自分自身や家族の身の安全を確保できるようにあらかじめ、自宅の家具の固定等の対策をしておくこと。
- ⑦ テレビやラジオ、インターネット等の多様な手段により、正確な情報を収集できるようにしておくこと。

4 非常時優先業務マニュアルの整備

担当する非常時優先業務のうち、特に応急復旧業務については、課における部門別作業手順や内容などをマニュアルとして整備しておく必要がある。マニュアルは随時確認し、整理する。

(1) 点検、確認

① 人的資源(年度当初)

年度ごとに、部署構成職員の参集時間の確認、意思決定順位の確認、非常時優先業務の担当の割り振り、対応力の確認を行う。

② 資機材(随時)

非常時優先業務を遂行するために必要な資機材の備蓄状況や、品質状況のチェック及び使用しているシステムの紙出力台帳の管理を行う。

③ 執務環境(年度末・年度当初)

通信機器など、大規模災害時の重要インフラの点検を実施する。また、執務環境内の棚などの固定状況などについて点検する。

(2) ボトルネック(課題)の解消と精査

非常時優先業務を実施するに当たって、十分ではない資源や課題の解決に向け、ボトルネックの解消状況及び新しく明らかになったボトルネックの精査を行う。

5 自治体間支援と受援の重要性

東日本大震災や熊本地震では、多くの市町村が壊滅的な被害を受けた。職員も多数が被災するなど、被災自治体の行政機能は大きく低下し、あらゆる行政業務に支援を必要とした。

しかしながら、被災自治体は目の前の業務に忙殺され、受入体制が調整できず、人手が欲しいのに支援職員派遣の申し出を断らざるを得なかったという事態も起こった。

このことから、あらかじめ、どの分野にどの程度の支援職員が必要か、宿泊場所や通勤手段、食事はどうするのか想定し準備しておく必要がある。

外部からの支援を調整する総合受援体制の整備についても検討するとともに、各部署においては、外部からの支援を受入れることを想定し、非常時優先業務について「支援職員用マニュアル」を事前に整備するなど、その支援を有効活用する受援力が必要となる。

6 指定管理者等への周知と連携

本町の設備・施設管理等を行っている指定管理者等に対して、白老町業務継続計画を周知し、大規模災害時の対応等について協定等の内容の見直しや、対応方法について事前に十分協議することとする。

7 計画の見直し

この計画は、一定の想定シナリオに沿って検討・策定したものであるため、今後、必要資源の確保に努めた結果や訓練・教育等によって得られた情報、さらに最新の知見等について適切に計画に反映させ、計画を改善させていくことが必要である。

このため、BCPの見直しについては、災害実例における検証結果を反映させるなど、随時実施することとする。